

「沖縄県子どもの貧困対策計画」(第2期)指標等総括表

参考資料2

(1) 子どもの貧困に関する指標及び目標値

No	区分	指標名	沖縄県			取組状況			全国		出所
			基準値	直近値	目標値	達成状況	要因	対策	計画掲載値	直近値	
1	主要	沖縄子ども調査による困窮世帯の割合 (0～17歳調査)	23.2% (R3年度)	20.2% (R5年度)	19.8%	改善	割合は低下しているものの、物価高騰により実質賃金が低下していることを考慮する必要がある。			県：沖縄子ども調査 (0～17歳調査)	
2	主要	電気、ガス、水道料金の未払い経験 (子どもがある全世帯)	電気 12.7% ガス 11.7% 水道 10.3% 電気 6.2% ガス 5.9% 水道 5.2% (R3年度)	17.3% 14.2% 12.0% 8.6% 7.6% 6.2% (R5年度)	11.9% 11.1% 9.7% 5.6% 5.2% 4.7%	後退	物価高騰による影響の広がりは全ての世帯で見られるものの、低所得世帯ほど生活への影響を強く感じている。	14.8% 17.2% 13.8% 5.3% 6.2% 5.3% (H29年)	14.8% 17.2% 13.8% 5.3% 6.2% 5.3% (H29年)	県：沖縄子ども調査 (0～17歳調査) 全国：生活と支え合いに関する調査(特別集計)	
3	主要	食料又は衣服が買えない経験 (子どもがある全世帯)	食料 41.9% 衣服 44.4% 食料 20.2% 衣服 23.2% (R3年度)	47.7% 51.7% 23.8% 26.9% (R5年度)	39.3% 42.1% 18.0% 20.6%	後退	物価高騰による影響の広がりは全ての世帯で見られるものの、低所得世帯ほど生活への影響を強く感じている。	34.9% 39.7% 16.9% 20.9% (H29年)	34.9% 39.7% 16.9% 20.9% (H29年)	県：沖縄子ども調査 (0～17歳調査) 全国：生活と支え合いに関する調査(特別集計)	
4	主要	経済的な理由により医療機関を受診しなかった経験	6.2% (R3年度)	4.5% (R5年度)	3.2%	改善	小学生及び中学生に対する医療費助成(窓口負担の無料化)が一定程度の効果をあげていることを示すものと考えられる。			県：沖縄子ども調査 (0～17歳調査)	
5	主要	子どもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合(ひとり親世帯)	(重要な事柄の相談) いざという時のお金の援助) 12.1% 41.5% (R3年度)	12.9% 42.9% (R5年度)	10.5% 33.7%	後退	コロナ禍の影響で人と接触が減ったことや、正規雇用者が少なく、長期的に安定した職場での人間関係が築けないことが考えられる。	8.9% 25.9% (H29年)	8.9% 25.9% (H29年)	県：沖縄子ども調査 (0～17歳調査) 全国：生活と支え合いに関する調査(特別集計)	
6	乳幼児	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	95.7%	95.5%	95.50%	達成	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を一体的に行う母子健康包括支援センターの設置や人材育成、出産後もサポートする産後ケア事業実施市町村が増えたことにより、安心して子育てできる環境を整えることに繋がっていると思われる。	経年的に目標値達成できるよう引き続き、地域で安心して子育てができる環境整備に向けて取り組みを行っている。 また、小規模離島地域には、助産施設や産後ケア事業を実施する施設がない等、妊産婦を支える資源が乏しいといった特殊事情があり、産後ケア事業を実施していない市町村もあるため、市町村が工夫して実施できるよう情報提供等行っていく。	95.1% (R元年度)	95.0% (R4年度)	母子保健課調査
7	乳幼児	保育所等入所待機児童数(潜在・潜在)	2,581人 (R3年4月1日)	2,281人 (R6年4月1日)	0 (R6年度)	改善	第2期の基準値と直近の比較において潜在・顕在待機児童数300人減と改善している。主な内訳として顕在待機児童数208人減、潜在待機児童のうち幼稚園利用175人減と、施設整備や保育士の確保が進んでいる。	待機児童の主な発生要因である保育士不足を解消することで、待機児童の解消を図る。			県：保育所等待機児童数調査
8	乳幼児	ひとり親家庭の子どもの就園率(保育所、幼稚園)	79.2% (H30年度)	85.1% (R5年度)	87.1% (R5年度)	改善	子育てが家庭の経済的負担の軽減等を図るため、令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化やひとり親家庭に対する保育所の優先利用等が要因として考えられる。	国の実施する幼児教育・保育の無償化の対象とならない児童である0～2歳の課税世帯に対して支援の実施やひとり親家庭に対する保育所の優先利用等が要因として考えられる。	73.3% (H28年度)	79.8% (R3年度)	県：沖縄県ひとり親世帯等実態調査(R5直近値：沖縄県子ども調査(0-17歳調査)) 全国：全国ひとり親世帯等調査
9	乳幼児	乳児全戸訪問事業における訪問率	87.9%	89.9% (R5年度)	95.6% (R8年度)	改善	市町村で家庭訪問支援に携わる人材の確保及び資質の向上を図るため、各訪問員の能力と必要性にあわせた複数の研修を実施している。	市町村で家庭訪問支援に携わる人材の確保及び資質の向上を図るため、各訪問員の能力と必要性にあわせた複数の研修を引き続き実施する。	95.6% (H30年度)	94.7% (R元年度)	県：青少年・子ども家庭課調査 全国：厚生労働省集計

No	区分	指標名	沖縄県			取組状況			全国		出所
			基準値	直近値	目標値	達成状況	要因	対策	計画掲載値	直近値	
10	乳幼児	乳幼児健康診査の受診率 (乳児) (1歳6か月児) (3歳児)	90.4% 90.9% 89.6% (R元年度)	89.4% 90.7% 87.9% (R4年度)	97.0% 96.0% 94.0% (R6年度)	後退	・新型コロナウイルス感染拡大の影響で、日程が合わない、親自身が受診を控える等の受診抑制の影響が考えられる。 ・未受診者への受診勧奨の取組みについて、各市町村によって違いがある。	・乳幼児健診受診対象となる乳幼児やその保護者が参加しやすい環境整備が必要であり、市町村母子保健担当者や母子保健推進員へ会議や研修を通して、健診の重要性や課題を共有し、また、安心して健診受診しやすい環境を整備していく。	95.3% 95.7% 94.6% (R元年度)	88.3% 95.2% 94.6% (R3年度)	県：地域保健課調査 全国：地域保健・健康増進事業報告
11	乳幼児	養育支援訪問事業の実施市町村数	31市町村 (R3年4月)	31市町村 (R5年4月)	33市町村	横ばい	県内には小規模離島の自治体が多く、当該事業の実施に必要な専門人材の確保が困難であること等が考えられる。	養育支援訪問事業未実施の市町村に対して、きめ細かな助言を行うとともに、各訪問員の能力と必要性にあわせた複数の研修を引き続き実施する。	1419市町村 (H30年度)	1,448市町村 (R2年4月)	県：青少年・子ども家庭課集計 全国：厚生労働省集計
12	乳幼児	3歳児むし歯有病者率	20.2% (R元年度)	15.8% (R4年度)	20.0% (R4年度)	達成	啓発活動を通じて県民の歯科保健意識の向上が図れている。 毎日仕上げみがきを実施する保護者は増加している。 乳幼児健診での歯科保健指導マニュアルを統一し、指導の標準化を図れている。	引き続き仕上げみがきの実施及びフッ化物の利用に関する普及啓発を行う。	11.9% (R元年度)	10.2% (R3年度)	県：沖縄県の母子保健 全国：地域保健・健康増進事業報告
13	小中	全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国との差 (小学校) (中学校)	▲0.5 ▲4.9 (R3年度)	▲3.4 ▲6.9 (R5年度)	0.5 0	後退	第2期においては、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休校等が、全国と比べ多く、授業時数の確保や学習内容の定着への十分に行うことが困難であったことが、少なからず影響したものと捉えている。	児童生徒一人一人が「確かな学力」を身に付けるため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、「授業改善」に重点をおき今後も取り組みを進めていく。また、各学校の取り組みを支援するために、指導方法工夫改善に係る加配教員の活用や少人数学級の推進、教師の指導力向上を目指した研修会の充実等に取り組む。さらに、県教育委員会による学校支援訪問を通じ、授業改善の助言や情報の提供を行う。	—	—	全国学力・学習状況調査
14	小中	授業がわからないことがある児童生徒の割合の所得階層差 (小学5年生) (中学2年生)	▲14.9 ▲16.1 (R3年度)	—	▲7.4 ▲8.0	—	小中学生調査はR6年度予定		—	—	県：沖縄子ども調査 (小中学生調査)
15	小中	高等学校等進学率	97.7% (R3年3月卒)	97.3% (R5年3月卒)	全国平均	横ばい	全国学力・学習状況調査において、本県中学校の学力は、全国平均を下回る状況であるが、その差は緩やかに改善傾向であり、進学率の全国との差も改善傾向である。今後も夢や目標を持つことや、「学力が身につけている」というような自己肯定感を、高等学校等への進学行動につなげるよう、きめ細かな進路指導を行う必要がある。	学力向上及びキャリア教育の充実等により高校等進学率を高めるとともに、進路未決定者については丁寧な現状把握を行い、関係機関と連携しながらきめ細やかな支援に努める。	98.9% (R3年3月卒)	98.8% (R4年3月卒)	学校基本調査
16	小中	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	87.5% (R2年3月卒)	87.6% (R4年3月卒)	全国平均	横ばい	分母となる保護受給世帯の子どもの数が少なく、数人の進学状況により達成状況が大きく変化することから、横ばいの状況となっている。	数人の進学状況により達成状況が大きく変化するため、一人一人の状況にあった支援が行えるよう、学習支援専門員による戸別訪問や学習支援教室での個別指導を行う。	93.7% (R2年3月卒)	93.8% (R3年3月卒)	就労支援等調査

No	区分	指標名	沖縄県			取組状況			全国		出所
			基準値	直近値	目標値	達成状況	要因	対策	計画掲載値	直近値	
17	小中	中学校卒業後の進路未決定率	1.3% (R3年3月卒)	1.4% (R5年3月卒)	全国平均	横ばい	全国学力・学習状況調査において、本県中学校の学力は、全国平均を下回る状況であるが、その差は緩やかに改善傾向であり、進学率の全国との差も改善傾向である。今後も夢や目標を持つことや、「学力が身につけている」というような自己肯定感を、高等学校等への進学行動につなげるよう、きめ細かな進路指導を行う必要がある。	学力向上及びキャリア教育の充実等により高校等進学率を高めるとともに、進路未決定者については丁寧な現状把握を行い、関係機関と連携しながらきめ細やかな支援に努める。	0.6% (R3年3月卒)	0.8% (R5年3月卒)	学校基本調査
18	小中	就学援助制度に関する周知状況	(進級時) (入学時) 87.5% 95.0% (R3年度)	95.0% 97.5% (R5年度)	100% 100%	改善	就学援助事業連絡会議を開催し、各市町村教育委員会に対して、進級時・入学時に全児童生徒に制度を紹介するチラシを配布することなどを促した。	引き続き、就学援助事業連絡会議において、就学援助制度の周知についての取組を促していく。	81.1% (R3年度)	83.2% (R5年度)	就学援助実施状況調査
19	小中	スクールソーシャルワーカーの配置人数	21人 (R3年度)	20人 (R5年度)	31人	横ばい	財源を確保する必要がある。	全国都道府県教育長協議会等を通して、実態に応じた配置が可能となるよう要望していく。	2,895人 (R2年度)	3,241人 (R4年度)	「スクールソーシャルワーカー活用事業」における活動記録調査
20	小中	スクールカウンセラーを配置する学校の割合	(小学校) (中学校) 100% 100% (R3年度)	100% 100% (R5年度)	100% 100%	達成	令和4年度の相談実績は、児童生徒8,040人(21,410件)となっており、教育相談体制の充実により、問題行動等の未然防止、早期発見及び早期対応につながっている。(R5年度は取りまとめ中)	達成済み	67.6% 89.0% (H30年度)	91.5% 94.1% (R4年度)	「スクールカウンセラー等活用事業」に係る調査について
21	小中	不登校児童生徒が学校内外で相談・指導等を受けた割合	(小学校) (中学校) 89.7% 87.3% (R2年度)	99.2% 97.8% (R5年度)	90.0% 90.0%	達成	不登校児童生徒の増加に伴い、割合が低下している。	本事業の拡充及び支援室の効果的な活用に向けた好事例の周知を図る。	69.4% 63.9% (R2年度)	83.3% 87.2% (R4年度)	県：不登校児童生徒が相談・指導等を受けた学校内外の機関等の実態調査 全国：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査
22	小中	放課後児童クラブの登録児童数	23,080人 (R3年5月現在)	25,331人 (R5年5月)	25,090人 (R6年度)	達成	利用ニーズの高まりにより登録児童数は着実に増えている。	一方で待機児童数も増加している状況にあり、引き続き受け皿の拡充に努める必要がある。	1,348,275人 (R3年5月)	1,457,384人 (R5年5月)	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況調査
23	小中	子供の貧困対策支援員による支援人数	7,556人 (R2年度)	8,195人 (R5年度)	7,556人	達成	こどもの貧困対策として、平成28年度から沖縄子供の貧困緊急対策事業を開始し、予算を毎年約1億円ずつ増額し対応しているところである。こどもの貧困対策支援員の配置については、市町村が主体となって取り組んでおり(1(2)ア)、県は側面的支援(1(2)イ、1(5)ア、2(3)カ)を行っている。 8年間のこれらの取り組みが、目標値達成に寄与したものと考えられる。	引き続き、市町村と連携した取り組みを行っていく。	-	-	県：内閣府沖縄振興局事業振興室調べ

No	区分	指標名	沖縄県			取組状況		全国		出所	
			基準値	直近値	目標値	達成状況	要因	対策	計画掲載値		直近値
24	小中	子供の居場所の利用者数	295,797人 (R2年度)	449,352人 (R5年度)	295,797人	達成	こどもの貧困対策として、平成28年度から沖縄子供の貧困緊急対策事業を開始し、予算を毎年約1億円ずつ増額し対応しているところである。こどもの居場所の設置については、市町村が主体となって取り組んでおり、県は側面的支援(1(2)ウ、2(2)ト、2(2)ニ、2(2)ヌ、2(3)カ、2(3)シ)を行っている。 8年間のこれらの取り組みが、目標値達成に寄与したものと考えられる。 【実績】こどもの居場所数:144箇所(R2年度・R3.3.1時点)193箇所(R5年度・R6.3.1時点)	引き続き、市町村と連携した取り組みを行っていく。	—	—	県：内閣府沖縄振興局事業振興室調べ
25	小中	就学援助世帯の児童の中で、学校の歯科検診において、むし歯で要受診とされた者の割合(小学生)	42.8% (R2年度)	42.5% (R5年度)	35.5%	横ばい	県内養護教諭へ研修を実施することにより、本県児童生徒の歯科保健の現状と取組について周知することができた。	今後も、県保健医療部と連携し、歯科保健に関する行政説明及び研修実施を検討していく。発達段階に応じた学校歯科保健教育の推進	—	—	県：学校保健調査
26	小中	就学援助世帯の児童の中で、学校の歯科検診において、むし歯で要受診とされた者のうち未受診者の割合(小学生)	80.2% (R2年度)	82.5% (R5年度)	65%	後退	今回示した直近値(令和5年度調査結果)については、2校が未回答となっているため、令和6年度の数値を元に再度検証する必要がある。	要受診の児童生徒に対する受診勧奨を推進する	—	—	県：学校保健調査
27	高大	県立高等学校中途退学率	1.5% (R2年度)	1.4% (R4年度)	1.4%	達成	令和4年度より全県立高校(59校)へスクールカウンセラーを配置し、不登校やいじめ等の問題行動等に対し早期発見・早期支援を行った。また、支援を必要とする不登校傾向の生徒や中途退学が懸念される生徒等が多く在籍する県立高等学校へ、社会福祉士や公認心理師等の資格を有する就学継続支援員を配置し、福祉等の関係機関による協働体制の構築を図った。	スクールカウンセラーを活用した校内研修等の実施、支援に係る情報共有の実施等、学校とスクールカウンセラーの連携および教諭の面談スキル向上を図る。 スクールカウンセラーの配置計画について、業務評価や面接等を実施し、学校の実状に応じた配置を行う。 スクールカウンセラー等を県立高校全校(59校)へ継続して配置する。	—	1.2% (R3年度)	県：県立学校教育課調査
28	高大	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	2.5% (R元年度)	2.0% (R3年度)	県全体平均	改善	子どもの貧困の解消に資する大学等への進学を推進する観点から、福祉事務所ではアルバイトを行っている高校生に対しては、学業に影響がでるほどの長時間の就労は避けるよう助言するとともに、収入の使途を聞き取り、これが資格の取得、進学等を目的とする場合は収入認定除外を行っている。これにより、長時間労働による学業の遅れを防ぎ、大学等進学へのモチベーションが高められ、中退率が低下していると考えられる。	高校生がいる世帯に対しては、アルバイト収入を進学等の自立助長の目的に活用する場合は収入認定しない制度であることを説明するとともに、子の就労収入も漏れなく申告を行うことや、進学を希望する子どもに対しては、大学等進学のために活用できる制度について家庭訪問の際などに説明するよう、福祉事務所に対し助言、指導を行っていく。	4.1% (R元年度)	3.3% (R3年度)	就労支援等調査
29	高大	大学等進学率	40.8% (R3年3月卒)	46.3% (R5年3月卒)	42%	達成	・県立学校学習支援員による確かな学力の定着のための支援。 ・キャリア教育の視点を踏まえた取組の実施。 ・研修会での課題解決等に向けた協議による進路指導の充実。	・県立学校学習支援員による確かな学力の定着のための更なる支援を図る。 ・キャリア教育の視点を踏まえた取組の更なる充実を図る。 ・早期進路決定に向けた取組の更なる充実を図る。	57.4% (R3年3月卒)	60.8% (R5年3月卒)	学校基本調査

No	区分	指標名	沖縄県			取組状況			全国		出所
			基準値	直近値	目標値	達成状況	要因	対策	計画掲載値	直近値	
30	高大	社会的養護が必要な子どもの大学等進学率	60% (R2年3月卒)	58.6% (R4年度)	県全体平均	後退	社会的養護のもとで生活している児童のなかには、基礎学力や進学費用面の不安などから進学に踏み出せない児童がいる。また、自立に向けて就職を選択する児童も多いと考える。	学力面については、塾等の活用を促し措置費にて塾代等の支援を行う。また、進学費用については引き続き奨学金の周知等を実施する。	32.7% (H31年3月卒)	42.8% (R4年3月卒)	社会的養護の現況に関する調査
31	高大	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	40.6% (R2年3月卒)	49.3% (R4年3月卒)	全国水準維持	達成	分母となる保護受給世帯の子どもの数が少なく、数人の進学状況により達成状況が大きく変化している。	数人の進学状況により達成状況が大きく変化するため、一人一人の状況にあった支援が行えるよう、学習支援専門員による戸別訪問での高校での就学状況の確認や、ケースワーカーによる進学のためのアルバイト代の収入認定除外や大学等進学のために活用できる制度の説明を引き続き行っていく。	37.3% (R2年3月卒)	42.4% (R4年3月卒)	就労支援等調査
32	高大	高校卒業後の進路未決定率	11.7% (R3年3月卒)	10.9% (R5年3月卒)	9.2%	改善	・県立学校学習支援員による確かな学力の定着のための支援。 ・キャリア教育の視点を踏まえた取組の実施。 ・研修会での問題解決等に向けた協議による進路指導の充実。	・県立学校学習支援員による確かな学力の定着のための更なる支援を図る。 ・キャリア教育の視点を踏まえた取組の更なる充実を図る。 ・早期進路決定に向けた取組の更なる充実を図る。	4.5% (R年3月卒)	4.5% (R5年3月卒)	学校基本調査
33	高大	高校卒業後の進学希望割合の所得階層差	▲14.3 (R元年度)	▲14.0 (R4年度)	▲7.1	横ばい	学力が「上のほう」「中の上」の高校生における所得階層差はわずかであるものの縮小した。	無料塾や就学支援新制度、給付型奨学金等の周知を図る。	-	-	県：沖縄子ども調査 (高校生調査)
34	高大	困窮世帯の高校生を対象とした学習支援による大学等進学率	84.7% (R3年3月卒)	83.4% (R5年3月卒)	85%以上	横ばい	大学等への受験者数が進学率の増減に大きく影響しているものと考えられる(令和4年度169名、令和2年度157名)。多様な学習支援の方法を検討し、個別対応の支援やオンライン支援等、学習支援の充実を図る必要がある。	個別対応・オンライン授業による学習支援のあり方について、受託事業者と検討し対応する。	-	-	県：子ども未来政策 課集計
35	高大	不登校生徒が学校内外で相談・指導等を受けた割合(高校)	71% (R2年度)	75.9% (R4年度)	80.0%	改善	令和4年度より全県立高校(59校)へスクールカウンセラーを配置し、不登校やいじめ等の問題行動等に対し早期発見・早期支援を行った。また、支援を必要とする不登校傾向の生徒等が多く在籍する県立高等学校へ、社会福祉士や公認心理師等の資格を有する就学継続支援員を配置し、福祉等の関係機関による協働体制の構築を図った。	スクールカウンセラーを活用した校内研修等の実施、支援に係る情報共有の実施等、学校とスクールカウンセラーの連携および教諭の面談スキル向上を図る。 スクールカウンセラーの配置計画について、業務評価や面接等を実施し、学校の実状に応じた配置を行う。 スクールカウンセラー等を県立高校全校(59校)へ継続して配置する。	61.6% (R元年度)	57.1% (R4年度)	県：県立学校教育課 調査 全国：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査

No	区分	指標名	沖縄県			取組状況			全国		出所
			基準値	直近値	目標値	達成状況	要因	対策	計画掲載値	直近値	
36	若者	若年無業者率（15歳～34歳人口に占める無業者の割合）	4.1% (R2年)	2.9% (R5年)	3.5%	達成	国、県、関係機関において、若年者に対する多様な就労支援を行ったことによるものであり、また、令和4年10月以降の雇用情勢において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響がほぼなくなり、事業所等の人手不足に伴う求人が増加したことで、若年無業者等においても就職につながりやすくなったことが改善の要因ではないかと推測される。県が実施している若年無業者等職業基礎訓練事業における事業実績（訓練生の平均ノード改善率）は、H26年～R4年平均は89.8%と高い水準で改善しており、就職につながりにくいとされている若年無業者等の就職率について、当該事業の基礎訓練を受けた者のうち、55.9%が就職につながっている。	若年無業者等の就労支援機関である地域若者サポートステーションの新規利用者が増えていくよう関係機関との連携を図るとともに、若年無業者等状態にある者を就労等に導くため、就労に必要な基礎訓練を実施し就労支援を行う。	2.8% (R2年)	2.3% (R4年)	労働力調査（基本集計）
37	若者	子ども・若者支援地域協議会設置件数	2件 (R3年1月)	3件 (R5年度)	5件	改善	市町村において子若協議会の設置を促進するため、意見交換を行うなど設置に向けた機運の醸成を図っているところであり、令和4年度は新たに伊江村で子若協議会が設置された。	子若協議会設置の機運が高まっている自治体へのコーディネーターの定期派遣や各市町村向けの研修会の開催を通して、子若協議会の設置促進を図る。	128件 (R3年1月)	142件 (R6年4月)	県：青少年・子ども家庭課集計 全国：こども家庭庁ホームページ
38	保護者	就職相談から就職に結びついたひとり親家庭の数（累計）	839人 (R2年度)	1,079人 (R5年度)	1,140人	改善	高等職業訓練促進給付金等事業が令和3年度より給付対象資格要件を拡充したことにより、IT関係の資格等、民間資格の修業者が増加傾向にある。自立支援教育訓練給付金事業の需給希望者も増加している。	高等職業訓練促進給付金の定員枠を継続して拡大する。事業の広報のため、ホームページ等を活用し制度の周知を図る。	—	—	県：女性力・ダイバーシティ推進課
39	保護者	就職相談から就職に結び付いたひとり親家庭の割合	32.7% (R2年度)	60.6% (R5年度)	38%	達成	高等職業訓練促進給付金等事業が令和3年度より給付対象資格要件を拡充したことにより、IT関係の資格等、民間資格の修業者が増加傾向にある。自立支援教育訓練給付金事業の需給希望者も増加している。	高等職業訓練促進給付金の定員枠を継続して拡大する。事業の広報のため、ホームページ等を活用し制度の周知を図る。	48.4% (H28)	51.8% (R3)	県：女性力・ダイバーシティ推進課
40	保護者	ひとり親家庭の正規雇用者（役員を除く）の割合	51.3% (H30年度)	51.7% (R5年度)	60.8% (R5年度)	改善	調査報告において、母子世帯では、離婚を契機に無職からの就職、パートから常勤への転換など、働く時間や収入を増やすための仕事の変化が確認できることから、正規雇用に移行する割合が高くなっているものと考えられる。 また、母子家庭等就業・自立支援センター事業における就業相談、就業支援講習会及び就業情報の提供等までの一貫した就業支援や高等職業訓練促進給付金等の支給による資格取得の支援、受講中の子どもの一時預りとあわせた技能習得講座の実施など、各種施策の実施により、ある程度、寄与している可能性があると考えられる。	ひとり親家庭の母等に家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じた適切な就業相談を実施。また、就業に必要な知識や技能の習得を図るための就業支援講習会を実施する。	48.4% (H28年度)	48.8% (R3年度)	県：沖縄県ひとり親世帯等実態調査 全国：全国ひとり親世帯等調査

No	区分	指標名	沖縄県			取組状況			全国		出所
			基準値	直近値	目標値	達成状況	要因	対策	計画掲載値	直近値	
41	保護者	ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合（母子世帯）	30.6% (H30年度)	32.1% (R5年度)	42.2% (R5年度)	改善	養育費について、相手の経済的な理由、当事者間の感情的な問題等に加えて、養育費に関する知識不足や情報不足により、目標値に届かなかったのではないかと考えられる。	養育費についての悩みを抱えるひとり親家庭、離婚前の親に対して、今後も養育費に係る相談支援を行うとともに、養育費の履行確保に向けた取組みを推進する必要がある。また、事業の広報のため、ホームページ等を活用し制度の周知を図る。	42.9% (H28年度)	46.7% (R3年度)	県：沖縄県ひとり親世帯等実態調査 全国：全国ひとり親世帯等調査
42	保護者	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子どもの割合（母子世帯）	78.4% (H30年度)	74.1% (R5年度)	71.2% (R5年度)	改善	養育費について、相手の経済的な理由、当事者間の感情的な問題等に加えて、養育費に関する知識不足や情報不足により、目標値に届かなかったのではないかと考えられる。	養育費についての悩みを抱えるひとり親家庭、離婚前の親に対して、今後も養育費に係る相談支援を行うとともに、養育費の履行確保に向けた取組みを推進する必要がある。また、事業の広報のため、ホームページ等を活用し制度の周知を図る。	69.8% (H28年度)	56.9% (R3年度)	県：沖縄県ひとり親世帯等実態調査 全国：全国ひとり親世帯等調査（特別集計）
43	雇用	産業別、常用労働者の1人月間現金給与額（規模5人以上）における「決まって支給する給与」（全産業平均）	220,161円 (R2年)	216,848円 (R5年)	240,773円	後退	所得向上応援企業認証制度の認証企業は増加しているものの、人手不足や物価高騰等における厳しい経営環境や労働生産性が十分に高まっていないことが影響しているものと考えられる。	企業の労働生産性向上に関する取組を支援するとともに、所得向上応援企業認証制度の普及を通じて、従業員へ所得を還元する取組の機運を醸成する（認証数79社（R6.3月末時点））	262,318円 (R2年)	270,229円 (R5年)	毎月勤労統計調査 地方調査
44	雇用	正規雇用者（役員を除く）の割合	60.7% (R2年)	59.8% (R5年)	62.3%	後退	正規雇用割合が減少傾向だが、正規雇用者数は増加しており、正規雇用化促進事業における実績及び意識醸成が寄与していると考えられる。しかし、全国との差は広がっていることから、取組の改善が必要である。	正規雇用に取り組む企業への支援に加え、稼働力の強化や人材育成を図る企業支援等、雇用の質の改善等に向けた総合的な支援との連携を強化していく。	62.9% (R2年)	63.0% (R5年)	労働力調査（基本集計）
45	雇用	1週間に6日以上働く割合の所得階層差 (母親) (父親)	▲5.3 ▲22.9 (R3年度暫定値)	▲5.9 ▲24.5 (R5年度)	▲2.6 ▲11.4	後退	国では長時間労働の是正に向けて、「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけや長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導等を実施している。 県においては、長時間労働の縮減や、仕事と育児・介護の両立など、労働者の仕事と生活の調和を図るため、企業等を対象としたセミナーの開催や専門家の派遣し、企業の働き方見直しの取組や就業規則の整備等を通じて、従業員の働きやすい雇用環境の整備を推進している。 厚生労働省の毎月勤労統計調査によると、令和5年の月平均の総実労働時間（所定内労働時間と所定外労働時間の合計）は138.3時間（全国平均は136.3時間）で、令和4年に比べ1.5%減少しているものの、依然として、1週間に6日以上働く割合の所得階層差（困窮層と一般層の差）が広がっていることから、引き続き、取組を推進していく必要がある。	引き続きワーク・ライフ・バランス推進の両立や育児・介護休業法の法改正対応等をテーマとしセミナーを行い、ワーク・ライフ・パン推進に取り組む企業を支援する。	—	—	県：沖縄子ども調査（0～17歳調査）

(2) 子どもの貧困に関する参考指標

No	区分	指標名	沖縄県		全国		出所
			基準値 (基準年(度))	直近値	計画掲載値	直近値	
101	小中	社会的養護が必要な子どもの高等学校等進学率	97.8% (R2年3月卒)	97.9% (R5年3月卒)	95.3% (H31年3月卒)	95.8% (R4年3月卒)	社会的養護の現況に関する調査
102	小中	生活保護世帯に属する子どもの就職率(中学校卒業後)	1.4% (R2年3月卒)	2.5% (R4年3月卒)	1.0% (R2年3月卒)	1.0% (R3年3月卒)	就労支援等調査
103	小中	小学校児童の不登校(児童千人当たり)	15.3人 (R2年度)	25.3人 (R4年度)	10.0人 (R2年度)	17.0人 (R4年度)	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
104	小中	中学校生徒の不登校(生徒千人当たり)	43.0人 (R2年度)	63.9人 (R4年度)	40.9人 (R2年度)	59.8人 (R4年度)	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
105	小中	放課後児童クラブ平均月額利用料	9,239円 (R2年度)	9,426円 (R4年度)	—	—	県：子育て支援課集計
106	小中	就学援助率	24.13% (R2年度)	23.63% (R4年度)	14.42% (R2年度)	13.96% (R4年度)	就学援助実施状況調査
107	小中	地域等における子どもの学習支援(無料塾等)	39市町村 (R2年度)	37市町村 (R3年度)	—	—	県：子ども未来政策課集計
108	高校	生活保護世帯に属する子どもの就職率(高等学校卒業後)	34.4% (R2年3月卒)	33.8% (R4年3月卒)	43.6% (R2年3月卒)	39.6% (R4年3月卒)	就労支援等調査
109	高校	社会的養護が必要な子どもの就職率(高等学校卒業後)	28.0% (R2年3月卒)	38.9% (R5年3月卒)	62.9% (H31年3月卒)	53.8% (R4年3月卒)	社会的養護の現況に関する調査
110	高校	高等学校生徒の不登校(生徒千人当たり)	18.9人 (R2年度)	25.5人 (R4年度)	13.9人 (R2年度)	20.4人 (R4年度)	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
111	高校	高等学校中途退学率	1.7% (R2年度)	1.8% (R4年度)	1.1% (R2年度)	1.4% (R4年度)	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

No	区分	指標名	沖縄県		全国		出所
			基準値 (基準年(度))	直近値	計画掲載値	直近値	
112	高校	高等教育機関への進学率	高等学校(全日制・ 定時制)卒業後 73.5% 高等学校等卒業後 62.1% (R3年3月卒)	高等学校(全日制・ 定時制)卒業後 75.4% 高等学校等卒業後 62.1% (R5年3月卒)	高等学校(全日制・ 定時制)卒業後 79.5% 高等学校等卒業後 76.1% (R3年3月卒)	高等学校(全日制・ 定時制)卒業後 80.9% 高等学校等卒業後 77.2% (R5年3月卒)	学校基本調査
113	保護者	ひとり親家庭の親の就業率(母子世帯)	75.1% (H27)	73.8% (R2)	80.8% (H27)	82.1% (R2)	国勢調査
114	保護者	ひとり親家庭の親の就業率(父子世帯)	80.6% (H27)	79.2% (R2)	88.1% (H27)	88.2% (R2)	国勢調査
115	保護者	ひとり親家庭の親の正規の職員・ 従業員の割合(母子世帯)	40.0% (H27)	47.9% (R2)	44.4% (H27)	49.2% (R2)	国勢調査
116	保護者	ひとり親家庭の親の正規の職員・ 従業員の割合(父子世帯)	57.5% (H27)	63.2% (R2)	69.4% (H27)	72.9% (R2)	国勢調査
117	保護者	家庭生活支援員(ヘルパー)の登 録総数	1,069人 (R2年度)	1,090人 (R3年度)	—	—	県：青少年・子ども 家庭課集計
118	その他	市町村要保護児童対策地域協議会 に登録されている要保護児童等数	要保護児童数 1,141人 要支援児童数 1,962人 特定妊婦数75人 (R3年4月)	要保護児童数 1,431人 要支援児童数 2,451人 特定妊婦数92人 (R5年4月)	要保護児童数 170,231人 要支援児童数 84,946人 特定妊婦数8,253人 (H31年4月)	要保護児童数 135,249人 要支援児童数 55,563人 特定妊婦数12,174人 (R2年4月)	市町村(虐待対応担 当窓口等)の状況調 査
119	その他	不良行為少年補導人員(19歳以 下の少年人口千人当たり)	20.9人 (R2年)	19.0人 (R5年)	15.9人 (R2年)	22.2人 (R5年)	沖縄県警察本部少年 課集計

「沖縄県子ども貧困対策計画」(第2期) 重点施策に関する事業等の実施状況

事業 No			計画に定める重点施策 (具体的取組)	主な取組・関連事業 (Plan)			主な取組・関連する事業の状況 (Do)					主な取組による成果及び施策 推進上の課題の検証 (Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向 (Action)		担当部署・課等		
				取組名(事業名)	細事業名	内容	取組内容及び結果	R4予算	R4決算	R5予算	R5決算	R6予算	成果	課題	具体的な方策	部署等	担当課	
予算等合計(1~4)							27,868,268		28,942,389			28,931,027						
1			ライフステージに応じたつながる仕組みの構築				638,936		648,122			927,374						
1	(1)		乳幼児期				236,913		242,474			318,236						
1	1	(1)	ア	乳児家庭全戸訪問事業		市町村における養育に関する相談、助言等の取り組みの支援	R4年度 事業を実施する市町村へ補助を行った。 R5年度 事業を実施する市町村へ補助を行った。	26,567	22,733	26,604	22,801	27,342	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問したことにより、支援が必要な世帯の把握が進み、必要な支援につなげた。	市町村において、支援を要する家庭を早期に発見し、必要な支援と認められる家庭に対しては家庭訪問等による積極的な支援(アウトリーチ支援)が実施できる体制を、これまで以上に強化して必要	継続	市町村で家庭訪問支援に携わる人材の確保及び資質の向上を図るため、各訪問員の能力と必要性にあわせた複数の研修を引き続き実施する。	こども未 来部	こども家 庭課
2	1	(1)	イ	養育支援訪問事業		市町村における養育に関する相談、助言等の取り組みの支援	R4年度 事業を実施する市町村へ補助を行った。 R5年度 事業を実施する市町村へ補助を行った。	21,890	17,931	24,268	18,610	19,586	支援が必要な世帯に対し、養育に関する指導助言等訪問による支援の結果、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の軽減等が図られた。	県内の実施市町村数は増加しているものの、依然未実施の市町村がある。また、支援を要する子ども家庭を早期に発見し、適切な支援につなげていくために、引き続き、市町村で家庭訪問支援に携わる人材の確保及び資質の向上を図る必要がある。	継続	養育支援訪問事業を実施の市町村に対して、引き続き助言等を行うとともに、各訪問員の能力と必要性にあわせた複数の研修を引き続き実施する。	こども未 来部	こども家 庭課
3	1	(1)	ウ	乳幼児健康診査	妊婦乳児健康診査事業	支援が必要な家庭を早期に把握する体制整備	・市町村母子保健担当者等への研修会を開催 ・新生児聴覚検査体制整備事業の実	10,519	8,842	8,752	7,621	7,964	母子保健推進員へ研修会等を実施し、課題となっていること共有し、乳幼児が安心して受診しやすい環境を整備した。乳幼児健診の課題や傾向について、母子保健に関する統計データの提供や行政報告等機会に市町村母子保健関係職員に共通理解を図った。	・乳幼児健診受診対象となる乳幼児やその保護者が参加しやすい環境整備が必要である。 ・未受診者への受診勧奨の取組みについて、各市町村によって違いがある。	継続	・母子保健推進員へ研修会等を実施し、課題となっていること共有する。 ・乳幼児健診の課題や傾向について、データの提供や行政報告等の機会に、市町村母子保健関係職員に対し共通理解を図る。	こども未 来部	子育て支 援課
4	1	(1)	エ	利用者支援事業		母子健康包括支援センターの設置促進	R4年度 26市町村43箇所へ運営費を補助した。 R5年度 28市町村47箇所へ運営費の交付決定を行った。	35,208	35,775	43,737	42,003	114,314	事業の運営費を補助することにより、子どもおよびその保護者等、または妊婦としている方が様々な子育て支援を円滑に利用できるような環境整備を図ることができた。	子育て世帯の様々なニーズに対応するため、国の交付要綱の改正により補助単位の増額や新たな補助メニューの創設等がある。	継続	市町村説明会等として、子ども・子育て支援交付金の交付要綱の内容等について周知する。	こども未 来部	子育て支 援課
4	1	(1)	エ	妊婦期からのつながるしくみ体制構築事業		母子健康包括支援センターの設置促進	①母子保健コーディネーター養成研修会を開催(1回) ②産前産後メンタルヘルス研修会を実施(1回) ③モデル事業の実施 ④妊婦期からのつながるしくみ検討委員会の実施 ⑤各保健所による圏域市町村支援のための研修会の実施	14,423	13,230	17,693		18,503	妊婦期からのつながるしくみ検討委員会に、現在実施の課題となっている産前産後メンタルヘルス支援における多職種連携について検討を行うことができた。また、研修を通して、母子健康包括支援センターに携わる者のスキルアップにつなげた。さらに、センター未設置市町村に対しモデル事業を実施したところ、設置市町村が令和5年10月で37市町村となった。	市町村がそれぞれの実情に応じた母子健康支援センターの設置や、継続的に開催し、センター機能の充実を図る。	継続	センター業務に携わる方のスキルアップに寄与するため、継続的に開催し、センター機能の充実を図る。 産前産後メンタルヘルスへの対応など、精神科医等を含む多職種が連携できるような関係作りを支援していく必要がある。	こども未 来部	子育て支 援課
5	1	(1)	オ	子どもを守る地域ネットワークの運営		要保護児童対策協議会の運営支援	R4年度 ①事業を実施する市町村へ補助を行っている。②要保護児童対策地域協議会調整機関員向けの研修を実施。③県内で一般県民向けの講演会を実施。 R5年度 ①事業を実施する市町村へ補助を行っている。②要保護児童対策地域協議会調整機関員向けの研修を実施。③県内で一般県民向けの講演会を実施。	12,253	13,340	15,263	19,812	14,290	市町村の要保護児童対策調整機関の職員向け研修を実施したことにより、職員に資質向上が図られた。また、県民に対する児童虐待通告義務等の広報啓発として、県内各圏域で一般県民向けの講演会を開催したことにより、虐待防止の講演会等について周知が図られた。	市町村の要保護児童対策地域協議会の更なる機能強化に向け、各市町村及び各協議会構成員の児童虐待に関する意識の共有化や虐待対応のノウハウの蓄積を図り、市町村の運営体制を強化する必要がある。また、児童虐待は育児不安や経済的窮乏、地域での孤立化など、家庭が持つ様々な問題が要因となって発生することから、児童虐待の未然防止の観点から、多面的な視点で広報・啓発を強化していく必要がある。	継続	市町村専門職員向けの研修を実施し運営体制の強化を図るとともに、児童相談所による各市町村への技術的支援を実施し、児童虐待事案に関する更なる専門性の向上を図る。また、児童虐待が発生する様々な要因をふまえて、多面的な視点による県民向けの講演会を開催し、児童虐待の未然防止に向けた広報・啓発に取り組む。	こども未 来部	こども家 庭課
6	1	(1)	カ	民生委員事業費		地域住民からの相談に対応し、地域住民の立場から福祉行政との橋渡しの役割を担っている民生委員・児童委員の活動の推進及び支援を行う。	【令和4年度】 子どもに関する相談支援、要保護児童の発見の通告・仲介 など、児童及び妊産婦に対する支援が行われた。 ①子どもに関する相談支援②要保護児童の発見の通告・仲介 【令和5年度】 子どもに関する相談支援、要保護児童の発見の通告・仲介 など、児童及び妊産婦に対する支援が行われた。 ①子どもに関する相談支援②要保護児童の発見の通告・仲介	93,765	86,494	84,436	79,843	92,791	・令和5年度においては、子どもに関する相談支援12,942件、要保護児童の発見の通告・仲介533件の児童及び妊産婦に対する援助等が行われたことにより、適切な支援(機関)に繋がることができた。 ・委員活動の推進については、委員に対する研修を開催したほか、担い手確保に向けた広域連携等を行った。また、民生委員児童委員協議会を支援し、委員が活躍し、やすい環境を整備する取組を行った。	・多様で複雑な課題が顕在化・深刻化する中で、地域共生社会の実現に向けた担い手の一員である民生委員・児童委員に求められる役割や期待が高まっており、負担感が増している。 ・定年の延長、自治会加入率の低下等により、民生委員の担い手確保が難しくなっている。	継続	・民生委員・児童委員の円滑な活動に資するため研修の充実を図る。 ・民生委員の担い手確保に向け、市町村と意見交換を行うとともに、県広報誌やチラシ等を活用したPR活動を行う等の民生委員制度に関する広報活動に努めている。	生活福 祉部	福祉政策 課
7	1	(1)	キ	市町村幼児教育支援事業		幼稚園での子育て家庭の支援の促進	県幼児教育アドバイザーが幼稚園を訪問し、教育の実践を参照することで、幼児教育の質向上に向けた教育の実践について指導助言を行っている。 幼稚園入園の幼児の様子や成長の姿に関する情報は、市町村などの関係機関と連携して、適切な支援を行うよう助言している。	10,476	9,277	10,397	8,824	10,960	令和5年度は、県幼児教育アドバイザー巡回訪問支援事業(研修・助言)に関する研修や指導のさらなる充実が必要である。	幼児教育施設や市町村からニーズの高い「保護者支援」子育て支援に関する研修や指導のさらなる充実が必要である。	継続	県幼児教育アドバイザー巡回訪問支援事業を通して、市町村や幼児教育の実践に応じた保護者支援や子育て支援に関する研修等の充実を図る。	教育庁	義務教育 課
8	1	(1)	ク	保育所保育指針		保育所での子ども健康状態及び発達状態の把握	児童福祉法等関係法令に基づき、保育所等に対する指導監査を実施。適切に保育が実施されているかどうかを確認し、必要な指導・助言を行っている。 【監査実施対象施設】 令和4年度: 333施設 令和5年度: 330施設	5,896	2,446	5,662	3,000	6,243	保育所等に指導監査を実施し、適切に保育が実施されているか確認を行うとともに、必要な指導・助言等を行った。 【監査実施施設】 令和4年度: 261施設 令和5年度: 330施設	子どもの健康及び発達状態や情緒の安定等を図るため、不適切保育等について理解を深めるとともに、未然防止策について指導・助言等を行う必要がある。	継続	児童福祉法等関係法令に基づき、保育所等に対する指導監査を実施し、適切に保育が実施されているかどうか確認を行うとともに、必要な指導・助言を行う。	こども未 来部	子育て支 援課

事業番号	計画に定める重点施策(具体的取組)	主な取組・関連事業(Plan)			主な取組・関連する事業の状況(Do)						主な取組による成果及び施策推進上の課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部署・課等			
		取組名(事業名)	細事業名	内容	取組内容及び結果	R4予算	R4決算	R5予算	R5決算	R6予算	成果	課題	具体的な方策		部局等	担当課		
9	(1) ケ	幼保連携型認定こども園において、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、園児の健康状態や発育及び発達の状態について必要な支援を行うとともに、園児の保護者に対する子育ての支援について、園児の送迎時の対応、会合や行事など日常的な教育及び保育に関連した様々な機会を活用した実施を促進します。	幼保連携型認定こども園教育・保育要領	幼保連携型認定こども園での園児の健康状態等の把握	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等関係法令に基づき、幼保連携型認定こども園等に対する指導・助言を行っている。【監査実施対象施設】令和4年度:72箇所 令和5年度:86施設	5,896	2,446	5,662	3,000	6,243	51箇所にて指導・助言等を実施し、適切に保育が実施されているか確認を行うとともに、必要な指導・助言等を行っている。【監査実施施設】令和4年度:51箇所 令和5年度:86施設	園児の健康状態及び発育発達状態等の安定を図るため、不適切保育等について理解を深めるとともに、未然防止策について指導・助言等を行う必要がある。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等関係法令に基づき、幼保連携型認定こども園等に対する指導・助言等を実施し、適切に保育等が実施されているかどうか確認を行うとともに、必要な指導・助言等を行う。	こども未来部	子育て支援課			
10	(1) コ	子どもの発達と学びの連続性を確保するため、市町村に対して、保幼こ小合同研修会等の開催を促すなど、幼児教育・保育施設同士や小学校との連携を図り、小学校への円滑な接続を推進します。	市町村幼児教育支援事業(11ヶ所再掲)	保幼こ小の連携・接続の推進	「市町村幼児教育担当者会」を年3回開催し、市町村に対して、保幼こ小連絡協議会や合同研修会の開催を促進して、保幼こ小の連携体制の更なる構築を推進している。市町村を訪問し、研修会支援等を実施して、幼児教育と小学校教育との更なる円滑な接続について研修の充実を図っている。	10,460 ※再掲	9,277 ※再掲	10,397 ※再掲	8,824 ※再掲	10,960 ※再掲	令和5年度より「市町村幼児教育担当者連絡協議会」を年3回に増やしてオンライン開催し、教育委員会と保育主管課との連携の重要性及び保幼こ小の連携体制構築の必要性を伝えることができた。	幼児教育専門指導主事等の担当者が配置されていない市町村の多くが、保幼こ小合同研修会等が未開催であることから、保幼こ小の円滑な接続の重要性についてさらなる推進が必要である。	令和5年度より市町村幼児教育担当者連絡協議会を年3回に設定して、幼児教育の質向上ならびに幼児教育と小学校教育との接続の必要性を市町村に伝えて支援を継続することにより、子どもの発達と学びの連続性の確保を図る。	教育庁	義務教育課			
1	(2)	小・中学生期				272,584		272,662		467,715								
11	(2) ア	子どもの貧困に関する各地域の現状を把握し、関係機関との情報共有や子どもを支援につなげるための調整等を行う「子供の貧困対策支援員」の市町村への配置を促進します。	子供の貧困対策支援員配置事業(市町村事業)	市町村が子どもの貧困対策支援員を配置し、子どもを支援につなげるための調整等を行う。	市町村が子どもの貧困対策支援員を配置し、地域に出向いて子どもの貧困の現状を把握し、学校や学習支援施設、居場所づくりを行うNPO等の関係機関との情報共有や、子どもの支援につなげるための調整等を行う。	—	—	—	—	—	市町村に配置する支援員の人数は、近年、横ばいとなっているが、支援を受けた人数は毎年増加傾向にある。【実績】①支援員数 ②支援員人数 R4:①114人 ②8,195人 R5:①117人 ②8,739人 R6:①113人 ②8,625人 R2:①118人 ②7,556人	支援員の入れ替わりが多いことや、小規模離島町村における人材の確保が課題となっている。	支援員向けの研修会の充実によるサポート体制の強化を進ずるとともに、小規模離島町村には引き継ぎ支援員等を派遣し、支援員の定着化等、必要な体制づくりをサポートする。	こども未来部	こども家庭課			
12	(2) イ	小規模離島町村に支援員等を派遣し、役場や学校と連携して、支援が必要な子どもを把握し、適切な支援機関につなげる体制づくりを支援します。	子供の貧困対策支援員配置事業(離島及び広域相談体制整備事業)	小規模離島町村への子どもの貧困対策支援員の派遣	離島における子どもの貧困対策を推進するため、支援員を定期的に巡回派遣し、地元の関係機関等と連携・協力の上、実態把握・相談及び子どもの支援の拡充を推進。	24,723	24,723	18,350	18,350	19,711	久米島町への巡回巡回派遣や、粟田村、伊江村、伊東村のフォローアップ支援を行い、久米島町でのR5からの居場所設置に向けた調整や、粟田村の居場所運営への支援などを行った。	これまで継続して支援してきた町村において、自立した支援体制への移行を促進するとともに、その他町村における課題を把握し、支援へと繋げる必要がある。	離島町村への支援を、①課題把握し、②支援員の定期巡回派遣、③フォローアップ支援の3段階の支援を行い、自立した支援体制へと移行していく。	こども未来部	こども家庭課			
13	(2) ウ	子どもの居場所の運営者同士や関係機関等との連携強化。子ども支援に協力する企業とのネットワークづくりを推進し、居場所づくりの効果的、効率的な実施につなげます。	子供の貧困対策支援員配置事業(子どもの居場所ネットワーク事業)	子供の居場所や関係機関等とのネットワークづくりの推進	各市町村及び各地域等において、「こどもの居場所等支援関係者」、「こどもの居場所等と企業等」などの連携を促進し、市町村等とのネットワークづくりの構築を図った。	12,015	11,233	18,466	18,466	19,796	【実績】○ネットワーク参加数:275団体(前年比62%)※R3未発表 ○居場所と企業等との連携に向けた調整:18件(うち2件実施)※R5~R6まで	ネットワーク未加入の居場所に対して、ネットワークに加入するメリットを具体的に伝える必要がある。居場所と企業等との連携については、調整から実施に至るまで期間を要することから、スケジュール管理及び早い段階でのアプローチが必要である。	ネットワークに加入するメリットの整理及びさらなる細部につなげる(自主運営の居場所への対応)や、好事例の情報を加入団体へ還元等を行う。早い段階で、連携体制の計画及び居場所、企業等とのアプローチを図り、計画の連携実施を行う。	こども未来部	こども家庭課			
14	(2) エ	学校を窓口として、支援が必要な児童生徒を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーの配置人数や区域を順次拡大するとともに、各種支援員とも連携するなど支援を強化します。	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等配置事業	スクールソーシャルワーカーの配置及び支援の強化	スクールソーシャルワーカー(20人)を県内各教育事務所へ配置し、問題を抱える児童生徒への支援を行った。	107,855	98,187	108,422	98,494	194,217	・家庭の問題により、不適心、問題行動等を引き起こす児童生徒の家庭への訪問活動やケース会議の開催、また福祉関係等へのつなぐ支援を行った。その結果、家庭環境の好転により、課題解決につながった。	多くの学校に、様々な問題を抱える家庭(児童生徒)が存在することが予想されるが、現在一部学校にしかスクールソーシャルワーカーは配置されておらず、未配置校への早急な人員配置(増員)が必要。	・スクールソーシャルワーカーの配置拡充については、「全国都道府県教育長協議会」及び「全国都道府県教育委員協議会」とおとし、(文部科学省)へ引き続き財政措置を要望していく。	教育庁	義務教育課			
15	(2) オ	スクールソーシャルワーカー等の役割について、福祉関係機関等における理解を深めるとともに、学校と福祉関係機関等との連携を促進します。	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等配置事業(12ヶ所再掲)	スクールソーシャルワーカー配置事業	学校と福祉関係機関との連携促進	107,855 ※再掲	98,187 ※再掲	108,422 ※再掲	98,494 ※再掲	194,217 ※再掲	・家庭の問題により、不適心、問題行動等を引き起こす児童生徒の家庭への訪問活動やケース会議の開催、また福祉関係等へのつなぐ支援を行った。その結果、家庭環境の好転により、課題解決につながった。	多くの学校に、様々な問題を抱える家庭(児童生徒)が存在することが予想されるが、現在一部学校にしかスクールソーシャルワーカーは配置されておらず、未配置校への早急な人員配置(増員)が必要。	・スクールソーシャルワーカーの配置拡充については、「全国都道府県教育長協議会」及び「全国都道府県教育委員協議会」とおとし、(文部科学省)へ引き続き財政措置を要望していく。	教育庁	義務教育課			
16	(2) カ	児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくため、スクールカウンセラーの配置推進を図ります。	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等配置事業	スクールカウンセラー配置促進	スクールカウンセラーを全公立小中学校に配置	127,991	129,626	127,424	129,518	233,991	R4:SC101人を全公立小中学校に配置。R4の相談実績は、児童生徒8,040人(21,419件)。 R5:SC102人を全公立小中学校に配置。相談実績は取りまとめ中。	R4:相談時間の拡充 R5:相談時間の拡充	配置時間増による相談時間の拡充を図る。	教育庁	義務教育課			
17	(2) キ	虐待の未然防止と早期発見に向けて、要保護児童の適切な保護又は特定妊婦等への適切な支援を図る市町村の要保護児童対策地域協議会の運営支援を行うとともに、県民に対する児童虐待発生義援金の広報啓発を実施します。 <再掲>	【11(1)オの再掲】	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
18	(2) ク	児童及び妊産婦に対し、市町村の区域ごとに置かれた民生委員・児童委員により、その生活及び取り巻く環境を適切に把握し、ニーズに応じた福祉サービスの情報提供、その他の相談・支援を行います。 <再掲>	【11(1)カの再掲】	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	生活福祉部	福祉政策課
1	(3)	高校生期				91,916		91,456		93,894								
19	(3) ア	不登校傾向や中途退学が懸念される生徒が多い高等学校に支援員等を配置し、訪問支援、他の教育・福祉関係部門、民間支援団体との協力による就学の継続を支援する体制を構築します。	就学継続支援員配置事業	就学継続支援員等の配置、支援体制の構築	不登校や中途退学の未然防止のため、48校・社会福祉士や公認心理師等の資格を持つ就学継続支援員を配置、就学の継続のための支援を関係機関と協働した。	56,269	56,269	56,269	56,269	56,269	・支援員によるカウンセリングや関係機関との連携により、面談を実施した約8割の不登校傾向の生徒に改善が見られた。計画していた配置校45校に対して、実績値48校となったことから進捗状況は順調とした。	・年度当初からの支援員配置を実現するために、早期から配置校との調整が必要。 ・配置された支援員が、初めに配置される学校では支援体制を整えることが必要となった。	・年度前から委託業者の選定を始め、年度当初には契約を締結し、支援員の早期配置に努める。 ・コーディネーターの派遣により、配置調整を円滑に進め、支援体制の構築を実現する。	教育庁	県立学校教育課			
20	(3) イ	児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくため、スクールカウンセラーの配置推進を図ります。	スクールカウンセラー配置事業(県立高校)	スクールカウンセラーの配置促進	生徒の不登校及びいじめその他の問題行動の未然防止、早期発見及び早期解決を図るため、生徒の臨床心理士に高度な専門的知識及び経験を有するスクールカウンセラー等を学校へ配置し、生徒の問題行動等の解決に資する。	35,647	33,972	35,187	35,187	37,625	・スクールカウンセラーを全県立高校に配置(生徒相談件数6,244件、保護者・教職員4,618件)。カウンセリングなどの支援を行うことで、生徒の不登校及びいじめその他の問題行動等の未然防止、早期発見に資した。	・欠陥状況が長期化するなど登校が困難になるため、初期の段階で、生徒の状況に応じた適切な働きかけを行う必要がある。 ・新型コロナウイルス流行による生活の変化により、全国的に不登校生徒が増加している。	・スクールカウンセラーを活用した校内研修等の実施、支援に係る情報共有等の必修化等、教職員とスクールカウンセラーの連携を図る。 ・学校の実情と要望に応じ、スクールカウンセラーの追加要請についても対応できるように、適正な配置計画を立て、遂行する。	教育庁	県立学校教育課			
1	(4)	支援を必要とする若者				0		2,000		8,308								

事業番号			計画に定める重点施策(具体的取組)	主な取組・関連事業(Plan)			主な取組・関連する事業の状況(Do)						主な取組による成果及び施策推進上の課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部局・課等		
				取組名(事業名)	細事業名	内容	取組内容及び結果	R4予算	R4決算	R5予算	R5決算	R6予算	成果	課題	具体的な方策		部局等	担当課	
															課題				
21	1	(4)	ア	中学校卒業後に進学も就職もしていない少年及び高等学校中途退学者について、在学中の児童生徒の保護者の了解を得て学校とハローワークや子ども若者みらい相談プラザsora等と情報を共有するなど、就学、就労など必要な支援につなげます。	情報共有	中卒無職少年、高等学校中途退学者の情報共有	①令和4年度卒業生の進路状況調査を実施。 ②中卒進路未決定者の情報を保護者の同意のもと、子ども若者みらい相談プラザsora等と共有。	—	—	—	—	—	—	令和4年度中学校卒業の進路未決定率1.5%(全国0.8%)、高等学校等進路率97.3%(全国98.6%)で改善傾向にある。	全国比で高等学校等進路率(-1.3%)、進路未決定者率(+0.7)は改善傾向にあるもの高い。	「学校教育における児童生徒の学力向上とキャリア教育の充実」 ・卒業後の関係機関によるアウトリーチ支援のため、関係機関につなぐ取組の推進。	教育庁	義務教育課	
21	1	(4)	ア	中学校卒業後に進学も就職もしていない少年及び高等学校中途退学者について、在学中の児童生徒の保護者の了解を得て学校とハローワークや子ども若者みらい相談プラザsora等と情報を共有するなど、就学、就労など必要な支援につなげます。	情報共有	中卒無職少年、高等学校中途退学者の情報共有	在学中から、子ども若者みらい相談プラザsora等の支援機関を周知する。就学継続支援員等を通して、外部専門機関との連携を図る。	—	—	—	—	—	—	中途退学後に支援を必要とする生徒や保護者等に、面談や周知用チラシ等を通して情報提供した。	不登校や休学から中途退学に至る場合も早く、スクールカウンセラーや就学継続支援員等の配置について、更に充実を図る。	「スクールカウンセラーや就学継続支援員等の配置を継続し、中途退学の未然防止に努める。」	教育庁	県立学校教育課	
22	1	(4)	イ	困難を有する子ども・若者やその家族等に対する効果的かつ円滑な支援に向けた連携体制を整備するため、市町村への子ども・若者支援地域協議会の設置を促進します。	子ども・若者育成支援事業	子ども・若者支援地域協議会の運営支援	R4年度 県内市町村における子ども・若者支援地域協議会設置に向けた働きかけを行っている。 R5年度 県内市町村における子ども・若者支援地域協議会設置に向けた働きかけを行っている。	—	—	2,000	2,000	8,308	—	市町村において子若協議会の設置を促進するため、設置の必要性等の説明を行うなど設置に向けた機運の醸成を図った。	困難を抱える子ども・若者に対しては、継続的に支援を行う必要があり、地域の実情と社会資源に応じて市町村が主体となった支援体制の構築が必要である。	子若協議会設置の機運が高まっている自治体へのコーディネーターの定期派遣や各市町村向けの研修会の開催を通して、子若協議会の設置促進を図る。	子ども未 来部	子ども若 者政策課	
1 (5) 人材の確保と資質の向上							37,523	39,530	39,221										
23	1	(5)	ア	子供の貧困対策支援員や子どもの居場所に対する助言等を行う支援コーディネーターを配置し、地域の実情に応じた支援体制の構築につなげます。	沖繩子供の貧困緊急対策事業(支援員及び子供の居場所の活動支援事業)	支援員及び子供の居場所の活動支援事業	子どもの貧困対策支援員等に対し、資質向上等を目的とした研修を実施するほか、県が配置する支援コーディネーターが、活動に対する専門的な助言等を行う。	35,809	34,591	37,816	36,510	37,507	—	○研修会実施数:10回(全体研修2回、企画研修6回、個別研修2回) ○コーディネーター配置圏域数:5圏域(南郡、中郡、北部、宮古、八重山) ※県内の各圏域に、地域で中心的な役割を担う支援コーディネーターを配置したことで、地域の課題やニーズに応じた助言、研修会の開催等、地域の実情に応じたかたちでの支援を実施することができた。	支援員の入れ替わりが多いため、研修やコーディネーターの助言等によるノウハウの蓄積が図りづらい状況がある。 ・支援員への助言等だけでなく、支援員が配置されている市町村の担当者も含めた支援体制の強化を図る必要がある。	支援員のニーズをより詳細に把握し、ニーズに応じた研修会やコーディネーターによる助言等を行うことで、支援員の定着化やノウハウの蓄積を図っていく。支援員への助言等だけでなく、支援員が配置されている市町村の担当者も含めた支援体制の強化を図る必要がある。	子ども未 来部	子ども家 庭課	
24	1	(5)	イ	スクールソーシャルワーカーについて、継続的な就労と効果的な活用を図る観点から、待遇改善や業務への支援体制の整備に努めます。	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等配置事業(1(2)エ再掲)	スクールソーシャルワーカー配置事業	県や各教育事務所における研修等において、関係機関との連携や校内連携の強化のための研修、協議を行った。	107,855 ※再掲	98,187 ※再掲	108,422 ※再掲	98,494 ※再掲	194,217 ※再掲	—	各教育事務所における研修会及び県立協議会を実施し、スクールソーシャルワーカーの資質の向上が図れた。	・学校における教育相談の充実を図るため、高度な専門性を有するスクールソーシャルワーカーの増員を図り、その資質向上に努める。	・国の動向を注視し、研修内容を充実させスクールソーシャルワーカーの更なる資質向上を目指す。	教育庁	義務教育課	
25	1	(5)	ウ	養育支援を特に必要とする家庭を早期に把握し、適切な支援につなげる観点から、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業の訪問支援者等に対する研修の充実を図ります。	市町村児童相談体制強化事業	養育支援を行う訪問支援者等に対する研修の充実	R4年度 市町村で家庭訪問支援に携わる人材の確保及び資質の向上を図るため、各訪問員の能力と必要性にあわせた複数の研修を実施した。 R5年度 市町村で家庭訪問支援に携わる人材の確保及び資質の向上を図るため、各訪問員の能力と必要性にあわせた複数の研修を実施した。	1,714	1,607	1,714	1,582	1,714	—	各訪問員の能力と必要性にあわせた複数の研修を実施したことで、市町村で家庭訪問支援に携わる人材の確保及び資質の向上が図られた。	市町村において、支援を要する家庭を早期に把握し、必要な支援に繋げていくとともに、特に支援が必要と認められる家庭に対しては家庭訪問等による積極的な支援(アウトリーチ支援)が実施できる体制を強化していく必要がある。	市町村で家庭訪問支援に携わる人材の確保及び資質の向上を図るため、各訪問員の能力と必要性にあわせた複数の研修を引き続き実施していく。	子ども未 来部	子ども家 庭課	
26	1	(5)	エ	市町村が配置及び設置する子供の貧困対策支援員や子どもの居場所に対して習熟度に応じた研修会等を実施し、地域の実情に応じた支援体制の構築や、貧困対策支援員及び子どもの居場所の資質向上につなげます。	沖繩子供の貧困緊急対策事業(支援員及び子供の居場所の活動支援事業)(1(5)アの再掲)	子供の貧困対策支援員に対する研修の実施	子どもの貧困対策支援員等に対する研修の実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	子ども未 来部	子ども家 庭課
27	1	(5)	オ	スクールソーシャルワーカーの資質向上のため、県教育事務所における研修の充実等を図ります。	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等配置事業(1(2)エ再掲)	スクールソーシャルワーカー配置事業	県や各教育事務所における研修等において、関係機関との連携や校内連携の強化のための研修、協議を行った。	107,855 ※再掲	98,187 ※再掲	108,422 ※再掲	98,494 ※再掲	194,217 ※再掲	—	・家庭の問題により、不適応、問題行動等を引き起こす児童生徒の家庭への訪問活動やケース会議の開催、また福祉機関等へのつなぐ支援を行った。その結果、家庭環境の好転により、課題解決につながった。	・多くの学校に、様々な問題を抱える家庭(児童生徒)が存在することが予想されるが、現在一部の学校にしかスクールソーシャルワーカーは配置されておらず、未配置校への早急な人員配置(増員)が必要。	・スクールソーシャルワーカーの配置拡充については、「全国都道府県教育長協議会」と及び「全国都道府県教育委員協議会」とをとおして、国(文部科学省)へ引き続き財政措置を要望している。	教育庁	義務教育課	
28	1	(5)	カ	困難を抱える子どもやその保護者を支援する専門人材が不足しているため、大学や関係機関などが実施する講座や研修等と連携し、子どもの貧困対策に関わる人材の養成を図ります。	地域の子どもを支援するインクルーシブ教育推進人材の育成	子どもの貧困対策に関わる専門人材の養成	子どもの貧困対策支援員や子どもの居場所職員を対象とした研修の実施 ・学生ボランティアの養成	—	—	—	—	—	—	子どもの貧困対策支援員や子どもの居場所職員等を対象とした以下の研修を実施し、支援員の育成及び資質の向上を図った。 R5実績:研修会実施数:10回(全体研修2回、企画研修6回、個別研修2回) ・学生ボランティアコーディネーター事業により、事前研修を実施のうえ、学生ボランティアを子どもの居場所へ派遣した。 R5実績 ○派遣済居場所数 109箇所 ○学生派遣人数(実人数) 383人 ○学生派遣回数 6,292回	子どもの貧困対策支援員の質の向上と定着が課題となっている。	子どもの貧困解消に向けて、引き続き貧困対策に関わる人材の養成を図っていく。	子ども未 来部	子ども家 庭課	
2 ライフステージに応じた子どもへの支援							22,731,924	23,639,532	23,546,507										
2 (1) 乳幼児期							5,629,211	6,609,593	5,992,297										
29	2	(1)	ア	幼児教育・保育の質の向上を図るため、公私の別や施設種を超えた幼児教育を推進する体制を構築し、充実した研修会等を通して、保育者の資質能力の育成を図ります。	市町村幼児教育支援事業(1(1)キ再掲)	幼児教育の推進体制構築及び保育者の資質の向上	幼児教育の質の向上及び円滑な幼小接続の実現に向けて、県内の幼児教育の保育・教育の質の向上を図るため、県幼児教育アドバイザー等が市町村行政や幼児教育保育施設及び小学校等からの依頼に応じ研修や訪問を通して支援を行う。	10,476 ※再掲	9,277 ※再掲	10,397 ※再掲	8,824 ※再掲	10,960 ※再掲	—	市町村の教育委員会と福祉部局の連携が図られ、施設種別問わず様々な幼児教育施設に周知を図られたことや、継続して本事業を活用している市町村や施設が増加していること等が実績数の増加につながっている。	市町村の幼児教育アドバイザー等の資質向上を図る必要がある。	市町村の幼児教育アドバイザー等を対象とする「幼児教育アドバイザースキルアップ研修会」を年3回実施し、市町村の幼児教育の推進体制の強化を図る。	教育庁	義務教育課	

事業番号			計画に定める重点施策(具体的取組)	主な取組・関連事業(Plan)			主な取組・関連する事業の状況(Do)					主な取組による成果及び施策推進上の課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)	担当部署・課等			
				取組名(事業名)	細事業名	内容	取組内容及び結果	R4予算	R4決算	R5予算	R5決算	R6予算	成果	課題	具体的な方策		部局等	担当課
30	2	(1)	イ	保育士確保対策強化事業	待機児童対策・保育士の確保・保育の質の向上	〇R4年度【取組内容】保育士等の新規確保や負担軽減、処遇改善等の促進。 【結果(実績)】①保育士試験受験者支援事業:527人(受講者数)、②県外保育士誘致支援事業:44人(誘致保育士数)、③保育士正規職員雇用支援事業:163人(新規正規保育士数)、④保育士負担軽減促進事業:1年休取得支援事業:33人(年休代替保育士数)、2休取得支援事業:142人(休代替保育士数)、3産休等取得支援事業:16人(産休代替保育士数)、⑤保育士・保育所総合支援センター:168人(滞在保育士数) 〇R5年度【取組内容】保育士等の新規確保や負担軽減、処遇改善等の促進。 【結果(実績見込み)】①保育士試験受験者支援事業:800人(受講者数)、②県外保育士誘致支援事業:50人(誘致保育士数)、③保育士正規職員雇用支援事業:166人(新規正規保育士数)、④保育士負担軽減促進事業:1年休取得支援事業:43人(年休代替保育士数)、2休取得支援事業:144人(休代替保育士数)、3産休等取得支援事業:11人(産休代替保育士数) ・保育士特別配置等支援事業【取組内容】加配保育士を配置することによる、年度途中の0~2歳児の受入促進。 【結果(見込み)】R4年度:7市町村27施設へ補助を行った。R5年度:7市町村30施設へ交付決定を行った。	436,823	288,830	318,649	300,718	269,591	保育士等の新規確保や負担軽減、処遇改善等の促進等により、令和5年4月1日時点の保育従事者数(常勤換算)が11,980人となり、前年4月1日時点より526人増となった。 保育従事者数が増加した一方で、令和5年4月1日時点で、県内保育所等の約21%にあたる192施設において、定員に必要な保育士420人が確保できていない。	保育従事者数が増加した一方で、令和5年4月1日時点で、県内保育所等の約21%にあたる192施設において、定員に必要な保育士420人が確保できていない。	引き続き、市町村等と連携しながら事業内容の見直しを行う。	子ども未 来部	子育て支 援課		
30	2	(1)	イ	認可保育所保育提供体制強化事業	待機児童対策・保育士の確保・保育の質の向上	〇R4年度【取組内容】保育士特別配置等支援事業【取組内容】加配保育士を配置することによる、年度途中の0~2歳児の受入促進。 【結果(見込み)】R4年度:7市町村27施設へ補助を行った。R5年度:7市町村30施設へ交付決定を行った。 ・障害児保育支援員配置支援事業【取組内容】障害児を担当する保育士の負担軽減、定着促進及び障害児保育の質の向上を図る。 【結果(見込み)】R4年度:6市町村44施設へ補助を行った。R5年度:10市町村84施設へ交付決定を行った。	98,902	69,477	142,195	138,179	167,841	・保育士特別配置等支援事業【取組内容】加配保育士を配置することにより、障害児を担当する保育士の負担軽減及び安定的な保育の提供につながった。 令和4年度 配置数:32人 受入数:68人 令和5年度 配置数:35人 受入数:76人 ・障害児保育支援員配置支援事業【取組内容】障害児を担当する保育士の負担軽減及び安定的な保育の提供につながった。 令和4年度 配置数:74人 受入数:127人 令和5年度 配置数:112人 受入数:183人	待機児童の発生を抑制し、安定的な保育の提供を図るため、加配保育士の補助要件の見直しや、受入対象の障害児の定義を明確化する必要がある。	市町村説明会を通して事業内容や補助要件等を周知するとともに、待機児童数及び未就学障害児数が多い市町村に向けて取り組みの実施を呼びかける。	子ども未 来部	子育て支 援課		
31	2	(1)	ウ	保育所等における食育の取組	保育所等における食育の周知	①保育所等給食担当職員研修会を1回実施。	-	-	-	-	・R4年度は約2週間にわたり研修動画を配信する形で研修会を開催し、公立保育所等678人、認可外保育施設等186人が研修会に参加した。 ・R5年度は約1ヶ月にわたり研修動画を配信する形で研修会を開催し、公立保育所等423人、認可外保育施設等105人が研修会に参加した。 ・保育所等(認可外保育施設含む)における給食に関する専門知識の向上、食生活支援のあり方の知識・技術の向上に取り組むことにより、入所児童の処遇向上に繋がった。 ・給食担当者の資質の向上が図られたこと、食育の重要性について周知できた。	・継続的に事業に取り組む必要がある。	引き続き、保育所等(認可外保育施設含む)における給食に関する専門知識の向上、食生活支援のあり方の知識・技術の向上に取り組むことにより、入所児童の処遇向上に繋がったこと、食育の重要性について周知に努める。	子ども未 来部	子育て支 援課			
31	2	(1)	ウ	保育士等キャリアアップ研修(食育・アレルギー対応分野のみ)	保育従事者等向けに保育士等キャリアアップ研修(食育・アレルギー対応分野)の実施	保育従事者等向けに保育士等キャリアアップ研修(食育・アレルギー対応分野)の実施	-	-	-	-	令和4年度保育士等キャリアアップ研修(食育・アレルギー対応)の修了者数は、367名であった。	研修申込者数672名に対して、受講可能な人数は378名であったため、受講者の受け皿拡大が必要である。	予算の増加は厳しいため、研修体制の工夫等により受講者の受け皿の拡大を検討していく。	教育庁	義務教育課			
32	2	(1)	エ	延長保育事業	夜間保育、延長保育や地域型保育事業等の保育サービスの支援	R4年度 23市町村615箇所へ運営費を補助した。 R5年度 24市町村680箇所へ運営費の交付決定を行った。	158,875	90,504	146,270	121,843	136,899	事業の運営費を補助することにより、保護者の就労形態等の多様な保育ニーズに対応した子育て支援の充実を図ることができた。	子育て世帯の多様なニーズに対応するため、国の交付要件の改正により補助単位の増額や新たな補助メニューの創設等がある。	市町村説明会等をおとして、子ども・子育て支援交付金の交付要綱の内容等について周知する。	子ども未 来部	子育て支 援課		
32	2	(1)	エ	夜間保育事業	夜間保育、延長保育や地域型保育事業等の保育サービスの支援	夜間保育を実施する施設へ給付による支援を行っている。 (R4年度、R5年度とも3施設)	36,874	38,428	39,086	41,001	39,460	夜間保育を実施する施設へ給付を行い、保育サービスを支援した。	夜間保育や延長保育の実施など、地域の実情に応じた保育サービスを実施する必要がある。	地域における多様な保育サービスの充実を図るため、市町村と連携して取り組むこととしている。	子ども未 来部	子育て支 援課		
32	2	(1)	エ	地域型保育事業	夜間保育、延長保育や地域型保育事業等の保育サービスの支援	R4年度 32市町村236施設へ運営費を補助した。 R5年度 31市町村236施設へ運営費を補助している。	1,775,254	1,554,349	2,082,303	1,927,000	1,927,585	子ども・子育て支援法並びに国の制度に基づき、市町村が支弁する運営費の補助を行うことにより、子どもが健やかに成長するよう支援した。	事業実施年度における、地域の保育ニーズに応じて、支援の対象となる施設・事業所数や子ども数も変動する。	子ども・子育て支援法並びに国の給付制度に適切に対応していく。	子ども未 来部	子育て支 援課		
33	2	(1)	オ	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業	児童養護施設の小規模化や里親委託の推進	R4年度 児童養護施設「愛蘭園」において、地域小規模児童養護施設「あかりの家」をR4.5月に認可 R5年度 児童養護施設「なごみ」において、地域小規模児童養護施設「南風」をR5.9月に認可	4,699	4,155	6,663	6,000	13,038	地域小規模児童養護施設を新設することで、施設の小規模化の推進を図ることができた。 また、社会的養護で生活する児童が、より家庭的な環境で過ごすことができるようになった。	引き続き、社会的養護で生活する児童がより家庭的な環境で過ごせるよう、小規模児童養護施設の開設や、施設の小規模化を図る。	地域小規模児童養護施設の開設に必要な手続き、予算等について、各施設と情報共有しながら、引き続き各施設の状況に合わせ小規模化を図る。	子ども未 来部	子ども家庭課		

事業 番号			計画に定める重点施策 (具体的取組)	主な取組・関連事業 (Plan)			主な取組・関連する事業の状況 (Do)						主な取組による成果及び施策 推進上の課題の検証 (Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向 (Action)		担当部署・課等			
				取組名(事業名)	細事業名	内容	取組内容及び結果	R4予算	R4決算	R5予算	R5決算	R6予算	成果		具体的な方策		部局等	担当課		
													成果	課題	成果	課題				
33	2	(1)	オ	社会的養護を必要とする子どもに対し、温かい愛情と正しい理解を持った家庭的な環境の下で養育を提供できるよう、里親委託や児童養護施設の小規模化等を推進します。	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業※再掲	児童養護施設の小規模化や里親委託の推進	R4年度 児童養護施設「愛楽園」において、地域小規模児童養護施設「あかりの家」をR4.5月に認可 R5年度 児童養護施設「なごみ」において、地域小規模児童養護施設「南風」をR5.9月に認可	【再掲】 4,699	【再掲】 4,155	【再掲】 6,663	【再掲】 6,000	【再掲】 13,038	地域小規模児童養護施設を新設することで、施設の小規模化の推進を図ることができた。 また、社会的養護で生活する児童が、より家庭的な環境で過ごすことができるようになった。	引き続き、社会的養護で生活する児童がより家庭的な環境で過ごすよう、小規模児童養護施設の開設や、施設の小規模化を図る。	継続	地域小規模児童養護施設の開設に必要な手続き、予算等について、各施設と情報共有しながら、引き続き各施設の状況に合わせて小規模化を図る。	子ども未 来部	子ども家 庭課		
34	2	(1)	カ	全ての市町村において、妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する母子健康包括支援センターを設置できるよう支援するとともに、センター機能の充実のため、同センターで中核的な役割を担う母子保健コーディネーターやセンターの運営に関わる関係者等の人材育成に取り組みます。<再掲>	【1(1)エの再掲】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	子ども未 来部	子育て支 援課
34	2	(1)	カ	全ての市町村において、妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する母子健康包括支援センターを設置できるよう支援するとともに、センター機能の充実のため、同センターで中核的な役割を担う母子保健コーディネーターやセンターの運営に関わる関係者等の人材育成に取り組みます。<再掲>	【1(1)エの再掲】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	子ども未 来部	子育て支 援課
35	2	(1)	キ	乳幼児の発育段階に応じた適切な仕上げがの定着やフツ化物応用等、効果的なむし歯予防対策を推進します。	歯科保健推進事業、親子で歯っぴプロジェクト(5歳児版) 親子歯っぴプロジェクト	むし歯予防対策	歯科保健推進事業：歯と口の健康週間や歯がんじゅう月間等における啓発活動を実施し、県民の歯科保健意識の向上を図っている。 親子で歯っぴプロジェクト(5歳児版)：むし歯予防には「小学4年生頃までの仕上げがき」で「フツ化物の利用」が効果的であることを周知するためのポスターを作成し、各保育所・認定子ども園等に配布している。乳幼児歯科保健指導マニュアルを適宜改訂している。	18,202	17,485	17,276	16,914	18,923	3歳児のむし歯有病率が、令和元年の20.2%から令和4年度は15.8%まで減少することができた。 保護者が仕上げがきを毎日している幼児(1歳6か月児)が、平成30年度の80.3%から令和4年度は83.7%と増加することができた。	3歳までフツ化物塗布を受けたことがある幼児の割合は、平成30年度の80.4%から令和4年度の79.4%とやや減少した。	継続	引き続き仕上げがきの実施及びフツ化物の利用に関する普及啓発を行う。	保健医 療介護 部	健康長 寿課		
36	2	(1)	ク	認可保育所の定員に空きがない等の理由により、認可外保育施設を利用しているひとり親家庭等の負担軽減を図ります。	ひとり親家庭等認可外保育施設利用補助事業	認可外保育施設を利用するひとり親家庭等の負担軽減	R4年度 認可外保育施設の利用料の減免を行った市町村を補助する。 R5年度 認可外保育施設の利用料の減免を行った市町村を補助する。	8,964	3,496	7,580	7,580	6,490	認可外保育施設の減免を行った市町村の経費を補助することにより、ひとり親の就労を支援し、雇用の安定と所得の向上に寄与することができた。	平成31年10月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、本事業の児童の大多数は無償化に移行しているが、無償化の対象とならない世帯(0～2歳の課税世帯)がいる。	国の実施する幼児教育・保育の無償化の対象とならない児童である0～2歳の課税世帯に対して支援の実施を行い、認可保育所に入所できないひとり親家庭の児童の支援を継続する。	継続		子ども未 来部	女性力・ ダイバー シティ推 進課	
37	2	(1)	ケ	病児保育については、地域の実情に応じた市町村の取組を支援することにより、低所得世帯を含む全ての子どもが必要なサービスを受けられるよう取り組みます。	病児保育事業	病児保育に係る市町村の取り組みの推進	R4年度 17市町村28箇所へ運営費を補助し R5年度 17市町村29箇所へ運営費の交付決定を行った。	100,224	77,909	259,602	97,837	97,776	事業の運営費を補助することにより、多様な保育ニーズに対応して安心して子育てのできる環境整備を図ることができた。	子育て世帯の多様なニーズに対応するため、国の交付要綱の改正により補助単位の増や新たな補助メニューの創設等がある。	市町村説明会等として、子ども・子育て支援交付金の交付要綱の内容等について周知する。	子ども未 来部	子育て支 援課			
38	2	(1)	コ	子どもの健全な育成・発達を図ることを目的に実施している子どもに関する医療費助成について、窓口での支払いが不要となる現物給付制度の市町村における実施を引き続き支援します。	母子家庭等医療費助成事業	子どもに対する医療費助成	R4年度 ひとり親家庭の保護者及び児童が医療費に要した自己負担分を市町村へ補助する。 R5年度 ひとり親家庭の保護者及び児童が医療費に要した自己負担分を市町村へ補助する。	311,976	258,208	254,606	254,606	264,448	41市町村の経費を補助することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立に寄与し、福祉の増進を図ることができた。	他の医療費助成制度(子ども医療費助成事業、重度心身障害者医療費助成事業)との比較を行い、課題の把握、整理に努める必要がある。	母子家庭等医療費助成事業の給付方法及び給付対象者について、各市町村の意向及び他業の実施状況を確認しながら課題の具体的な解決方法を検討する。	見直し		子ども未 来部	女性力・ ダイバー シティ推 進課	
38	2	(1)	コ	子どもの健全な育成・発達を図ることを目的に実施している子どもに関する医療費助成について、窓口での支払いが不要となる現物給付制度の市町村における実施を引き続き支援します。	子ども医療費助成事業	子どもに対する医療費助成	R4・5年度 子ども医療費助成事業を実施する市町村への支援	2,630,135	2,531,214	3,287,080	3,225,129	3,031,425	県内全41市町村に対し子どもの医療費へ補助を行うことにより、子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健全な育成にも保護者の経済的負担の軽減を図った。	令和4年度からの制度拡充を円滑に実施し、安定した事業運営を図るため、引き続き市町村と連携する必要がある。	令和4年度からの制度拡充を円滑に実施し、安定した事業運営を図るため、引き続き市町村と連携していく。	子ども未 来部	子ども若 者政策課			
38	2	(1)	コ	子どもの健全な育成・発達を図ることを目的に実施している子どもに関する医療費助成について、窓口での支払いが不要となる現物給付制度の市町村における実施を引き続き支援します。	沖縄県子どもの貧困対策推進基金事業(子ども医療費助成現物給付支援事業)	子どもに対する医療費助成	R4・5年度 子ども医療費助成事業を実施する市町村の国保国庫負担金減額調整措置の一部を補助	48,283	26,495	48,283	38,579	18,821	現物給付に伴い生ずる市町村の国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の一部を補助することにより、子ども医療費助成制度の施設対象年齢の拡大と現物給付を確実に実施し、安定した事業運営を図った。	子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置が令和6年度から廃止されるが、累積助金の年間対象期間の関係から引き続き市町村と連携する必要がある。	子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置が令和6年度から廃止されるが、累積助金の年間対象期間の関係から引き続き市町村と連携していく。	縮小	子ども未 来部	子ども若 者政策課		
2	(2)	小・中学生期						5,048,432		5,199,368		5,540,791								
39	2	(2)	ア	学校教育において自ら学び自ら考える力を育み、学力を保障するため、少人数学級の推進や、日々の授業における指導体制や指導方法の工夫改善を行い、児童生徒一人ひとりに応じた指導の充実に取り組めます。	授業改善に係る加配教員(授業改善リーダー)の活用	少人数指導や学習支援員等の確保	小学校1、2年生で30人学級、小学校3年生から中学校3年生まで35人学級を実施。	-	-	-	-	-	小中学校全学年において少人数学級を実施し、個に応じた指導の充実を図ることができた。 また、小学校における学級編制標準となったことで、一人ひとりに行き届くようになり、問題行動を未然に把握できる等、個に応じた対応が可能となった。	少人数学級の実施は、個に応じた指導の充実につながるから、継続して実施していく必要がある。 また、小学校における学級編制標準の段階的な引き下げに伴う教職員定数の増について、従来措置されていた加配定数からの償還によらず措置できるよう、必要な定数措置を講ずることについて、国に対し要望していく必要がある。	引き続き、小学校1年生及び2年生で30人学級、小学校3年生から6年生まで中学校全学年で35人学級を実施する。	継続		教育庁	義務教育 課	
39	2	(2)	ア	学校教育において自ら学び自ら考える力を育み、学力を保障するため、少人数学級の推進や、日々の授業における指導体制や指導方法の工夫改善を行い、児童生徒一人ひとりに応じた指導の充実に取り組めます。	30人以下学級、少人数学級の推進	少人数指導や学習支援員等の確保	令和4年度、授業改善リーダー35名配置 令和5年度、授業改善リーダー39名配置	-	-	-	-	-	令和4年度の35名から、令和5年度は39名の授業改善リーダーを配置することができ、児童生徒一人ひとりに応じた指導の充実に取り組めた。	業務の多忙化や、教職員の不足により、授業改善リーダーが授業改善に取り組む時間が削られることがあった。	授業改善リーダーを活用した、学校全体で授業改善に取り組むことを推進する。 授業改善リーダーを効果的に活用させた授業改善リーダー活用を推進する。	継続		教育庁	学校人事 課	
40	2	(2)	イ	実践的な研修で教師の授業力の向上を図るとともに、研修で得た指導方法等を他の教師へ波及させることにより、全校体制で児童生徒の学力向上に取り組めます。	教員アドバンス事業	教師への実践的な研修による児童生徒の学力向上	(1)小学校国語・算数、中学校国語・数学・英語科において、文部科学省学力調査官を招聘した講話及び授業研究会・協議を各地区で実施。全48回、小中延べ2836人の教師が参加。 (2)算数・数学科において小中連携合同授業研究会を各地区で実施。全6回、約366名の小中教諭が参加。 (3)魅力ある学校づくり研修会を各学校にて実施。	7,201	3,466	7,697	3,261	7,134	・中学校に加え、小学校においても国立政策教育研究所学力調査官を招聘して、小中学校研修4全地区において質の高い研修会が開催され、教師の授業改善への意識が促進されている。	・研修内容について、より広く波及していく必要があるため、研修方法について検討が必要である。 ・小学校においても、研修会を奨励した授業改善のPDCAをまわしていく必要がある。	・研修内容をより広く波及していくため、研修会を参集とオンラインを組み合わせたハイブリッド型で実施する。(2回のうち1回) ・授業改善におけるPDCAを意識した取組を進めたい。小学校においても研修の実施回数を2回とする。(1回増)	継続		教育庁	義務教育 課	

事業番号			計画に定める重点施策(具体的取組)	主な取組・関連事業 (Plan)			主な取組・関連する事業の状況 (Do)					主な取組による成果及び施策推進上の課題の検証 (Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向 (Action)		担当部署・課等			
				取組名(事業名)	細事業名	内容	取組内容及び結果	R4予算	R4決算	R5予算	R5決算	R6予算	成果	課題	具体的な方策		部署等	担当課	
41	2	ウ	全ての児童生徒の学力が保障されるよう、学校訪問等を通じた学校への授業改善の助言や、AI教材活用等を含む一人一台端末の効果的な活用法についての情報提供等を行います。	学力向上学校支援事業	学校支援訪問を通じた授業改善の助言や情報の提供	・学校支援訪問 7校の実施(前期 50校、後期 25校) ・市町村教育委員会、教育事務所と連携して学校訪問を行った。 ・学校運営アドバイザー配置 7名(園頭1名、中頭2名、那覇1名、島尻1名、宮古1名、八重山1名) ・学校全体の課題解決に向けた取組の相談・助言・支援業務を行った。	5,925	5,925	5,925	5,135	5,925	訪問を通して学校経営改善及び授業改善を促進することができた。令和5年度全国学力・学習状況調査において、中学校は改善傾向が見られる。小学校は全国平均とほぼ同等、中学校においても全国平均との差が縮小傾向であり、今後学校訪問が継続され、かつ学校運営アドバイザー等の派遣等が行われることで、学力の状況を全国水準に近づけることが可能だと考える。	効果的な学校支援に向けて、教育事務所、市町村教育委員会との共有や連携の強化を図る。	継続	「自立した学習者の育成に向けた指導体制や指導方法の確立に向け、市町村教育委員会と連携し計画的・継続的な学校支援の実施を図る。 ・学校支援訪問 75校 前期 55校(小学校25校・中学校30校) 後期 15校(小学校10校・中学校5校) ・学校運営アドバイザー配置 7名	教育庁	義務教育課		
42	2	エ	学校において個々の学力を伸ばすために、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します。	学力向上推進5か年プラン・プロジェクトIIの推進	「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進	現在小中合わせて約120校の学校訪問を実施し、学校改善及び授業改善の助言を行った。	-	-	-	-	-	教科平均正答率全国比 小学校: 国-2.2 算-4.5 中学校: 国-4.8 数-9.0	小学校、中学校ともに、全教科で平均正答率を下回る結果となった。ただ、小学校においては国語、中学校においては国語と数学で、昨年度より差が縮小する等、改善の兆しもみられる。学校訪問や各種研修事業を通して、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進する。	沖繩県学力向上推進5か年プラン・プロジェクトIIの二つの重点事項を中心として、今後も学校及び市町村教育委員会の支援を継続する。	継続		教育庁	義務教育課	
43	2	オ	「校内自立支援室」を設置するなど、登校しても教室に入れないなどの学校生活を送る上で困難を抱える児童生徒への支援を行います。	校内自立支援室事業	校内自立支援室による児童生徒支援	令和5年度は12市町村43校に支援員を配置し、不登校児童生徒に学習支援等を行った。	145,740	92,533	149,301	134,419	225,819	・12市町村43校に支援員を配置し、不登校児童生徒に学習支援等を行った。 ・不登校児童生徒が、全国同様増加している。	「本事業の拡充及び支援室の効果的な活用に向けた好事例の周知を図る。	継続		教育庁	義務教育課		
44	2	カ	全ての教員が子どもの貧困対策に対する意識を共有し理解を深めるため、貧困対策に係る研修等の実施に努めます。	子どもの貧困問題理解増進研修事業	子どもの貧困問題に関する学校における研修等の実施	R5研修件数 ・初任者研修(本庁)・中堅教諭等資質向上研修会(那覇・那覇・島尻・八重山) ・那覇教育事務所SSW定例会・小学校(16校)・中学校(28校)・高校(25校)	593	416	623	4	580	R5はR4年度と比較して数多くの学校訪問ができた。また、スクリーニング事業を広げるために7つの市町村教育委員会に訪問した。	県内の関係する小中学校の数が多いため、複数年単位で訪問を計画し実施の必要がある。	継続	学校と福祉の連携についての研修を行う	こども未来部	こども家庭課		
45	2	キ	全ての教員が児童生徒の自己肯定感を高めるための教育を行います。	沖繩県学力向上推進5か年プラン・プロジェクトII	全教員による児童生徒の自己肯定感を高めるための教育の実施	学びの質を高める授業改善や学校改善を進めていくとともに、充実に取り組む重点取組事項として、自立した学習者の育成や中学校期の学力課題の改善を実施。	-	-	-	-	-	全県学力・学習状況調査児童生徒質問紙「自分には、よいところがあると思いませんか」において、小中学校とも、肯定的回答が全国を越えているが、その結果が教科平均正答率に結びついていない。	全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙「自分には、よいところがあると思いませんか」において、小中学校とも、肯定的回答が全国を越えているが、その結果が教科平均正答率に結びついていない。	沖繩県学力向上推進5か年プラン・プロジェクトIIの二つの重点事項を中心として、今後も学校及び市町村教育委員会の支援を継続する。	継続		教育庁	義務教育課	
46	2	ク	児童生徒の社会的・職業的自立に向けて、教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図るためのキャリア教育を推進します。	小中キャリア教育促進事業	キャリア教育の実施	小中キャリア形成促進事業研修会を実施(年2回)	2,981	1,133	1,500	681	1,285	R4:各教育事務所(6地区)において、キャリア教育に係る研修を年2回実施。 R5:各教育事務所(6地区)において、キャリア教育に係る研修を年2回実施。	R4「キャリア・パスポート」の効果的な活用 R5「キャリア・パスポート」の効果的な活用	継続	後継事業「9年間の学びをつなぐ小中キャリア充実事業」に係る研修会を実施する(年2回)。	教育庁	義務教育課		
47	2	ケ	地域住民等の参画を得て、学校の教育活動を支援する仕組み(地域学校協働本部)をつくり、学習支援をはじめ様々な学校支援活動を実施することにより、地域の教育力の向上を図る市町村の取組を支援します。	学校・家庭・地域の連携協力推進事業(地域学校協働本部・地域未来塾)	地域学校協働活動推進事業	令和4年度は、地域学校協働本部を実施する21市町村に対して補助金を交付した。 令和5年度は、地域学校協働本部を実施する21市町村に対して補助金を交付する予定。	39,518	44,457	44,724	44,724	45,864	実施地域からは、「多種にわたるボランティアの方々のおかげで、学習活動の幅が広がった。」「自分の活動をもっと広げたい」という声が多く聞かれた。」「などの声が上がっている。 令和4年度は、目標値の163,000人に対し実績値200,000人と達成割合は122.7%となっており、進捗状況は順調となった。 県内の市町村で、放課後等における子どもたちの安全・安心な活動拠点支援活動が行われた。 令和4年度は、目標値20市町村に対し実績値20市町村と達成割合は100.0%となっており、進捗状況は順調となった。 令和5年度は、目標値21市町村に対し実績値20市町村となる予定で、達成割合は95.2%となる予定である。	国が掲げている「地域学校協働活動とコミュニティスクールの一体的な推進」については、県内において模範的な事例が少ない。県内の雇用状況の改善による就業人口の増加は、ボランティアの人材の確保に影響。	地域学校協働活動とコミュニティスクールの連携による効果や実践事例を、県内の教育委員会や学校関係者に伝えるため、研修会等を通して積極的に資料等を配布する。 より多くの地域住民の参画を得るために、これまでのボランティア募集の手法の見直しや、更なる工夫を行うよう、研修会等を通して市町村に働きかける。	地域学校協働活動とコミュニティスクールの連携による効果や実践事例を、県内の教育委員会や学校関係者に伝えるため、研修会等を通して積極的に資料等を配布する。 より多くの地域住民の参画を得るために、これまでのボランティア募集の手法の見直しや、更なる工夫を行うよう、研修会等を通して市町村に働きかける。	拡充		教育庁	生涯学習課
48	2	コ	地域住民等の参画を得て、小中学校等において放課後や週末等に余裕教室を活用し、児童生徒の安全・安心な活動拠点(放課後子ども教室)をつくる市町村の取組を支援します。	学校・家庭・地域の連携協力推進事業(放課後子ども教室)	放課後子ども教室推進事業	令和4年度は、放課後子ども教室を実施する20市町村に対して補助金を交付した。 令和5年度は、放課後子ども教室を実施する20市町村に対して補助金を交付する予定。	29,626	22,920	25,692	25,692	23,964	県内の市町村で、放課後等における子どもたちの安全・安心な活動拠点支援活動が行われた。 令和4年度は、目標値20市町村に対し実績値20市町村と達成割合は100.0%となっており、進捗状況は順調となった。 令和5年度は、目標値21市町村に対し実績値20市町村となる予定で、達成割合は95.2%となる予定である。	国が掲げている「地域学校協働活動とコミュニティスクールの一体的な推進」については、県内において模範的な事例が少ない。県内の雇用状況の改善による就業人口の増加は、ボランティアの人材の確保に影響。	地域学校協働活動とコミュニティスクールの連携による効果や実践事例を、県内の教育委員会や学校関係者に伝えるため、研修会等を通して積極的に資料等を配布する。 より多くの地域住民の参画を得るために、これまでのボランティア募集の手法の見直しや、更なる工夫を行うよう、研修会等を通して市町村に働きかける。	拡充		教育庁	生涯学習課	
49	2	サ	経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけられていない児童生徒を対象に、教員を志望する大学生や地域住民等の協力により、学習支援(地域未来塾)を行う市町村の取組を支援します。	学校・家庭・地域の連携協力推進事業(地域学校協働本部・地域未来塾)※再掲	地域学校協働活動推進事業	令和4年度は、地域未来塾を実施する5市町村に対して補助金を交付した。 令和5年度は、地域未来塾を実施する5市町村に対して補助金を交付する予定。	39,518 ※再掲	44,457 ※再掲	44,724 ※再掲	44,724 ※再掲	45,864 ※再掲	実施地域からは、「前回のテストより成績が上がった。」「未来塾に通うようになって学習意欲が向上した。分からない所を明確にして、それを直す習慣がついた。」「などの声が上がっている。 令和4年度は、目標値4市町村に対し実績値5市町村と達成割合は125.0%となっており、進捗状況は順調となった。 令和5年度は、目標値5市町村に対し実績値5市町村となる予定で、達成割合は100.0%となる予定である。 市町村教育委員会担当と情報交換等を行うことで、当該市町村教育委員会への導入取組への意識づけや、導入に向けた課題などに対する助言をすることができた。	基礎学力の定着を目指す取組のため、教員OBや教員志望の大学生、塾講師といった一定の学習指導技術を持った地域人材の協力が不可欠である。学校における協働方式改革が求められる中、令和4年度は、目標値4市町村の実施には、教員の負担にならない仕組みづくりが必要。	企業や大学などと連携して、安定した支援者の確保に努める。 継続した活動につながるよう、学校・家庭・地域の役割を分担し、負担が偏らないような仕組みづくりを行う。	拡充		教育庁	生涯学習課	
50	2	シ	児童生徒が抱える課題等の解決に向け、学校と地域が一体となった取組が進められるよう、市町村におけるコミュニティスクールと地域学校協働本部の設置を促進し、地域による学習支援や家庭教育支援等の一層の充実を図ります。	コミュニティスクールに係る調査等の対応 学校・家庭・地域の連携協力推進事業	市町村におけるコミュニティスクール・地域学校協働本部の設置促進	コミュニティスクール導入推進(1)市町村教育委員会及び教育事務所訪問において現状把握と助言を行っている。 (2)市町村教育委員会の開催する研修会への文部科学省CSマスター派遣に係る調整等の支援を行っている。	-	-	-	-	-	特に、コミュニティスクール未導入の学校及び市町村教育委員会にしばった情報収集を行い、導入・拡充を促進するための情報提供を行う必要がある。	「ブツツ型派遣によって導入の支援を行う市(浦添市教育委員会、那覇市教育委員会)の取組の事例を未導入市町村教育委員会に紹介し、導入推進の波及を図った。	継続		教育庁	義務教育課		
51	2	ス	障害のある児童生徒等への支援の充実を図るため、特別支援教育就学奨励費等を通じた支援を行います。	特別支援教育就学奨励費事業	特別支援教育就学奨励費等を通じた支援の充実	特別支援教育修学奨励費等を通じ、県立特別支援学校22校に就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減している。	328,912	292,776	327,689	302,176	349,251	県立特別支援学校22校に就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減することで、特別支援教育の普及と奨励を図ることができた。	高等学校に在籍する視覚障害者等の児童に係る対象経費が拡大されたことに伴い、引き続き高等学校との連携を図る必要がある。	各高等学校に対しても、引き続き制度の周知を図り、制度の理解が深まるよう取り組む。	継続		教育庁	教育支援課	
52	2	セ	障害のある児童生徒に対して、小学校の早い段階からの適切な対応と個別の学習支援など、きめ細かな指導を促進します。	校内支援体制の機能化等(インクルーシブ教育システム整備事業)、特別支援学級設置要件の撤廃	障害のある児童生徒への適切な対応と個別学習支援の促進	公立学校を対象に研修を実施した。 ①新任者研修(特別支援教育コーディネーター養成研修)・オンデマンド1回 ②コーディネーター養成研修・6地区各1回 ③幼稚園特別支援教育実践研修:オンデマンド1回 ④小中特別支援学級・級級指導担当者研修オンデマンド1回	6,070	4,935	6,070	6,070	6,173	公立学校(幼小中高特)を対象に実施した専任職員研修(特別支援教育コーディネーター養成研修)により教員の資質向上を図ることができた。巡回ドバイザー等派遣した学校支援を進め、個別の教育支援計画の作成・活用を促進することで、具体的な支援方法等の情報共有を行うなど、各学校の特別支援教育体制に活かすことができた。	教職員等の研修の充実を図り、教員の資質向上に努める。関係機関との連携については、沖縄県特別支援教育総合推進協議会等と協働しながら連携を取り組む。特別支援教育コーディネーター等の専門性や特別支援学級担任等の資質の向上のための研修内容について検証していく。	関係機関との連携については、沖縄県特別支援教育総合推進協議会等と協働しながら連携を取り組む。特別支援教育コーディネーター等の専門性や特別支援学級担任等の資質の向上のための研修内容について検証していく。	継続		教育庁	県立学校教育課	

事業番号			計画に定める重点施策(具体的取組)	主な取組・関連事業(Plan)			主な取組・関連する事業の状況(Do)					主な取組による成果及び施策推進上の課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部局・課等		
				取組名(事業名)	細事業名	内容	取組内容及び結果	R4予算	R4決算	R5予算	R5決算	R6予算	成果	課題	具体的な方策		部局等	担当課
52	2	②	セ	障害のある児童生徒に対して、小学校の早い段階からの適切な対応と個別の学習支援など、きめ細かな指導を促進します。	校内支援体制の機能化等(インクルーシブ教育)スタンス整備事業、特別支援学級設置要件の撤廃 ※再掲	障害のある児童生徒への適切な対応と個別学習支援の促進	対象児童生徒1人からでも特別支援学級を設置できた。	-	-	-	-	-	支援を必要とする児童生徒に対して、適切な対応と個別の学習支援など、きめ細かな指導を図ることができた。	特別支援学級の増加に伴う教員や教室の確保が課題である。	教員の確保については、引き続き、教員採用試験の制度改革や退職者の任用等の推進、人材発掘を目的とした各種セミナーを実施する等して全庁体制で教員の確保に努めている。 教室の確保については、設置者である市町村教育委員会と意見交換をしながら適切に対応していけるよう促していきたい。	教育庁	学校人事課	
53	2	②	ソ	義務教育未修了者や不登校等で形式卒業となった者等に対する就学機会を確保するため、夜間中学校の設置を検討します。	夜間中学校の設置促進	夜間中学校の設置検討	夜間中学校の設置主体や設置規模等、その在り方の検討に資するため、県民のニーズを幅広く把握することを目的に調査を実施した。	211	174	179	148	83	・市町村教育委員会と情報交換会を持ち、設置に向けた情報共有及び意見交換を行うことができた。	・設置には様々な関係機関との連絡調整及び意見交換を行う必要があり、まずは、設置主体となる可能性のある市町村の動向を注視する必要がある。	・通学の利便性の観点からまずは市町村による検討を呼びかけるとともに、その状況を把握し、国からの情報を提供する。	教育庁	義務教育課	
54	2	②	タ	低所得世帯の子どもを対象に、余暇、レクリエーション、文化、スポーツ等の機会を提供する地域の取組を促進します。	沖繩子供の貧困緊急対策事業(市町村事業)(12/24の再掲)	余暇、レクリエーション等の機会を提供する地域の取組みを促進										子ども未来部	子ども家庭課	
55	2	②	チ	低所得世帯の子どもが、様々な体験・交流の機会を通じて、自己肯定感を高め、生きる力を育む取組を促進します。	青少年交流体験事業	様々な体験・交流等の機会を通じた生きる力を育む取組みの促進	R4年度 県内の青少年を他県に派遣し、交流活動や自然体験活動を行う。 R5年度 県内の青少年を他県に派遣し、交流活動や自然体験活動を行う。	5,398	3,249	7,891	7,891	7,518	令和5年7月、小中高校生を九州へ176人派遣。 R5年12月、小中学生を兵庫へ55人派遣。	派遣希望者を募るために、より多くの世帯に事業内容を周知させる必要がある。	県の広報誌等を活用するなど、事業内容の周知広報に取り組み、事業の認知度向上を図る。	子ども未来部	子ども若者政策課	
56	2	②	ツ	生活保護世帯、生活困窮世帯及び準保護世帯の児童生徒等に対し、市町村、NPO等と連携し、子ども一人ひとりの学習の定着状況に応じたきめ細かな学習支援の取組を拡充するとともに、多様な進学希望に対応した学習支援に取り組みます。	生活困窮者自立支援事業(子どもの学習・生活支援事業)	生活困窮世帯等への学習支援の拡充	生活保護世帯及び生活困窮世帯を対象とした学習支援教室を17町村で21か所設置する。	47,361	47,361	47,467	47,467	48,095	生活保護世帯及び生活困窮世帯を対象とした学習支援教室を17町村で21か所設置した。	事業を知らない子育て世帯に対して、事業の内容をわかりやすく伝えるHPやリーフレットが不足している。	県HPでの事業の周知を行うほか、福祉事務所や自立相談支援機関でも事業の周知を図られるようリーフレット等を作成し、周知広報を強化する。	生活福祉部	保護・援護課	
56	2	②	ツ	生活保護世帯、生活困窮世帯及び準保護世帯の児童生徒等に対し、市町村、NPO等と連携し、子ども一人ひとりの学習の定着状況に応じたきめ細かな学習支援の取組を拡充するとともに、多様な進学希望に対応した学習支援に取り組みます。	子育て総合支援事業	生活困窮世帯等への学習支援の拡充	準要保護世帯の小中学生及び児童扶養手当等の受給世帯の高校生を対象とした学習支援を実施する。(R5年度) ①24市町村33箇所で行う ②中学生206人、高校生159人を支援	541,885	500,613	552,734	499,554	582,084	(R4年度) ・支援児童生徒のうち、中学3年生179人中178人が高校に合格(99.4%)したほか、高校3年生169人が大学や専門学校等を受験し、141人が合格(83.4%)した。 (R5年度) ・支援児童生徒のうち、中学3年生203人中201人が高校に合格(99.0%)したほか、高校3年生138人が大学や専門学校等を受験し、115人が合格(83.3%)した。	・今後とも継続的に事業に取り組むことが必要である。 ・ニーズに合った支援ができるよう各学年、学力ごとにきめ細かく対応できる環境づくりが必要である。 ・中学生、高校生ともに高い高校合格率・大学等合格率である一方、学習習慣の定着が難しい子どもへの支援も必要となっている。	・地域ごとに学習教室スタッフや福祉事務所の学習支援員等による会議を開催し、継続的に教室へ通い続ける「ウハウウ」や学習しやすい環境づく等を情報共有し、学習環境の向上に努める。 ・市町村の貧困対策支援員等とも連携し、学習支援以外の支援が必要な子どもの課題に対応する。 ・児童生徒一人ひとりに合った学習支援を行うため、オンライン授業や映像授業等を利用できる環境を整備する。	子ども未来部	子ども家庭課	
57	2	②	テ	児童養護施設等で暮らす子どもの潜在的な可能性を引き出し、学習支援を推進し、基礎学力の定着を図るとともに、良き理解者と触れ合う機会をつくります。	児童入所施設措置費(教育、特別育成費)	児童養護施設等で生活する児童に対する学習支援の推進	R4年度 各児童養護施設において、必要な教育費等を支弁した。 R5年度 各児童養護施設において、必要な教育費等を支弁した。	2,580,713	2,471,544	2,631,352	2,629,218	2,910,899	子どもの潜在的な可能性を引き出した。	引き続き取組が必要。	引き続き子どもの潜在的な可能性を引き出すための学習支援を実施する。	子ども未来部	子ども家庭課	
58	2	②	ト	子どもが安心して過ごせる居場所を確保し、地域の実情に応じて、食事の提供や共同での調理、生活指導、学習支援を行うとともに、キャリア形成等を行う市町村の取組を促進します。	沖繩子供の貧困緊急対策事業(市町村事業)(12/24の再掲)	食事の提供や共同での調理、生活指導、学習支援を行うとともに、キャリア形成等を行う市町村の取組を促進										子ども未来部	子ども家庭課	
58	2	②	ト	子どもが安心して過ごせる居場所を確保し、地域の実情に応じて、食事の提供や共同での調理、生活指導、学習支援を行うとともに、キャリア形成等を行う市町村の取組を促進します。	沖繩子供の貧困緊急対策事業(子どもの居場所学生ボランティアコーディネート事業)	子どもの居場所を確保し、食事の提供等を行う市町村の取組に関する活動に関わることにより、居場所の活動の充実を図る。	市町村等が設置する子供の居場所等へ学生ボランティアを派遣し、学生ボランティアが居場所で行われる食事の提供や共同調理、生活指導、学習支援等に関する活動に関わることにより、居場所の活動の充実を図る。	37,677	31,317	30,157	31,725	49,911	【実績】R5 4～R6 3末時点 ○派遣済居場所数 109箇所 ○学生派遣人数(実人数) 383人 ○学生派遣回数 6,262回	大学等がない地域や僻地にある居場所は、派遣を希望はしているものの、学生とのマッチングが合わず派遣が叶っていないケースがある。	学生への個別案内や僻地の居場所に派遣された学生主体の研修会等の実施を行い、未派遣居場所への派遣を促進する。	子ども未来部	子ども家庭課	
58	2	②	ト	子どもが安心して過ごせる居場所を確保し、地域の実情に応じて、食事の提供や共同での調理、生活指導、学習支援を行うとともに、キャリア形成等を行う市町村の取組を促進します。	子どもの居場所に対する食料提供の促進	居場所を確保し、食事の提供等を行う市町村の取組の促進										関係組織等への情報共有等により活動への理解を深め、取組拡大につなげていく。	農林水産部	流通・加工推進課
59	2	②	ナ	市町村が行う専門的な個別支援を必要とする子どもに対応できる居場所の設置を促進します。	沖繩子供の貧困緊急対策事業(市町村事業)(12/24の再掲)	市町村が行う専門的な個別支援を必要とする子どもに対応できる居場所の設置を促進										子ども未来部	子ども家庭課	
60	2	②	ニ	子ども達の性に関する悩み等への相談支援及び居場所職員への保健に関する研修等を実施します。	沖繩子供の貧困緊急対策事業(保健に関する相談支援事業)	保健に関する相談支援事業	子どもの居場所等に助産師等を派遣し、 ①居場所職員への保健に関する研修 ②子ども連への性教育の学習会の実施やSNSを活用した性に関する悩み相談対応などを実施。	15,951	14,376	23,821	22,339	23,500	【実績】市町村等が設置する子どもの居場所や県立高校のサポールーム等に助産師を派遣し研修や相談対応を実施。相談相談:130件、SNS相談:90件、電話相談:71件、学習会:42回開催、講座:191回開催、職員研修:23回開催	子どもたちの生活環境や家庭の背景も理解しつつ、性教育を実施していく必要がある。大人も正しい性教育を受けていないことが、子どもへ対応に影響している場面があると考えられる。	相談員を固定し繰り返し訪問することで、子どもとの関係性が構築され、深い相談も受けられるようになった。近隣エリアの職員と合同で研修を行ったことで、他団体との比較・検証を行い、子どもへのかわり方を見直すきっかけとなった。	子ども未来部	子ども家庭課	
61	2	②	ヌ	沖繩子どもの未来県会議と連携し、企業から提供された食料品等を子どもの居場所等へ届けることにより、子どもや困窮家庭に対する食料の支援と居場所の持続的な活動を支援します。	沖繩子供の貧困緊急対策事業(食料支援連携事業)	食料支援連携体制構築事業	行政や企業等と連携し、生活困窮家庭等へ安定的に食料を届けることと、持続可能な食料支援体制を構築すること、地域で安心して暮らせるよう、安定的かつ継続的な食料支援を行う。	14,971	14,576	18,817	18,816	22,805	企業等から提供された食料品等を子どもの居場所等へ配布した。(R6 2末時点:寄附企業数68社、配布団体数116団体、配布回数2,084回)	長期化する物価高騰により子どもの居場所による食料品調達に影響があることから、利用する子どもの居場所が増加しているため、受入食料品の増加に向けた取組みが必要となる。	引き続き、主に新規企業開拓を行う人員を配置し、寄附企業数及び受入食料品の増加に取り組むことで、子どもの居場所の持続的な運営を支援する。	子ども未来部	子ども家庭課	
62	2	②	ネ	低所得世帯を含む全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所を確保するため、市町村と連携し、学校施設などの施設を活用した放課後児童クラブの設置を促進します。	放課後児童クラブ支援強化事業	放課後児童クラブの設置の促進	市町村が実施する施設整備事業等に対する補助を実施 ①施設整備補助②改修修繕補助③賃借料補助 R4:①4箇所(繰越含む)②23箇所③83箇所 R5(見込み):①1箇所②14箇所③103箇所	341,239	197,465	359,352	209,342	288,241	令和4年度の月額利用料(保育料、おやつ代等を含む)は、9,426円であり、H26の10,115円と比較して689円の減となり、利用者の負担軽減が図られた。	クラブ数については、令和4年度の584クラブから605クラブと増加しているものの、利用ニーズの高まりにより、登録できなかった児童数(令和4年度665人、令和5年度1,076人)が大幅に増加している。	登録できなかった児童数は高止まりの状況にあるため、放課後児童クラブの設置促進を図る必要がある。 引き続き令和4年度創設した賃借料支援を実施し、家賃補助を通じた利用料低減を進めている。	子ども未来部	子育て支援課	

事業番号				計画に定める重点施策(具体的取組)	主な取組・関連事業(Plan)			主な取組・関連する事業の状況(Do)						主な取組による成果及び施策推進上の課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部局・課等	
					取組名(事業名)	細事業名	内容	取組内容及び結果	R4予算	R4決算	R5予算	R5決算	R6予算	成果	課題	具体的な方策		部局等	担当課
63	2	(2)	ノ	地域の実情に応じ、市町村による児童館などの子どもの居場所の確保や、児童館職員の資質向上に関する取組を支援します。	児童厚生員等研修	市町村による児童館等の居場所の確保の支援	児童館職員に対する研修を実施。令和4年度:7回、受講者数延べ446名 令和5年度:9回、受講者数延べ456名	452	261	452	342	452	児童館職員に対して研修を実施することにより、運営上必要な知識や技術の習得が進み、児童館職員の質の向上が図られた。	児童館職員については、有期の臨時職員・嘱託職員として雇用する自治体が多いため、継続性が保たれず、経験によるノウハウの蓄積が難しいことから、継続的な研修制度が不可欠となっている。	子どもの貧困対応が求められる状況下で、子どもの居場所として児童館の果たす役割が見直されており、児童館職員の資質向上を図る必要があるため、今後も継続して児童厚生員等研修を実施する。	子ども未 来部	子育て支 援課		
64	2	(2)	ハ	対人関係や家庭の問題など複合的な困難を抱えた子ども、若者が、孤立することなく、社会的な自立を踏み出せるよう、居場所の設置や活動プログラムを行う地域の活動を支援します。	子ども・若者育成支援事業(NPO団体等補助)	困難を抱えた子ども、若者を支援する地域の活動の支援	R4年度 困難を有する子ども・若者への支援を行うNPO団体等に対し、その活動費の助成を行った。 R5年度 困難を有する子ども・若者への支援を行うNPO団体等に対し、その活動費の助成を行った。	6,000	6,000	6,000	5,011	-	困難を有する子ども・若者への支援を行うNPO団体等に対し、その活動費の助成を行った。	県内各地で助成を行ってきたおり、事業の目的は一定程度達成された。 今後は市町村が主体となった支援体制の構築が必要であり、その基礎となる子育て協議会の設置促進を加速する必要がある。	NPO団体等への助成は終了し、子育て協議会設置促進の取り組みを加速する。	子ども未 来部	子ども若 者政策課		
65	2	(2)	ヒ	児童生徒が正しい歯のみがき方の習得や歯みがきの習慣を身につけることができるよう、発達段階に応じたむし歯予防を推進するとともに、学校の歯科検診でむし歯で要治療とされた児童生徒に対し、受診を勧奨するとともに、対策を講じます。	健康教育研修事業	沖縄県養護教諭研修会	むし歯予防の推進	令和4年度養護教諭研修会 第1回6月オンライン開催(438名) 第2回11月現地開催(386名) 令和5年度養護教諭研修会 第1回6月オンライン開催(425名) 第2回10月現地開催(423名)	2,950	2,124	3,756	1,249	2,646	令和5年度の研修において、沖縄県保健医療部健康長寿課技師を講師とし、本県の歯科保健の現状と取組に関する講義を行うことができた。本県児童生徒の健康課題を共有し、今後の取組を推進することになった。	研修機会等が限られているため、研修内容の精選が必要となる。	今後も、保健医療部と連携し、歯科保健に関する行政説明及び研修実施を検討していく。	教育庁	保健体育課	
65	2	(2)	ヒ	児童生徒が正しい歯のみがき方の習得や歯みがきの習慣を身につけることができるよう、発達段階に応じたむし歯予防を推進するとともに、学校の歯科検診でむし歯で要治療とされた児童生徒に対し、受診を勧奨するとともに、対策を講じます。	歯科保健推進事業、親子で歯びくプロジェクト(5歳児版)	むし歯予防の推進	歯科保健推進事業、歯と口の健康週間や歯がまんじゅう月間等における啓発活動、むし歯予防のためのフッ化物塗布実施支援等を実施し、県民の歯科保健意識の向上を図っている。 親子で歯びくプロジェクト(5歳児版):就学時健診時保護者説明用資料を作成し、活用を希望する市町村へ配布を行っている。歯みがきカレンダーを作成し、モデル市でグッズとあわせて家庭での活用促進を図っている。むし歯予防には「小学4年生頃までの仕上げみがき」と「フッ化物の利用」が効果的であることを周知するためのポスターを作成し、小学校等へ配布している。	18,202 ※再掲	17,485 ※再掲	17,276 ※再掲	16,914 ※再掲	18,923 ※再掲	12歳児の1人平均むし歯数が、令和元年度の1.8本から令和4年度は1.2本まで減少することができた。 令和5年度は、就学時健診時保護者用資料をモデル市を含め28市町村で活用拡大することができた。	12歳児の1人平均むし歯数は、減少傾向にあるものの、依然全国最下位である。フッ化物塗布実施している学校の数が平成28年度の17校から令和5年度の11校に減少した。	引き続き仕上げみがきの実施及びフッ化物の利用に関する普及啓発を行う。就学時健診時保護者説明用資料を活用する市町村の拡大を図る。	保健医 療介護 部	健康長 寿課		
66	2	(2)	フ	児童養護施設において、施設の規模化等による家庭的養護の促進や児童養護施設等の運営方針の活用等を通じて、子どもの発達段階に応じた基本的な生活習慣の定着を推進します。	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業	小規模化による家庭的養護の促進と生活習慣習得の推進	R4年度 児童養護施設「愛隣園」において、地域小規模児童養護施設「あかりの家」をR4.5月に認可 R5年度 児童養護施設「なごみ」において、地域小規模児童養護施設「南風」をR5.9月に認可	4,699	4,155	6,863	6,000	13,038	地域小規模児童養護施設を新設することで、施設の小規模ケアの推進を図ることができた。 また、社会的養護で生活する児童が、より家庭的な環境で過ごすことができるようになった。	引き続き、社会的養護で生活する児童がより家庭的な環境で過ごすよう、小規模児童養護施設の開設や、施設の小規模ケア化を図る。	地域小規模児童養護施設の開設に必要な手続き、予算等について、各施設と情報共有しながら、引き続き各施設の状況に合わせ小規模ケア化を図る。	子ども未 来部	子ども家 庭課		
67	2	(2)	ヘ	児童養護施設において、年金、税金、保険等に関する知識や基本的なマネーに関する教育、金銭管理の訓練等を行い、社会生活を円滑に開始できるよう支援します。	児童入所施設措置費(職業指導員、自立支援担当職員)※再掲	年金、税金、保健等の教育及び金銭管理の訓練等の実施	R4年度 各児童養護施設において、職業指導員、自立支援担当職員を配置し、必要な金融教育等を実施した。 R5年度 各児童養護施設において職業指導員、自立支援担当職員を配置し、必要な金融教育等を実施した。	2,580,713	2,471,544	2,631,352	2,629,218	2,910,899	子どもが社会生活を円滑に開始できるようになった。	引き続き取組が必要。	引き続き子どもが社会生活を円滑に開始できるよう支援を実施する。	子ども未 来部	子ども家 庭課		
68	2	(2)	ホ	児童養護施設等で生活する児童が、勤労の基礎的な能力及び態度を育て、その適正、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、職業指導員を配置し、必要な職業指導等を実施した。	児童入所施設措置費(職業指導員)※再掲	職業指導、勤労及び自立を支援する職業指導員の配置拡充	R4年度 各児童養護施設において職業指導員を配置し、必要な職業指導等を実施した。 R5年度 各児童養護施設において職業指導員を配置し、必要な職業指導等を実施した。	2,580,713	2,471,544	2,631,352	2,629,218	2,910,899	子どもがその適性等に応じた職業選択を行えるようになった。	引き続き取組が必要。	引き続き子どもがその適性等に応じた職業選択を行えるように職業指導を実施する。	子ども未 来部	子ども家 庭課		
68	2	(2)	ホ	児童養護施設等で生活する児童が、勤労の基礎的な能力及び態度を育て、その適正、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、職業指導員を配置し、必要な職業指導等を実施した。	社会的養護自立支援事業	相談・就職支援など退所児童等のアフターケアの推進	R4年度 支援コーディネーターによる継続支援計画の作成等を通じて個々に合わせた支援を実施。またアフターケアおよび自立支援を継続実施。 R5年度 支援コーディネーターによる継続支援計画の作成等を通じて個々に合わせた支援を実施。またアフターケアおよび自立支援を継続実施。	26,369	23,969	32,844	30,988	30,923	措置中の者及び措置解除された者に対し、措置解除後に向けた切れ目のない支援を行うため、生活および就労相談を実施した。	支援対象者に関する情報を児相、施設や里親、自立支援事業者等と間で共有し、必要な支援に繋げる必要がある。	支援対象者の情報や支援内容を関係者間で共有し、引き続き、きめ細やかな支援を行っている。	子ども未 来部	子ども家 庭課		
69	2	(2)	マ	学用品費や給食費等を助成する就学援助制度について、準要保護児童生徒に対する援助の認定基準、対象費目や単価等の全国調査結果を市町村に提供し情報を共有すること等により、必要な児童生徒に対し援助が届くよう就学援助の充実を促進します。	子どもの貧困対策市町村支援事業	市町村が実施する就学援助の充実	市町村が実施する就学援助の充実に係る事業や貧困対策に資する単独事業に対する支援を行った。	300,000	226,700	300,000	257,897	300,000	平成28年度以降、就学援助の充実に係る事業や、貧困対策に資する単独事業を支援することで、就学援助の充実や貧困対策の推進が図られている。 令和5年度は28市町村に対し交付金を交付した。	貧困対策に資する単独事業について、活用する市町村は14市町村に留まっている。	就学援助の充実に係る事業について、引き続き市町村の支援を行うとともに、貧困対策に資する単独事業について、市町村が活用できるよう連携して促進していく。	子ども未 来部	子ども家 庭課		
69	2	(2)	マ	学用品費や給食費等を助成する就学援助制度について、準要保護児童生徒に対する援助の認定基準、対象費目や単価等の全国調査結果を市町村に提供し情報を共有すること等により、必要な児童生徒に対し援助が届くよう就学援助の充実を促進します。	就学援助市町村担当者連絡会議の開催	情報共有等による就学援助の充実の促進	令和4年11月及び令和6年1月に沖縄県市町村就学援助事業連絡会議を開催し、情報共有、好事例の情報提供を行った。	-	-	-	-	-	各市町村において、経済的理由によって就学困難となっている小・中学校の児童及び生徒に対し、学用品費等に係る就学援助を実施した。	市町村間で援助費目や認定基準、手続き方法等に差が生じている。	引き続き、就学援助事業連絡会議を開催し、情報共有、好事例の情報提供を行う。	教育庁	教育支援課		
70	2	(2)	ニ	市町村と県の協議の場の設置等により、保護者に対する就学援助制度の効果的な周知方法、県内外の好事例の情報提供など制度を利用しやすい環境の整備を促進します。	就学援助市町村担当者連絡会議の開催	協議の場の設置による利用しやすい環境整備の促進	令和4年11月及び令和6年1月に沖縄県市町村就学援助事業連絡会議を開催し、情報共有、好事例の情報提供を行った。	-	-	-	-	-	各市町村において、進級時・入学時に全児童生徒に対し制度を紹介するチラシを配布するなど、就学援助制度の周知を行った。	援助の対象でありながら、何らかの理由で申請できていない世帯がある。	引き続き、就学援助事業連絡会議を開催し、情報共有、好事例の情報提供を行う。	教育庁	教育支援課		

事業 番号			計画に定める重点施策 (具体的取組)	主な取組・関連事業 (Plan)			主な取組・関連する事業の状況 (Do)					主な取組による成果及び施策 推進上の課題の検証 (Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向 (Action)		担当部署・課等				
				取組名(事業名)	細事業名	内容	取組内容及び結果	R4予算	R4決算	R5予算	R5決算	R6予算	成果	課題	具体的な方策		部局等	担当課		
71	2	(2)	ム	教育扶助については、義務教育に伴って必要な費用が学校の長に対して直接支払うことが可能となっている仕組みを活用し、目的とする費用に直接充てられるよう適切に実施します。	生活保護制度(教育扶助)		教育扶助について、学校長へ直接支払う仕組みの活用	地方公共団体(福祉事務所等)とハローワークの就職支援ナビゲーターによる連携した就職に向けたチーム支援を実施する。	-	-	-	-	-	教育扶助費を学校長に直接払っていることにより、給食費等の滞納に繋がっている。	直接払いが実施できる仕組みを活用し、引き続き、教育扶助の適正な給付に努める。	継続	教育扶助費が生活に費消されることのないよう、世帯の生活意態を把握しながら、学校長への直接払いを進めている。	生活福祉部	保護・援護課	
72	2	(2)	メ	私立学校に通う家計が急変した世帯等の児童生徒の授業料の負担軽減に取り組みます。	私立学校授業料軽減補助事業		私立学校に通う家計急変世帯等に対して学校設置者が授業料軽減事業を実施した場合の補助	私立学校に通う家計急変世帯等に対して学校設置者が授業料軽減事業を実施した場合の補助	28,013	2,607	27,290	2,980	6,688	・令和4年度は、市町村民税非課税世帯生徒9人、家計急変世帯9人の計18人に支給額2,007千円を支給した。 ・令和5年度は、市町村民税非課税世帯生徒1人、家計急変世帯4人の計22人に支給額2,980千円を支給した。	・令和4年度から小・中学校の生活保護世帯、家計急変世帯を補助対象としており、当該事業を含む教育支援の制度の周知に今後とも力を入れる必要がある。	継続	・継続して事業に取り組むとともに、学校や生徒保護者に対し、教育支援制度の周知を徹底する。	総務部	総務私学課	
73	2	(2)	モ	中学生・高校生の通学費について、バス運賃等の負担軽減に取り組みます。	市川線バス通学費等支援事業		バス等通学費の負担軽減	バス等通学費の負担軽減	376,335	339,478	396,983	371,983	393,103	令和4年度は県全体で約5,100名の通学費負担軽減の申請があった。 令和5年度は令和6年1月31日時点で約5,200名を対象者として認定した。	早期に通学費負担軽減が実施できるよう取り組む必要がある。	継続	新入生に対して、4月から支援を開始できるように、郵送での申請に加え、インターネットでの申請ができるよう、申請者の利便性の向上を図った。	教育庁	教育支援課	
73	2	(2)	モ	中学生・高校生の通学費について、バス運賃等の負担軽減に取り組みます。	私立学校通学費負担軽減事業		私立学校に在籍する生徒に対して、通学費支援を行い経済的負担の軽減を図る。	バス等通学費の負担軽減を図る。	31,123	27,517	52,303	52,303	54,342	支給対象の世帯保護者に対して、バス・モレール通学費を支援し、家庭の経済環境に配慮して授業に動機づけができる環境を整備を図った。 令和4年度通学費支援認定者:443名(支援対象校:25校)	・家庭の状況に関わらず希望する学校を選択し、入学後も安心して学ぶことができる環境を整備するため、私立高等学校及び中学校に在籍する生徒に対して通学費に対する支援を行い、経済的に事業に取り組む必要がある。 ・当該事業は私立高等学校等に通う高校生と中学生が対象となるため申請漏れが発生しないよう、通学費支援制度の周知に今後とも力を入れる必要がある。	継続	・継続して事業に取り組むとともに、学校や生徒保護者に対し、教育支援制度の周知を徹底する。	総務部	総務私学課	
74	2	(2)	ヤ	放課後児童クラブの利用料について、市町村と連携し、低所得世帯の児童を対象に負担軽減を促進します。	放課後児童クラブ支援強化事業 ※再掲		低所得世帯の児童を対象とした負担軽減の促進	市町村が実施する施設整備事業等に対する補助を実施 ①施設整備補助②改修修繕補助③賃借料補助 R4:14箇所(繰越含む)②23箇所③83箇所 R5(見込み):①1箇所②14箇所③103箇所	341,239 ※再掲	197,465 ※再掲	359,352 ※再掲	209,342 ※再掲	288,241 ※再掲	令和4年度の月額利用料(保育料、おやつ代等を含む)は、9,426円であり、H26の10,115円と比較して689円の減となり、利用料の負担軽減が図られた。	クラブ数については、令和4年度の584クラブから605クラブと増加しているものの、利用ニーズの高まりなどにより、登録できなかった児童数(令和4年度665人、令和5年度1,076人)が大幅に増加している。	登録できなかった児童数は高止まりの状況にあるため、放課後児童クラブの設置促進を図る必要がある。 引き続き令和4年度開設した賃借料支援を実施し、家賃補助を通じた利用料軽減を進めている。	子ども未 来部	子育て支援課		
74	2	(2)	ヤ	放課後児童クラブの利用料について、市町村と連携し、低所得世帯の児童を対象に負担軽減を促進します。	ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用支援事業		ひとり親家庭や低所得世帯の児童を対象とした利用料負担軽減	ひとり親家庭や低所得世帯の児童を対象とした市町村に対し補助金を交付した。	125,218	107,726	138,749	123,087	153,506	令和5年度は27市町村3,741名の利用料負担の軽減を実施した。	令和6年度は28市町村で実施予定となっている。 また、支援対象は市町村により異なっている。	継続	引き続き、必要な支援対象者へ負担軽減を実施できるよう、市町村と連携し、事業拡大を促進していく。	子ども未 来部	こども家庭課	
75	2	(2)	ユ	子どもの健全な育成・発達を図ることを目的に、通院の対象年齢を中学校卒業まで拡大するとともに、窓口での支払いが不要となる現物給付制度の市町村における実施を支援します。	こども医療費助成事業、沖縄県子どもの貧困対策推進基金事業(こども医療費助成現物給付支援事業) (2(1)の再掲)		こどもに対する医療費助成	R4・5年度こども医療費助成事業を実施する市町村への支援、こども医療費助成事業を実施する市町村の国庫国庫負担金減額調整措置の一部を補助	2,678,418 ※再掲	2,557,709 ※再掲	3,335,363 ※再掲	3,263,708 ※再掲	3,050,246 ※再掲	県内全41市町村に対しこどもの医療費へ補助を行うことにより、こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、こどもの健全な育成とともに保護者の経済的負担の軽減を図った。 現物給付に申し込む市町村の国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の一部を補助することにより、こども医療費助成制度の通院対象年齢の拡大と現物給付を確実に実施し、安定した事業運営を図った。	令和4年度からの制度拡充を円滑に実施し、安定した事業運営を図るため、引き続き市町村と連携する必要がある。 こども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置が令和6年度から廃止されるが、県補助金の年間対象期間の関係から引き続き市町村と連携する必要がある。	継続/ 縮小	令和4年度からの制度拡充を円滑に実施し、安定した事業運営を図るため、引き続き市町村と連携していく。 こども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置が令和6年度から廃止されるが、県補助金の年間対象期間の関係から引き続き市町村と連携していく。	子ども未 来部	こども若 者政策課	
76	2	(2)	ヨ	ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、所定要件等を満たすひとり親家庭の子どもに対し、医療費を助成します。	母子家庭等医療費助成事業 (2(1)の再掲)		ひとり親家庭の子どもに対する医療費助成	R4年度ひとり親家庭の保護者及び児童が医療費に要した自己負担分を市町村へ補助する。 R5年度ひとり親家庭の保護者及び児童が医療費に要した自己負担分を市町村へ補助する。	311,976 ※再掲	258,208 ※再掲	254,606 ※再掲	254,606 ※再掲	264,448 ※再掲	41市町村の経費を補助することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立に寄与し、福祉の増進を図ることができた。	他の医療費助成制度(こども医療費助成事業、重度心身障害者医療費助成事業)との比較を行い、課題の把握、整理に努める必要がある。	見直し	・母子家庭等医療費助成事業の給付方法及び給付対象者について、各市町村の意向及び他県の実施状況を確認しながら課題の具体的解決方法を検討する。	子ども未 来部	女性カ ンパニ ティ推 進課	
2	(3)	高校生期							11,714,291		11,370,709		11,641,897							
77	2	(3)	ア	学校の状況に応じて、県立高校において学習支援員を配置し、個々に応じたより細かい指導を行い、確かな学力の定着を図ります。	県立学校学習支援員配置事業		学習支援員の配置、確かな学力の定着のための支援	県立高等学校5校を研究モデル校に指定し、学習支援員を配置	4,152	1,677	6,796	3,618	4,538	令和5年度の配置校からは、学習支援員を配置することで多様な学びに対応できているといった声があり、中退率等の改善が見られた。	・配置校の単位保留者や中途退学者について改善傾向が見られ、教員からは手厚く支援できるようになったとの声が多い。 ・今後は支援を必要とする学校への配置の拡充を図る必要がある。	継続	・研究モデル校を拡大し、教員の業務負担を軽減する。 ・校長会を通して、学び直しのコース設置、教育課程の検討を周知依頼する。 ・広く学習支援員を公募し、確保に努める。	教育庁	県立学校 教育課	
78	2	(3)	イ	全ての教員が子どもの貧困対策に対する意識を共有し理解を深めるため、貧困対策に係る研修等の実施に努めます。<再掲>	[2(2)カの再掲]		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
79	2	(3)	ウ	不登校傾向や中途退学が懸念される生徒が多い高等学校に支援員等を配置し、訪問支援、県の教育・福祉関係部門、民間支援団体の協働による就学の継続を支援する体制を構築します。<再掲>	[1(3)アの再掲]		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
80	2	(3)	エ	高等学校中途退学を防止するため、各学校の中途退学対策担当者に対し、講演会や研究協議の開催、関連事項の学習及び優れた取組並びに子どもの貧困対策の情報共有などにより、対策の強化を図ります。<再掲>	校内中途退学対策担当者連絡協議会及び中途退学対策担当者加配校連絡協議会の開催		高等学校中途退学を防止するための強化	スクールカウンセラーの配置促進	935	520	973	973	973	校内中途退学対策担当者連絡協議会及び中途退学対策担当者加配校連絡協議会の開催について計画通り進んでいた。	校内の支援体制の強化	校内外の連携体制の強化	継続	スクールカウンセラーや就学継続支援員を通して、関係機関との連携を強化する必要がある。	教育庁	県立学校 教育課
81	2	(3)	オ	中学校卒業後に進学も就職もしていない少年及び高等学校中途退学者について、在学中の児童生徒の保護者の了解を得て学校とハローワーク子ども若者から相談フラスコア等と情報を共有するなど、就学、就労など必要な支援につなげます。<再掲>	[1(4)アの再掲]		-	-	-	-	-	-	-	-	中途退学後に支援を必要とする生徒や保護者等に、面談や周知用チラシ等を通して情報提供した。	不登校や休学から中途退学に至る場合も多く、スクールカウンセラーや就学継続支援員等の配置について、更に充実を図る。	継続	スクールカウンセラーや就学継続支援員等の配置を継続し、中途退学の未然防止に努める。	教育庁	県立学校 教育課

事業 №				計画に定める重点施策 (具体的取組)	主な取組・関連事業 (Plan)			主な取組・関連する事業の状況 (Do)						主な取組による成果及び施策 推進上の課題の検証 (Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向 (Action)		担当部局・課等						
					取組名(事業名)	細事業名	内容	取組内容及び結果	R4予算	R4決算	R5予算	R5決算	R6予算	成果	課題	具体的な方策		部局等	担当課					
82	2	(3)	カ	高等学校進学の就学継続等を総合的に支援するため、県立高等学校に居場所を設置します。	沖縄子供の貧困緊急対策事業(県立高校の居場所づくり運営支援事業)	県立高校の居場所支援事業	高等学校中途退学防止のため、学校内への居場所の設置	こどもの貧困対策に係る教育支援の一環として、県立高等学校内の居場所(サポートルーム)に支援員を配置し、相談支援、生活支援、訪問支援、学習支援、キャリア形成支援等を学校と協働で実施することで、高等学校進学後の就学継続を総合的に支援する。	109,140	89,996	117,637	117,637	155,777	・支援員が常駐していることで、悩みを抱える生徒が、いつでも支援員の相談支援を受けられることができたため、安心・安全な居場所として定着している。 ・来室した生徒に一次支援として対話・交流支援、生徒の言動や表情等に応じて見守りや心理的ケア等の二次支援を行い、生徒の状況等を教職員と共有し、生徒理解・生徒支援に努め、就学継続の一助となっている。 (利用者の相談内容) (令和4年度) (令和5年度) 1 友人関係 1 物質支援(食支援) 2 成績・勉強 2 友人関係 3 将来・進路 3 体調・病気等	・設置校の教職員と支援員が定期的に情報交換・共有を行い、協働体制を構築して支援に取り組むことが必要である。 ・小中学生時に不登校や引きこもりを経験した生徒への支援、生活困窮の状況に気づいた生徒への支援等、これまでの支援経路の把握や在住市町村や福祉関係機関との連携など、居場所におけるネットワーク体制を構築する必要がある。	継続	・これまでの事業実施で蓄積してきた居場所と学校との協働支援に関するノウハウを設置校全体で研修会等において共有する。また、教育委員会から各高校へ配置されているスクールカウンセラーや就学継続支援員等との連携、市町村や福祉関係機関との連携について検討す。	こども未 来部	こども家 庭課					
83	2	(3)	キ	高校生一人ひとりの社会的・職業的自立に向けた資質・能力を育成するため、教員向けの研修会などを実施するとともに、指定校にコーディネーターを配置するなど、学校における教育活動全体を通じたキャリア教育の実践・取組を支援することで、進路決定率の向上に取り組みます。	キャリア教育推進事業	キャリア教育推進事業	指定校でのコーディネーターによるキャリア教育の取り組みの支援	令和4年度は、教員支援のためにキャリアコーディネーターの派遣を10校に、生徒のキャリア形成のための支援としてキャリアコンサルタントを14校に派遣。 令和5年度は教員向けと生徒のキャリア形成のための支援を合わせ、キャリアコーディネーターとキャリアコンサルタントを24校に派遣。	7,383	7,383	9,772	9,772	54,238	令和4年度は県立高等学校10校に教員向け支援としてキャリアコーディネーターを派遣し、各校の実態に応じたキャリア教育全体計画作成や職員研修を実施した。また、14校に生徒向け支援としてキャリアコンサルタントを派遣し、ヒアリングをもとに生徒向けのキャリア形成のための支援を実施し、14校のうち12校で平成4年度4月の進路未定者が減少した(平均11.6%減)。 令和5年度は県立高校24校へキャリアコーディネーターとコンサルタントを派遣し、教員向けと生徒向けの両方の支援を実施した。	生徒のキャリア形成や自己実現を支援するため、中高の校種間での接続を意図した「キャリア・パスポート」の活用を推進する必要がある。 校内全体でキャリア教育に取り組むために、キャリア教育についての職員研修を実施する必要がある。	継続	高等学校のキャリア教育担当者連絡協議会を実施し、各校の実態に応じたキャリア教育実践や、校種間での接続を見通した「キャリア・パスポート」の活用を推進を図る。 各校の年間計画にキャリア教育についての職員研修や生徒向けのキャリア形成プログラム授業を組み込むために、事業の周知の早期化を図る。 キャリアコンサルタントを県立高校59校に派遣し、キャリア教育についての職員研修や生徒向けのキャリア形成プログラム授業を実施する。	教育庁	県立学校 教育課					
84	2	(3)	ク	アルバイトをしている定時制・通信制高校の生徒に対し、キャリア教育の一環として、アルバイト先を就職につなげたり、職業的自立に向けた職業訓練等の情報を提供するなどにより、円滑に就職につなげられるよう支援を行います。	定時制・通信制の学校におけるキャリア支援		職業的自立に向けた情報提供等の支援	令和4年度は、教員支援のためにキャリアコーディネーターの派遣を通信制1校に、生徒のキャリア形成のための支援としてキャリアコンサルタントを定時制1校に生徒向け支援としてキャリアコンサルタントを派遣し、ヒアリングをもとに、生徒向けのキャリア形成のための支援を実施した。 令和5年度は県立高校定時制2校と通信制1校へキャリアコーディネーターとコンサルタントを派遣し、教員向けと生徒向けの両方の支援を実施した。	—	—	—	—	—	・生徒のキャリア形成や自己実現を支援するため、中高の校種間での接続を意図した「キャリア・パスポート」の活用を推進する必要がある。 校内全体でキャリア教育に取り組むために、キャリア教育についての職員研修を実施する必要がある。	継続	高等学校のキャリア教育担当者連絡協議会を実施し、各校の実態に応じたキャリア教育実践や、校種間での接続を見通した「キャリア・パスポート」の活用を推進を図る。 各校の年間計画にキャリア教育についての職員研修や生徒向けのキャリア形成プログラム授業を組み込むために、事業の周知の早期化を図る。 キャリアコンサルタントを県立高校59校(定時制・通信制含む)に派遣し、キャリア教育についての職員研修や生徒向けのキャリア形成プログラム授業を実施する。	教育庁	県立学校 教育課						
85	2	(3)	ケ	低所得世帯の子どもに対し、大学等への進学を促進するため、多様な進学希望に対応した学習支援に取り組む。	子育て総合支援事業 (2/2ツの再掲)		大学等進学を促進する低所得世帯への学習支援	進歩保護世帯の小中学生及び児童扶養手当等の受給世帯の高校生を対象とした学習支援を実施する。 (R5年度) ①24市町村箇所、高校生159人支援 ②中学生206人、高校生159人支援	541,885 ※再掲	500,613 ※再掲	552,734 ※再掲	499,554 ※再掲	582,064 ※再掲	・R4年度は、 ①支援児童生徒のうち、中学3年生179人中178人が高校に合格(99.4%)したほか、高校3年生169人が大学や専門学校等を受験し、141人が合格(83.4%)した。 (R5年度) ①支援児童生徒のうち、中学3年生203人中201人が高校に合格(99.0%)したほか、高校3年生138人が大学や専門学校等を受験し、115人が合格(83.3%)した。	・今後とも継続的に事業に取り組む必要がある。 ・ニーズに合った支援ができるよう各学齢期、学力ごとにきめ細かく対応できる環境づくりが必要である。 ・中学生、高校生ともに高い高校合格率・大学等合格率である一方、学習習慣の定着が難しい子どもへの支援も必要となっている。	継続	・環境ごとに学習教室スタッフや福祉事務所の学習支援員等による会議を開催し、継続的に教室へ通いたくなるノウハウや学習しやすい環境づくり等を情報共有し、学習環境の向上に努める。 ・市町村の貧困対策支援員等とも連携し、学習支援以外の支援が必要な子どもの課題に対応する。 ・児童生徒一人ひとりに合った学習支援を行うため、オンライン授業や映像授業等を利用できる環境を整備する。	こども未 来部	こども家 庭課					
86	2	(3)	コ	経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が身に付いていない生徒を対象に、教員を志望する大学生や地域住民等の協力により、学習支援(地域未受給)を行う市町村の取組を支援します。<再掲>	[2/2ツの再掲]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	教育庁	生涯学習 振興課	
87	2	(3)	サ	児童養護施設等で暮らす子どもの潜在的な可能性を引き出していけるよう、学習支援を推進し、基礎学力の定着を図るとともに、良き理解者と触れ合う機会をつくり出す。<再掲>	[2/2ツの再掲]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	こども未 来部	こども家 庭課
88	2	(3)	シ	専門的な個別支援を必要とする子どもに対応できる居場所を設置します。	沖縄子供の貧困緊急対策事業(拠点型子供の居場所運営事業)	拠点型子供の居場所運営事業	専門的な居場所の設置	通常のこどもの居場所ですら対応困難な問題(不登校、虐待、非行、中卒無職少年など)を抱える困窮世帯の子ども達に対して、食事や生活支援、キャリア支援など専門的な個別支援を行う居場所を設置し、学校への登校や進学、就職など自立に向けた総合的な支援を実施。	39,715	37,310	67,834	62,149	68,392	[R4実績]1箇所(南部) ①登録者数:53名 ②利用者実人数:48名 ③利用者延べ人数:2356名 [R5実績]2箇所(南部、中部) 中部圏域 ①登録者数:27名 ②利用者数延べ人数:877名 南部圏域 ①登録者数:72名 ②利用者数延べ人数:4,735名	中卒進路未決定者及び高校中退者等が支援対象となるが、学校を離れているため、連絡が困難。	継続	中卒進路未決定者や高校中退者について、教育委員会と連携の上、必要に応じて在学時から情報共有を図り、より困難な状況に陥る前に支援につなげることができるよう取り組む。	こども未 来部	こども若 政策課					
89	2	(3)	ス	市町村が行う専門的な個別支援を必要とする子どもに対応できる居場所の設置を促進します。<再掲>	[2/2ツの再掲]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	こども未 来部	こども家 庭課	
90	2	(3)	セ	若年妊産婦の生活の安定と自立を図るため、出産・育児に関する相談・支援、就労や就学支援、ライフプランに関する講座等を開催するとともに、市町村等と連携しながら、若年妊産婦の居場所の設置を促進します。	若年妊産婦支援促進事業		若年妊産婦の居場所の設置等	若年妊産婦の居場所設置促進のため、支援情報の発信、出前講座やシンポジウム開催など、機運醸成を図った。	13,827	12,597	24,843	24,516	26,158	若年妊産婦に向けた情報発信やイベント等での相談支援等により、必要な支援への繋げるとともに、支援の必要性の理解促進につながっている。	若年妊産婦の居場所等が設置されていない地域をはじめ、支援を必要とする若年妊産婦を支援に繋げることが必要である。	継続	引き続き、支援情報発信や出前講座等のイベント、シンポジウム開催を通して、若年妊産婦の支援に向けた機運醸成を図っていく。	こども未 来部	こども家 庭課					
90	2	(3)	セ	若年妊産婦の生活の安定と自立を図るため、出産・育児に関する相談・支援、就労や就学支援、ライフプランに関する講座等を開催するとともに、市町村等と連携しながら、若年妊産婦の居場所の設置を促進します。	沖縄子供の貧困緊急対策事業(若年妊産婦の居場所運営事業)		若年妊産婦に対し、安定した生活を営むための自立に向けた広域的な支援を行う居場所を設置する。	—	—	20,744	—	—	37,011	—	—	—	—	—	—	—	—	こども未 来部	こども家 庭課	
90	2	(3)	セ	若年妊産婦の生活の安定と自立を図るため、出産・育児に関する相談・支援、就労や就学支援、ライフプランに関する講座等を開催するとともに、市町村等と連携しながら、若年妊産婦の居場所の設置を促進します。	子育て家庭サポート体制支援事業		—	—	—	—	22,148	—	—	16,238	—	—	—	—	—	—	—	こども未 来部	こども家 庭課	

事業 番号			計画に定める重点施策 (具体的取組)	主な取組・関連事業 (Plan)			主な取組・関連する事業の状況 (Do)						主な取組による成果及び施策 推進上の課題の検証 (Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向 (Action)		担当部署・課等		
				取組名(事業名)	細事業名	内容	取組内容及び結果	R4予算	R4決算	R5予算	R5決算	R6予算	成果	課題	具体的な方策		部局等	担当課	
91	2	(3)	子ども達の性に関する悩み等への相談支援及び居場所職員への保健に関する研修等を実施します。<再掲>	2の再掲]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	子ども未 来部	子ども家 庭課
92	2	(3)	児童養護施設において、施設の小規模化等による家庭的養護の促進や児童養護施設等の運営指針の活用等を通じて、子どもの発達段階に応じた基本的生活習慣の定着を推進します。<児童養護施設において、年金、税金、保険等に関する知識や基本的なマナーに関する教育、金銭管理の訓練等を行い、社会生活を円滑に開始できるよう支援します。<再掲>	2の再掲]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	子ども未 来部	子ども家 庭課
93	2	(3)	児童養護施設等で生活する児童が、勤労の基礎的な能力及び態度を育て、その適正、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、職業指導を行うとともに、進路児童へのアンケートとして就労及び自立に関する相談支援を行う職業指導員の配置を拡充します。<再掲>	2の再掲]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	子ども未 来部	子ども家 庭課
94	2	(3)	児童養護施設等で生活する児童が、勤労の基礎的な能力及び態度を育て、その適正、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、職業指導を行うとともに、進路児童へのアンケートとして就労及び自立に関する相談支援を行う職業指導員の配置を拡充します。<再掲>	2の再掲]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	子ども未 来部	子ども家 庭課
95	2	(3)	高等学校卒業後に就職を希望する生徒に対し、就職活動に必要な知識や技術の習得と社会人としての基礎力の育成を図るため、高等学校への就職支援員の配置や外部講師による実務研修を実施するなど指導体制を強化し、就職内定率の向上及び早期離職率の改善を図ります。	キャリア・ビルドアップ事業	就職活動 キックオフ 推進事業	指導体制の強化による就職内定率の向上		189,669	175,240	189,406	189,406	115,877	・選考開始直後の就職内定状況(令和5年10月末時点、令和6年3月卒生徒)の改善(文部科学省調べ) ・本校49.1% (前年度比1.9ポイント改善) ・厚生労働省発表による5年以内の離職率(令和2年5月卒)の改善 ・県外48.5% (平成31年3月卒比0.8ポイント改善) ・令和4年度に1・2年生向け就職ガイダンスを受講した16校の令和5年度の内定率が改善し、県の平均を上回っている。(16校の11月末内定率:63.6% 県平均:58.3% 昨年度の内定率:59.8%)	・希望進路の決定や就職活動の開始時期が遅い。生徒の主体的な職業・企業選択ができていない。また就職に必要な基礎学力やコミュニケーション能力などの職業人としての基本的な能力が不足し、早期離職の要因の一つとなっている。 ・3年以内の離職率が改善する一方、コロナ禍以降は1年目の離職率が悪化している。	・現状の課題解決に向けた、キャリア・ビルドアップ事業における各組事業の連携強化や、細事業ごとの取組の見直しを図る。 ・キャリア・ビルドアップ事業の事業目的や活用について、各研修や担当者等連絡協議会等で事業周知を図り理解を深める。 ・1・2年生向け就職ガイダンス ・2年生就職希望者を対象とした研修 ・就職指導担当者向け実務研修 ・3年生向け講師派遣型研修 ・3年内定者向け研修	教育庁	県立学校 教育課		
96	2	(3)	ひとり親家庭や生活困窮家庭の子どもに対する就業相談、就業講習会の開催、就業情報の提供等を行います。	母子家庭等自立促進事業 (就労支援)	ひとり親家庭の子どもに対する就業相談、就業情報の提供等	R4年度 母子家庭等就業・自立支援センター事業を、沖縄県母子専婦福祉連合会へ事業委託し就労支援を実施した。 R5年度 母子家庭等就業・自立支援センター事業を、沖縄県母子専婦福祉連合会へ事業委託し就労支援を実施した。	4,000	3,645	3,976	3,976	4,000		事業の利用に至っていないひとり親家庭の母等に対し、家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じた適切な就業相談を実施するための就業支援講習会を実施した。	事業の利用に至っていないひとり親家庭の母等に対し、家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じた適切な就業相談を実施する必要がある。	県ホームページ、チラシ等を活用し事業の周知を図る必要がある。	子ども未 来部	女性力・ ダイバー シティ推 進課		
97	2	(3)	高等学校等就学支援金制度により、所得に応じて高等学校等の授業料に充てる就学支援金を支給し、家庭の教育費負担の軽減を図ります。	高等学校等就学支援金支出事業	高等学校等就学支援金制度による教育費負担の軽減	高等学校等就学支援金制度による教育費負担の軽減	4,092,520	4,060,973	4,022,521	4,022,521	4,174,097	・令和4年度は36,365人、令和5年度は35,274人(見込)に対して高等学校等就学支援金を支給し、授業料を実質無料とした。 ・授業料に充てるための高等学校就学支援金を支給することで、家庭の教育費負担軽減を図り、教育の機会均等に寄与し、	・令和4年度は36,365人、令和5年度は35,274人(見込)に対して高等学校等就学支援金を支給し、授業料を実質無料とした。 ・申請漏れがないよう、周知の徹底や個別の呼びかけなど、継続的な取組が必要である。	各高等学校等と連携し、入学時や授業中の配布や生徒と保護者等への周知も引き続き行うことで、制度の理解が深まるよう取組む。	教育庁	教育支援 課			
97	2	(3)	高等学校等就学支援金制度により、所得に応じて高等学校等の授業料に充てる就学支援金を支給し、家庭の教育費負担の軽減を図ります。	高等学校等就学支援金事業	高等学校等就学支援金制度による教育費負担の軽減	高等学校等就学支援金制度による教育費負担の軽減	4,473,971	3,612,287	4,113,981	3,359,886	3,954,943	・令和4年度は、生徒21,186人に支給額3,612,287千円を支給した。 ・令和5年度は、生徒19,170人に支給額3,359,886千円を支給した。	・家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう就学支援金を給付し、経済的負担軽減を図るため、継続的に事業に取り組むことが必要である。 ・教育支援金受給者のうち、年収約590万円未満世帯割合は、令和3年度で65.7%、令和4年度で65.8%。 ・コロナ等により家計が急変した生徒も増えており、当該事業を含む就学支援の制度の周知に今後とも力を入れる必要がある。	・継続して事業に取り組むとともに、学校や生徒保護者に対し、就学支援制度の周知を徹底する。	総務部	総務私学 課			
98	2	(3)	授業料以外の教育費負担を軽減するため、「高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度」により、低所得世帯を支援します。	高等学校等奨学のための給付金事業	高校生等奨学給付金制度による低所得世帯への支援	高校生等奨学給付金制度による低所得世帯への支援	1,224,092	1,196,957	1,200,974	1,200,974	1,379,223	この取組により、家庭の経済状況にかかわらず、誰もが安心して教育を受けられる環境の整備につながった。 R4年度 9,850人 R5年度 9,635人(見込)	・申請漏れがないよう、周知の徹底や個別の呼びかけなど、継続的な取組が必要である。	各高等学校等と連携し、非課税世帯等への申請連絡、入学時や授業中の配布及び中学校段階での高校生等進学を目指す生徒とその保護者等への周知も引き続き行うことで、制度の理解が深まるよう取組む。	教育庁	教育支援 課			
98	2	(3)	授業料以外の教育費負担を軽減するため、「高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度」により、低所得世帯を支援します。	高等学校等奨学のための給付金事業	高校生等奨学給付金制度による低所得世帯への支援	高校生等奨学給付金制度による低所得世帯への支援	92,059	83,835	90,383	90,383	89,977	支給対象の世帯保護者に対して、給付金(世帯区分等)に応じ一帯あたり年間52,100～152,000円を支給し、授業料以外の教育費負担軽減を図った。 令和4年度奨学給付金受給者数 995名(生活保護世帯75名、市町村民税所得割非課税530名)	・当該事業の対象者は、私立高等学校等に通う生徒の保護者のうち、県内に在住し、生活保護受給者または市町村民税所得割非課税の者である。授業料以外の教育費(文具代、教科書代等)を支拂い、負担軽減を図るため、継続的に事業に取り組むことが必要である。	・継続して事業に取り組むとともに、学校や生徒保護者に対し、就学支援制度の周知を徹底する。	総務部	総務私学 課			
99	2	(3)	生活保護世帯の高校生の大学等への進学費用に充てられる就労収入について、特例的に取り扱うことで、大学等への進学を支援します。	生活保護制度(高等学校等就学費) ※再掲	生活保護世帯の高校生の進学時の支援	県内の各福祉事務所においては高校生等の就労収入について、自立計画書等により使途を確認し、収入認定除外を行っている。	-	-	-	-	-	子どもの貧困の解消に資する大学等への進学を推進する観点から、福祉事務所ではアルバイトを行っている高校生に対しては、学業に影響するほどの長時間の就労は避けるよう助言するとともに、収入の使途を確認取り、これが資格の取得、進学等を目的とする場合は収入認定除外を行っている。	・生活保護世帯の子どものは、生活保護制度の収入認定制度の理解が十分でない場合があり、これが収入の未申告となり返還となる例が生じている。 ・高校生がいる世帯に対しては、アルバイト収入を進学等の自立助長の目的に活用する場合も収入認定しない制度であることを説明するとともに、子の就労収入も漏れなく申告を行うことについて家庭訪問の際などに説明するよう、福祉事務所に対し、助言、指導を行っている。	・学業に影響がない程度に行うアルバイトの収入は、これを入力認定しないことにより世帯の自立につながることから、受給世帯に対し丁寧に制度の趣旨を説明し、適切な収入申告を促していく。 ・進学を希望する子どもに対しては大学等進学のために活用できる制度について家庭訪問の際などに周知を行う。	生活福祉 部	保護・援 護課			

事業 番号			計画に定める重点施策 (具体的取組)	主な取組・関連事業 (Plan)			主な取組・関連する事業の状況 (Do)					主な取組による成果及び施策 推進上の課題の検証 (Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向 (Action)	担当部署・課等					
				取組名 (事業名)	細事業名	内容	取組内容及び結果	R4予算	R4決算	R5予算	R5決算	R6予算	成果		課題	具体的な方策	部局等	担当課		
100	2	(3)	ネ	高等学校等中途退学者が高校に再入学して学び直す際、卒業するまでの一定期間、授業料に係る支援を行います。	高等学校等就学支援金支出事業 (高等学校学び直し支援金)	再入学の際の授業料に係る支援	再入学の際の授業料に係る支援	2,309	1,556	2,516	2,516	2,630	・令和4年度は199人、令和5年度は232人(見込)に対して高等学校学び直し支援金を支給し、授業料を実質無料とした。 ・授業料に充てるための高等学校学び直し支援金を支給することで、家庭の教育費負担軽減を図り、教育の機会均等に寄与した。	申請漏れがないよう、周知の徹底や個別の呼びかけなど、継続的な取組が必要である。	継続	各高等学校等と連携し、入学時のチラシの配布及び中学校段階での高校等進学を目指す生徒とその保護者等への周知も引き続き行うことで、制度の理解が深まるよう取り組む。	教育庁	教育支援課		
100	2	(3)	ネ	高等学校等中途退学者が高校に再入学して学び直す際、卒業するまでの一定期間、授業料に係る支援を行います。	高等学校等就学支援金事業 (高等学校学び直し支援金)	再入学の際の授業料に係る支援	再入学の際の授業料に係る支援を実施する。	9,475	9,894	8,320	9,756	9,902	・令和4年度は、通信制高等学校4校に通う生徒109人、支給額9,894千円を支給した。 ・令和5年度は、通信制高等学校3校及び各種学校1校に通う生徒94人、支給額9,756千円を支給予定。	・当該事業の対象となる生徒は、在学期間が長く、授業料にかかる高等学校等就学支援金を受給することができない生徒が主である。これら生徒も家庭の経済状況にかかわらず、安心して教育を受けることができるよう、継続的に事業に取り組む必要がある。 ・何らかの理由で高等学校等を中途退学したが、再度学び直す意思のある生徒は一定数存在しており、当該事業を含む就学支援の制度の周知に今後とも力を入れる必要がある。	継続	継続して事業に取り組むとともに、学校や生徒保護者に対し、就学支援制度の周知を徹底する。	総務部	総務私学課		
101	2	(3)	ノ	私立学校に通う低所得世帯の児童生徒の授業料の負担軽減に取り組みます。＜再掲＞	〔2〕2の再掲	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	総務部	総務私学課		
102	2	(3)	ハ	中学生・高校生の通学費について、バス運賃等の負担軽減に取り組みます。＜再掲＞	〔2〕2の再掲	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	教育庁	教育支援課	
102	2	(3)	ハ	中学生・高校生の通学費について、バス運賃等の負担軽減に取り組みます。＜再掲＞	〔2〕2の再掲	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	総務部	総務私学課	
103	2	(3)	ヒ	県外難関大学等への進学を推進する給付型奨学金制度を活用し、県内高等学校生徒の大学等進学率の改善に取り組みます。	県外進学大学生支援事業	給付型奨学金の給付による県外難関大学等への進学の推進	大学在学中の奨学生に対して月額奨学金を給付するとともに、翌年度に進学する奨学生を25名程度採用し、入学支援金の給付を行う。	84,854	80,023	89,230	82,680	95,110	支援人数累計は、令和5年度末現在で計194人(見込み)となっており、経済的に県外進学が困難な学生の進学・修学を支援することができた。	国の修学支援新制度について、令和7年度に制度の拡充が計画されている。	継続	令和7年度以降は制度の拡充が計画されていることから、対象者の様分けについての検討を要する。	教育庁	教育支援課		
104	2	(3)	フ	教育基本法に基づき設置した高校生に対する奨学金貸与事業を着実に実施するとともに、大学等を含め奨学金情報が必要な生徒に伝わるよう制度の周知を図ります。	高等学校等奨学事業	奨学金制度の周知及び着実な実施	経済的理由により修学が困難な高校生を対象に奨学金を貸与する。(R4年度は840人の実績・R5は1,001人に貸与予定)	16,286	15,944	16,128	16,128	16,095	要件を満たす貸与希望者全員を奨学生として採用することはできず、低所得世帯における生徒も修学の継続が可能となっている。	平成26年度に国の「奨学のための給付金(返済不要)」事業が開始されて以降、貸与奨学金の新規応募者の減少傾向が顕著になっている。また、給付型は給付額も拡大されている。	継続	令和4年度から開始した少額一括貸付型奨学金「修学支援奨励金」を継続して実施し、既存制度では対応できない生徒への支援を行う。	教育庁	教育支援課		
105	2	(3)	ヘ	私立専修学校に通う低所得世帯の学生の授業料と入学金の減免に取り組みます。	私立専修学校授業料等減免事業	授業料等減免による専修学校への修学を推進する。	授業料等減免による専修学校への修学を推進する。	1,341,950	1,273,884	1,345,679	1,345,679	1,422,981	住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯に対して入学金及び授業料を減免する専修学校に補助を行った。(48校/2,760人)	私立専修学校(専門課程)において、経済的に困難な世帯の生徒でも学ぶことができるよう授業料及び入学金減免補助を行い、経済的負担軽減を図る必要がある。	継続	継続して事業に取り組むとともに、学校に対して当該補助制度の周知を徹底する。	総務部	総務私学課		
106	2	(3)	ホ	県外大学等に進学を希望する低所得世帯の高校生の受験や進学に係る渡航費を支援します。	沖縄子どもの未来県民会議奨学金事業(県外大学等進学サポート事業)	低所得世帯の高校生の受験や進学に係る渡航費の支援	県外大学等への進学を希望する高校生生等173名に対して渡航費の支援を実施	7,954	4,192	16,848	7,467	13,737	辞退者を除く申請者全員に対して支給することにより、低所得世帯の高校生が希望する進学先を受験できるよう支援することができた。	・申請が遅れ、支援を受けることができない者がいた。 ・辞退者数が多くなっている。	継続	低所得世帯の高校生が、安心して進路を選択できるよう早期に事業の周知を図る。	子ども未 来部	子ども家 庭課		
107	2	(3)	マ	ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、所定要件を満たすひとり親家庭の子どもに対し、医療費を助成します。＜再掲＞	〔2〕2の再掲	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	見直し	子ども未 来部	女性力・ ダイバー シティ権	
2	(4)	支援を必要とする若者										339,990	450,862	371,522						
108	2	(4)	ア	支援を必要とする若者に対し、ハローワーク、地域若者サポートステーション、子ども若者みらい相談プラザsoraе、NPO等と連携を図り、就学、就労に向けた支援を行います。	子ども・若者育成支援事業	関係機関、NPO等との連携による支援	関係機関、NPO等との連携による就学、就労への支援	R4年度 沖縄県子ども・若者総合相談センターにおいて、子ども・若者及びその家族等からの相談などを行っている。 R5年度 沖縄県子ども・若者総合相談センターにおいて、子ども・若者及びその家族等からの相談などを行っている。	52,472	49,799	52,905	51,588	55,213	子若センターでは数多くの相談に対応しており、困難を有する子ども・若者育成支援の拠点としての機能を果たしている。さらに、支援者として必要な知識、スキル等を向上させるための研修会を実施した。	困難を有する子ども・若者の発見に繋げるために、子若センターの取り組み内容を県民や支援者へ周知していく必要がある。	継続	ホームページやソラエカードの配布、人材育成研修会などを通じて子若センターの取り組み内容について周知を図る。	子ども未 来部	子ども若 者政策課	
109	2	(4)	イ	地域団体やNPOなど地域資源を活用し、支援を必要とする若者の居場所づくりを推進します。	子ども・若者育成支援事業 (NPO団体等補助) (2)2(ハ)の再掲	地域資源を活用した居場所づくりの推進	地域資源を活用した居場所づくりの推進	R4年度 困難を有する子ども・若者への支援を行うNPO団体等に対し、その活動費の助成を行った。 R5年度 困難を有する子ども・若者への支援を行うNPO団体等に対し、その活動費の助成を行った。	〔再掲〕 6,000	〔再掲〕 6,000	〔再掲〕 6,000	〔再掲〕 5,011	困難を有する子ども・若者への支援を行うNPO団体等に対し、その活動費の助成を行った。	県内各地で助成を行ってきたおり、事業の目的は一定程度達成できた。 今後は市町村が主体となった支援体制の構築が必要であり、その基盤となる子若協議会の設置促進を加速する必要がある。	見直し	NPO団体等への助成は終了し、子若協議会設置促進の取り組みを加速する。	子ども未 来部	子ども若 者政策課		
110	2	(4)	ウ	専門的な個別支援を必要とする子どもに対応できる居場所を設置します。＜再掲＞	〔2〕3(シ)の再掲	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	拡充	子ども未 来部	子ども若 者政策課	
111	2	(4)	エ	市町村が行う専門的な個別支援を必要とする子どもに対応できる居場所の設置を促進します。＜再掲＞	〔2〕2(ナ)の再掲	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	継続	子ども未 来部	子ども家 庭課	
112	2	(4)	オ	若年妊産婦の生活の安定と自立を図るため、出産・育児に関する相談・支援、就労や就学支援、ライフプランに関する講座等を開催するとともに、市町村等と連携しながら、若年妊産婦の居場所の設置を促進します。＜再掲＞	〔2〕3(セ)の再掲	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	拡充	子ども未 来部	子ども家 庭課
113	2	(4)	カ	子ども達の性に関する悩み等への相談支援及び居場所職員への保健に関する研修等を実施します。＜再掲＞	〔2〕2(ニ)の再掲	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	拡充	子ども未 来部	子ども家 庭課
114	2	(4)	キ	子ども若者みらい相談プラザsoraеを拠点として、ニート、ひきこもり、不登校の児童生徒などが社会生活を円滑に営むことができるよう、子ども・若者育成支援のための総合的な施策を推進します。	子ども・若者育成支援事業 (2)4(ア)の再掲	子ども・若者総合相談センターでの総合的な施策の推進	R4年度 沖縄県子ども・若者総合相談センターにおいて、子ども・若者及びその家族等からの相談などを行っている。 R5年度 沖縄県子ども・若者総合相談センターにおいて、子ども・若者及びその家族等からの相談などを行っている。	〔再掲〕 52,472	〔再掲〕 49,799	〔再掲〕 52,905	〔再掲〕 51,588	〔再掲〕 55,213	子若センターでは数多くの相談に対応しており、困難を有する子ども・若者育成支援の拠点としての機能を果たしている。さらに、支援者として必要な知識、スキル等を向上させるための研修会を実施した。	困難を有する子ども・若者の発見に繋げるために、子若センターの取り組み内容を県民や支援者へ周知していく必要がある。	継続	ホームページやソラエカードの配布、人材育成研修会などを通じて子若センターの取り組み内容について周知を図る。	子ども未 来部	子ども若 者政策課		

事業番号			計画に定める重点施策 (具体的取組)	主な取組・関連事業 (Plan)			主な取組・関連する事業の状況 (Do)					主な取組による成果及び施策 推進上の課題の検証 (Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向 (Action)		担当部署・課等			
				取組名(事業名)	細事業名	内容	取組内容及び結果	R4予算	R4決算	R5予算	R5決算	R6予算	成果	課題	具体的な方策		部署等	担当課	
115	2	(4)	ク	ひきこもり状態にある者やその家族等への支援を行うために設置した沖縄県ひきこもり専門支援センターにおいて、相談支援、訪問支援等を行うことにより、本人の自立を推進します。	ひきこもり支援推進事業		ひきこもり地域専門支援センターでの相談支援、関係機関との連携による支援、訪問支援等の推進	R4年度 電話・来所・訪問相談総数:2,386件 地域連絡協議会:6回 支援者研修会:1回 R5年度 電話・来所・訪問相談総数:1,621件 地域連絡協議会:5回 支援者研修会:1回	13,521	12,622	14,310	13,830	18,270	相談者への支援を行い、適切な機関と連携し支援の実施を行っている。また、ひきこもり家族教室、家族向け講演会、支援者研修、ひきこもり支援機関事例検討会、地域連絡協議会等を行った。	県だけでなくひきこもり対策を効果的に行う事は困難であるため、市町村と連携し、実態調査や支援が行える体制づくりが必要である。また、医療・保健・福祉・労働など支援が多岐に渡るため、それら担当課との連携が不可欠である。相談でつなげた当事者の居場所が不足している。	継続	ひきこもり支援は長期的(年単位、段階的)に関わる必要があるため、各種相談担当課との連携を積極的に図り、相談員の資力の向上のための研修会や事例検討会等を行う。また、相談でつなげた当事者の居場所づくりの拡充。	保健医療介護課	地域保健課
116	2	(4)	ケ	児童養護施設等を退所し、大学等へ進学又は就職した者等の安定した生活基盤の構築及び円滑な自立を支援するため、生活費、家賃及び資格取得費用の貸付を行います。	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業		児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業の実施	R4年度 児童養護施設等を退所し生活の安定を図りながら自立していく対象者に対して貸付を実施。 R5年度 児童養護施設等を退所し生活の安定を図りながら自立していく対象者に対して貸付を実施。	44,610	44,380	95,621	94,232	5,084	児童養護施設等を退所し、大学等へ進学又は就職した者等の安定した生活基盤の構築及び円滑な自立を支援するため、生活費、家賃及び資格取得費用の貸付を行った。	貸付金を要する者の状況を的確に把握と共に、就労を継続して自立に繋げるよう支援する必要がある。	継続	引き続き、同事業を活用し、施設等退所者の自立を支援していく。	子ども未来部	子ども家庭課
117	2	(4)	コ	児童養護施設等を退所し、大学等へ進学する者に対する給付型奨学金を充実するとともに、進学後も学業に専念できるよう生活や就学に関する相談を行う相談室を設け寄り添い支援を行います。	沖縄子どもの未来県民会議負担金事業(子どもに寄り添う給付型奨学金事業)		児童養護施設を退所する者等へ大学や専門学校等への進学に係る入学金・授業料・及び教材費(上限10万円)を支給する。 R5実績:21名	17,826	6,269	24,842	8,265	21,098	本奨学金を支給することにより、児童養護施設退所者や重親委託措置を解除された者が、経済的理由により進学を断念することのないよう支援することができた。	進学後に休学・退学する支援対象者が複数名いることから、より丁寧寄り添い支援を行い、孤立しないよう支援していく必要がある。	継続	引き続き本事業を実施し、施設退所者等が生まれ育った環境により夢をあきらめることのないよう支援していく。	子ども未来部	子ども家庭課	
118	2	(4)	サ	児童養護施設等を退所する者が安心して就職・進学・アパートを賃借することができるよう、身元保証人の確保を図ります。	身元保証人確保対策事業		身元保証人を確保するための事業の推進	R4年度 児童養護施設等を退所した後も安定した生活を確保するため、施設長等による身元保証人の確保を実施。 R5年度 児童養護施設等を退所した後も安定した生活を確保するため、施設長等による身元保証人の確保を実施。	130	124	241	196	300	児童養護施設等を退所した後も安定した生活を確保するため、施設長等による身元保証人の確保を実施した。	施設等を退所した児童はアパート契約等の際に保証人を見つけることが難しく、出身施設の施設長が保証人となるケースが多い。施設長の負担軽減のみならず児童の自立促進のための継続実施が必要なものである。	継続	引き続き、身元保証人が確保できない者に対し、同事業で支援を実施する。	子ども未来部	子ども家庭課
119	2	(4)	シ	児童養護施設等の退所児童の自立を支援するために、退所児童等で構成する団体の活動支援や、18歳以上で継続した支援が必要と認められる児童に対する措置延長の実施、その他退所児童が必要な時に必要な社会資源を活用できるように、相談体制の充実を図ります。	社会的養護自立支援事業 ※再掲		相談・就職支援など退所児童等のアフターケアの推進	R4年度 支援コーディネーターによる継続支援計画の作成等を通じて個々に合わせた支援を実施。またアフターケアおよび自立支援を継続実施。 R5年度 支援コーディネーターによる継続支援計画の作成等を通じて個々に合わせた支援を実施。またアフターケアおよび自立支援を継続実施。	【再掲】 26,369	【再掲】 23,969	【再掲】 32,844	【再掲】 30,988	【再掲】 30,923	措置中の者及び措置解除された者に対し、措置解除後にに向けた切れ目のない支援を行うため、生活および就労相談を実施した。	支援対象者に関する情報を児相、施設や里親、自立支援事業者との間で共有し、必要な支援に繋げる必要がある。	継続	支援対象者の情報や支援内容を関係者間で共有し、引き続き、きめ細やかな支援を行っていく。	子ども未来部	子ども家庭課
120	2	(4)	ス	自立援助ホームに入居する児童等に対する相談支援や就職活動支援など、児童養護施設の退所児童等のアフターケアを推進します。	児童自立生活援助事業、社会的養護児童自立支援事業		相談・就職支援など退所児童等のアフターケアの推進	R4年度 支援コーディネーターによる継続支援計画の作成等を通じて個々に合わせた支援を実施。またアフターケアおよび自立支援を継続実施。 R5年度 支援コーディネーターによる継続支援計画の作成等を通じて個々に合わせた支援を実施。またアフターケアおよび自立支援を継続実施。	【再掲】 26,369	【再掲】 23,969	【再掲】 32,844	【再掲】 30,988	【再掲】 30,923	措置中の者及び措置解除された者に対し、措置解除後にに向けた切れ目のない支援を行うため、生活および就労相談を実施した。	支援対象者に関する情報を児相、施設や里親、自立支援事業者との間で共有し、必要な支援に繋げる必要がある。	継続	支援対象者の情報や支援内容を関係者間で共有し、引き続き、きめ細やかな支援を行っていく。	子ども未来部	子ども家庭課
121	2	(4)	セ	本来守られるべき子ども自身の権利を侵害されている可能性があると思われるヤングケアラーについては、県内の実態把握に努め、支援を必要とする子どもまたは家庭に適切な支援が行き届くよう、多様な関係者や関係機関の連携強化に取り組めます。	ヤングケアラー支援体制強化事業		ヤングケアラーの実態把握等	R4年度 ヤングケアラーの支援体制を強化するため、実態調査及び福祉・介護・医療・教育等の関係機関(要対協構成機関も含む)職員がヤングケアラーについて学ぶための研修等を実施した。 R5年度 ヤングケアラーの支援体制を強化するため、福祉・介護・医療・教育等の関係機関職員に対する研修を実施するとともに、ヤングケアラー・コーディネーターの配置、ピアサポート等の悩み相談の支援体制の構築及び悩みや経験を共有し合えるオンラインサロンの設置・運営を実施した。	21,846	18,730	18,310	12,493	19,332	令和4年度は、沖縄県内のヤングケアラーの実態の把握と、本調査を通じて児童生徒に対するヤングケアラーの認知が深められるとともに、研修を通して、関係機関職員のヤングケアラーの概念や発見の着眼点、発見後のつなぎを含めた理解促進が図られた。 また、令和5年度は、青少年・子ども家庭課にヤングケアラー・コーディネーターを1名配置し、市町村や学校等から届くヤングケアラー支援に関する相談助言等を行うとともに、ヤングケアラー本人や保護者が安心して相談できるよう、SNSを使った相談窓口や、悩みや経験を共有し合えるオンラインサロンの設置等、多様な相談形態を整えることができた。	子どもや家族と接点を持つ機関等が、支援を要する子どもをいかに的確に気付けたかが重要で、福祉・医療・介護・教育等の関係機関の更なる連携体制の構築が必要である。	継続	引き続き、ヤングケアラーの支援を強化するため、関係部局や市町村と連携し、適切な支援につなげるための取り組みを進めていく。	子ども未来部	子ども家庭課
122	2	(4)	ソ	実態調査等により把握した子どもまたは家庭を訪問し、家庭の状況等に応じたアウトリーチを行うなど寄り添い支援に取り組めます。	ヤングケアラー等寄り添い事業		困難を抱える子どもや家庭への訪問支援	困難を抱える子どもや家庭への訪問支援	35,023	30,464	96,117	92,569	96,406	既存の支援体制では支援が届きにくかった支援を要する家庭への訪問支援により、必要な支援を届け、必要な支援に繋げることができている。	支障を実施できていない地域に限られており、市町村と連携し、支援を拡げていく必要がある。	継続	市町村と連携し、他財源の活用も念頭に、支援展開地域を拡大していく。	子ども未来部	子ども家庭課
123	2	(4)	タ	沖縄県キャリアセンター等において、専門のキャリアコーチによる就職相談や、就職活動に必要な知識やスキルを提供するセミナー等を開催し、若年者の職業観の育成から就職までを一貫して支援します。	若年者総合雇用支援事業		沖縄県キャリアセンターにおける総合的な若年者就労支援	沖縄県キャリアセンターにおいて、若年者求職者に対する個別の就職相談や各種セミナー、新規高卒者を対象とした同業企業訪問等を開催した。 センター利用者数 R4:19,404人、R5:22,248人	74,127	71,062	79,448	77,930	65,070	沖縄県キャリアセンター利用者のうち、R5年度は480人が就職し、若年者の完全失業率改善に寄与した。	センター利用者数が目標23,000人のうち22,248人と96.7%達成しているものの、目標達成のためにセンターの認知向上及び利用を促す工夫が必要である。	継続	各家庭へのチラシ配布、コンビニへのポスター設置、若年者の特性に応じたSNSでの広告掲載などセンターの周知広報に努める。また、オンライン面接の支援など、新しいメニューも取り入れ、より効果的な支援を行うことを目指す。	商工労働部	雇用政策課
124	2	(4)	チ	若年者の早期就職を促進し、雇用のミスマッチに起因する早期離職を抑制するため、基礎的なビジネススキル等の研修や企業での職場訓練等を実施します。	若年者ジョブトレーニング事業		職場訓練等を通じた若年者への就労支援	職場訓練等を行い、令和4年度については、訓練生53人のうち47人が、令和5年度については、訓練生53人のうち44人が就職につながった。	58,972	54,399	50,234	48,368	42,814	令和4年度については、訓練生53人のうち47人が、令和5年度については、訓練生53人のうち44人が就職につながった。	訓練生数の確保と就職後の定着支援が課題である。	継続	ハローワーク等におけるチラシ配布、キャリアセンター等の他事業との連携を引き続き行うとともに、より効果的な周知広報を行う。また、連年度の訓練生を含めたフォローアップ研修や相談対応を行い、職場定着を支援する。	商工労働部	雇用政策課

事業番号			計画に定める重点施策(具体的取組)	主な取組・関連事業 (Plan)			主な取組・関連する事業の状況 (Do)					主な取組による成果及び施策推進上の課題の検証 (Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向 (Action)		担当部署・課等		
				取組名(事業名)	細事業名	内容	取組内容及び結果	R4予算	R4決算	R5予算	R5決算	R6予算	成果	課題	具体的な方策		部署等	担当課
125	2	(4)	ツ	若年無業者で就労支援が必要な者に対し、基礎的な職業訓練を実施します。	若年無業者等職業基礎訓練事業	若年無業者への基礎的職業訓練の実施	4年度については、八重山地区を含めた4地区6回開催を目標としていたところ、訓練回数が1回多い、4地区7回を実施した。 5年度については、3地区6回開催を目標としていたところ、予定どおり実施しているところである。その結果、令和5年度の訓練生48名のうち31名(就職率64.6%)が就職につながっている。(令和6年9月末時点)	21,463	18,487	18,834	17,547	17,012	【令和4年度の事業成果】 51名の受講者に対し訓練を実施した。その結果、令和5年9月末時点においては、訓練生51名のうち、訓練終了後に就職した者は23名、進学は1名、公共訓練への移行4名、就職活動中の者は17名となり、合計45名が若年無業者状態(ニート状態)から改善した。改善率は88.2%で目標を達成した。 【令和5年度の事業成果】 令和5年度については、3地区6回開催を目標としていたところ、予定どおり実施しているところである。その結果、令和5年度の訓練生48名のうち31名(就職率64.6%)が就職につながっている。(令和6年9月末時点)	【サポステを利用する無業者のほとんどが非求職型(就業を希望するが求職活動を行っていない者)といわれており、非就業希望型(就業を希望しない者)の支援は行われていない。そのため、非就業希望型を掘り起こし、サポステ支援に繋ぎ就労につなげる必要がある。	○無業者の就労支援機関であるサポステの新規利用者が増えていくよう関係機関との連携を図るとともに、当該事業の訓練生及び訓練回数に確保する。 ○若年無業者等状態にある者を就労等に導くため、就労に必要な基礎的な産学や企業実習訓練を実施するとともに、引き続き訓練カリキュラムの検討や実習先企業の開拓を行うため、関係機関との調整に努める。 ○訓練修了者の未就職者へのフォローのあり方を関係機関を通じて協議していく。就職実績を高める必要がある。	商工労働部	労働政策課	
126	2	(4)	テ	中卒進路未決定者や高校中退者等の支援を必要とする者に対して、子どもの居場所や企業等と連携・協力しながら、社会的自立のためのキャリア形成支援を実施するとともに、就労に向けた支援を行います。	沖縄子供の貧困緊急対策事業(拠点型子供の居場所運営事業 2(2)3(シ)の再掲)	中卒無職少年への就労支援体制及び雇用の促進の仕組み構築											子ども未来部	子ども若者政策課
3				保護者への支援			3,787,219					3,854,889		3,700,072				
3(1)				妊娠・出産期の支援			12,153					12,855		12,337				
127	3	(1)	ア	家庭の経済状況にかかわらず、安心して妊娠・出産、子育てができるよう、女性健康支援センターにおいて相談指導を行います。	女性健康支援センター事業「安全な妊娠の勧め」健康教育事業	女性健康支援センターにおける相談指導の実施	・女性健康支援センターにて、週6回電話及び面接相談を実施している。 ・安全な妊娠・出産の知識普及を目的としたリーフレットを市町村へ送付を行った。	3,317	3,223	3,778	3,330	3,367	・思春期や更年期に関すること等、様々な年代層から相談があった。電話相談：517件 ・市町村や学校へ「安全な妊娠の勧め」リーフレットを配布し、妊娠・出産に関する正しい知識や情報を提供することができた。	・妊娠に悩む女性の年齢は幅広いことから、各年代に対応した女性健康センターの効果的な周知方法、広報媒体等を検討する。 ・10代に対し、妊娠・出産に関する正しい知識を提供する体制が必要。	・継続した相談事業の実施 (不妊や妊娠に関する正しい知識の普及、女性の健康に関する学習会の開催、センターの周知広報) ・事業周知のため、広報カードやホームページ掲載の他に周知方法を検討していく。	子ども未来部	子育て支援課	
128	3	(1)	イ	全ての市町村において、妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する母子健康包括支援センターを設置できるように支援するとともに、センター機能の充実のため、同センターで中核的な役割を担う母子保健コーディネーターやセンターの運営に関わる関係者等の人材育成に取り組みます。<再掲>	【1(1)エの再掲】												子ども未来部	子育て支援課
128	3	(1)	イ	全ての市町村において、妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する母子健康包括支援センターを設置できるように支援するとともに、センター機能の充実のため、同センターで中核的な役割を担う母子保健コーディネーターやセンターの運営に関わる関係者等の人材育成に取り組みます。<再掲>	【1(1)エの再掲】												子ども未来部	子育て支援課
129	3	(1)	ウ	妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、定期的な妊婦健康診査の受診促進、妊娠中に必要な14回分の健診が公費で受けられることについて周知するなど、安心して妊娠・出産ができる環境を整備し、妊娠中における母体の健康の保持増進を図ります。	妊婦健康診査 【1(1)ウの再掲】	母子保健普及啓発事業 妊婦健康診査の受診促進	・妊婦健診の14回の実施について、リーフレット作成・配布や会議等を活用し市町村及び関係機関への周知を図った。 ・妊婦健診の平均受診回数12回を維持している。	1,041 ※再掲	590 ※再掲	916 ※再掲	306 ※再掲	916 ※再掲	妊婦健康診査平均受診回数について維持している。 妊婦届出時に周知や受診勧奨を行っているが、妊婦個人の考えや多様な生活再興(休みがとれない等)、妊婦届出の遅れ等により、受診しない場合がある。	市町村等の関係機関へ、14回の公費負担実施と併せ、妊婦健診の必要性や重要性について、会議等において引き続き周知を行っている。	子ども未来部	子育て支援課		
130	3	(1)	エ	身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、アウトリーチやSNS等を活用した相談支援や、産婦人科等への同行支援などを実施します。	若年妊婦支援事業	若年妊婦等に対する相談支援	①窓口相談の実施 ②アウトリーチによる相談支援の実施 ③コーディネート業務の実施 ④SNS等を活用した相談の実施 ⑤産科受診等支援の実施 ⑥緊急一時的な居場所の確保(1週間程度)の実施	8,836	8,758	9,077		8,970	予期しない妊娠に悩む方の相談や産科受診等の支援に繋がった。 相談件数	10代の若者への事業周知多様な課題をもつ対象者もいるため、引き続き他機関との連携や支援者のスキルアップを図る必要がある。	10代の若者へ届きやすい事業の周知方法を検討していく。 ・事業継続と、引き続き支援者のスキルアップを図り、また他機関との連携ができるよう支援していく。	子ども未来部	子育て支援課	
131	3	(1)	オ	若年妊産婦の生活の安定と自立を図るため、出産・育児に関する相談・支援、就労や就学支援、ライフプランに関する講座等を開催するとともに、市町村等と連携しながら、若年妊産婦の居場所の設置を促進します。<再掲>	【2(3)セの再掲】												子ども未来部	子ども家庭課
132	3	(1)	カ	生後4か月までの乳児がいる家庭へ保健師等による全戸訪問により、子育て支援に関する情報提供を行うほか、乳幼児及びその保護者等の心身の状態及び養育環境を把握し、養育についての相談、助言等を行う市町村の取組を支援します。	【1(1)アの再掲】												子ども未来部	子ども家庭課
133	3	(1)	キ	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言等を行う市町村の取組を支援します。<再掲>	【1(1)イの再掲】												子ども未来部	子ども家庭課
134	3	(1)	ク	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦において、助産制度の活用とサービスの円滑な実施が図られるよう、制度の周知と関係機関の連携に取り組めます。	入院助産制度	入院助産制度の活用促進	R4年度 助産制度に係る県ホームページを改修した。 R5年度 助産制度に係る県ホームページを改修した。	【再掲】 2,580,713	【再掲】 2,471,544	【再掲】 2,631,352	【再掲】 2,629,218	【再掲】 2,910,899	助産制度が円滑に活用できるようになった。	引き続き取組が必要。	引き続き実施する。	子ども未来部	子ども家庭課	
3(2)				困難を抱える保護者			3,775,068					3,842,034		3,687,735				
135	3	(2)	ア	複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づき自立に向けた包括的な支援を行うとともに、家計改善等の支援を実施します。	生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業、家計改善支援事業)	自立相談支援事業及び家計改善支援事業の実施	生活と就労に関するワンストップ型の相談窓口等を5か所運営した。 自立相談支援機関(相談窓口)において、家計改善支援を実施した。	131,703	125,515	131,703	131,703	120,135	来所相談や出張相談等による新規相談受付件数は1,413件であり、計画値(国が設定する目安値)を上回っている。	制度を知っていても自ら相談することの難しい方や、支援内容や制度自体を知らない潜在的な支援対象者を早期に発見し、情報共有を図るため、アウトリーチ支援の実施や支援会議の設置検討が必要。	チラシ等を活用した制度周知に努める。また、潜在的な支援対象者を早期に発見し、情報共有を図るため、アウトリーチ支援の実施や支援会議の設置検討が必要。	生活福祉部	保護・支援課	

事業 番号			計画に定める重点施策 (具体的取組)	主な取組・関連事業 (Plan)			主な取組・関連する事業の状況 (Do)					主な取組による成果及び施策 推進上の課題の検証 (Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向 (Action)	担当部署・課等			
				取組名(事業名)	細事業名	内容	取組内容及び結果	R4予算	R4決算	R5予算	R5決算	R6予算	成果	課題	具体的な方策	部署等	担当課	
																		成果
136	3	②	イ	ひとり親家庭及び低所得の子育て家庭に対して、家庭生活支援員の派遣等により一時的な家事援助、保育等のサービスを提供するとともに、生活支援講習会や生活相談の実施等による生活支援を行います。	ひとり親家庭・低所得子育て家庭日常生活支援事業	家庭生活支援員の派遣等による生活支援	R4年度 ・ひとり親家庭は沖縄県母子寡婦福祉連合会へ事業委託し実施。 ・低所得子育て家庭は一般社団法人TAKE-OFF(北部圏域)へ事業委託し実施。公益社団法人那覇市母子寡婦福祉会(中南部圏域)へ事業委託し実施。 R5年度 ・ひとり親家庭は沖縄県母子寡婦福祉連合会へ事業委託し実施。 ・低所得子育て家庭は公益社団法人那覇市母子寡婦福祉会(中南部圏域)へ事業委託し実施。公益社団法人沖縄県母子寡婦福祉連合会(北部圏域)へ事業委託し実施。	62,265	40,899	62,265	67,465	70,628	ひとり親家庭等及び低所得の子育て家庭が、自立のための資格取得や就労、疾病などにより一時的に生活援助、保育や家事等の生活支援を行うことにより、自立促進を支援する必要がある。 ・低所得子育て家庭について、本島圏域では一部実施しているが、離島圏域では未実施となっているため、継続的な事業展開ができるよう拡充を図る必要がある。	・県ホームページでの広報をはじめ、市町村の窓口に対しても制度の周知を図る。 ・継続的な事業展開ができるよう、事業者と調整を行う。	継続	こども未来部	女性力・ダイバーシティ推進課	
137	3	②	ウ	専門的、継続的な生活指導等の支援を必要としている母子家庭の母等に対し、母子生活支援施設での支援に加え、民間アパートを活用して就労、子育て支援等を行うことにより地域での生活を支援します。	ひとり親家庭生活支援事業(母子保護の実施)	母子生活支援施設の設置促進や民間アパートを活用した居宅支援	R4年度 ・北部(本部)・中部(北谷町)・南部(与那原町)の3拠点を中心に、支援が必要なもの親家庭に対し、民間アパートを活用し、就労支援、家計支援、子育て支援、子どもへの学習支援等、各家庭に応じた総合的な支援を行った。 ・目標支援世帯60世帯に対し、延べ66世帯を支援、支援終了者33世帯うち32世帯が地域において自立することができた。 R5年度 ・北部(本部)・中部(北谷町)・南部(与那原町)の3拠点を中心に、支援が必要なもの親家庭に対し、民間アパートを活用し、就労支援、家計支援、子育て支援、子どもへの学習支援等、各家庭に応じた総合的な支援を行った。 ・令和5年度支援目標世帯 60世帯 ・目標支援世帯60世帯に対し、延べ59世帯を支援、支援終了者25世帯のうち24世帯が地域において自立することができた。	182,342	162,579	175,263	175,263	181,757	北部(本部)・中部(北谷町)・南部(与那原町)の3拠点を中心に、支援が必要なもの親家庭に対し、民間アパートを活用し、就労支援、家計支援、子育て支援、子どもへの学習支援等、各家庭に応じた総合的な支援を行った。 ・目標支援世帯60世帯に対し、延べ59世帯を支援、支援終了者25世帯のうち24世帯が地域において自立することができた。	アンケート調査や聞き取り等において、随時、各家庭の課題に応じた支援に努める必要がある。 ・ひとり親家庭に支援が行き届くよう、各市において母子生活支援施設等の充実を図る必要がある。	・ひとり親家庭に対するアンケート調査等や社会のニーズを踏まえ、より就労・転職、家計支援につながるような講座内容を実施していく。 ・県内3拠点において広域的な事業展開を促進するため、各市町村や福祉団体等、関係機関との連携強化の充実に努める。	継続	こども未来部	女性力・ダイバーシティ推進課
138	3	②	エ	母子生活支援施設の設置の促進及び広域利用を図るとともに、民間アパートを活用した生活支援等については、拠点事務所を中心とした取組の充実を図るとともに、その成果を踏まえ、関係市における類似事業の実施促進等に取り組み	ひとり親家庭生活支援事業(母子保護の実施) (3②ウの再掲)												こども未来部	女性力・ダイバーシティ推進課
139	3	②	オ	ひとり親家庭が抱える個別の問題に応じ、就労支援や生活支援等を適切にコーディネートすることができる人材の育成に取り組みます。	母子福祉推進事業費	母子父子自立支援員の配置と研修等の実施	R4年度 母子・父子自立支援員による母子家庭等に対する職業能力の向上や求職活動に関する支援、その他必要な情報提供、指導を行い、母子家庭等の自立の支援を行う。 また、母子・父子福祉協力員とも連携を行い、地域の母子家庭等の把握、母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還指導などを行う。 R5年度 母子・父子自立支援員による母子家庭等に対する職業能力の向上や求職活動に関する支援、その他必要な情報提供、指導を行い、母子家庭等の自立の支援を行う。 また、母子・父子福祉協力員とも連携を行い、地域の母子家庭等の把握、母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還指導などを行う。	34,296	27,532	47,962	47,962	40,789	令和4年度の実績は、相談件数5,437件のうち、解決件数は5,419件となっている。(18件は令和5年度へ繰越し)	ひとり親家庭が抱える個別の問題に応じ、効果的なひとり親家庭への支援事業に繋げるため、さらなる人材育成が必要。	ひとり親家庭が抱える個別の問題に応じ、効果的なひとり親家庭への支援事業に繋げるため、会議や研修を通して、さらなる人材育成を図る。	継続	こども未来部	女性力・ダイバーシティ推進課
140	3	②	カ	ひとり親家庭の親の経済的自立のため、親の雇用等に積極的に取り組む事業者や学直しをする親に対し、沖縄振興開発金融公庫による金融面での支援制度の周知等に取り組み、活用を促進します。	市町村説明会における制度周知等	沖縄振興開発金融公庫による金融面での支援の促進	R4年度 沖縄振興開発金融公庫が実施する支援制度について周知を図る。 R5年度 沖縄振興開発金融公庫が実施する支援制度について周知を図る。	-	-	-	-	-	市町村説明会にて制度周知を図った。	引き続き事業の周知を図る必要がある。	沖縄振興開発金融公庫が実施する支援制度について周知を図る。	継続	こども未来部	女性力・ダイバーシティ推進課
141	3	②	キ	ひとり親世帯、多子世帯などの子育て世帯について、公営住宅の優先入居に向けて取り組みます。	公営住宅への優先入居	ひとり親世帯の公営住宅の優先入居へ向けた取り組み	令和5年度の県営住宅空家待ち募集において、ひとり親世帯等を含む子どもを扶養する住宅困窮世帯が一般世帯より優先して入居できるような制度運営に務めた。	-	-	-	-	-	令和5年度の県営住宅空家待ち募集において、ひとり親世帯等を含む子どもを扶養する住宅困窮世帯が一般世帯より優先して入居することができた。	支援が必要な世帯の増加が見込まれるため、県営住宅の建設事業の実施により、供給可能な住戸を増やす必要がある。	供給可能な住戸数を増やすことができるよう、県営住宅の計画的な建替に取り組み。	土木建設部	住宅課	

事業番号			計画に定める重点施策(具体的取組)	主な取組・関連事業 (Plan)			主な取組・関連する事業の状況 (Do)					主な取組による成果及び施策推進上の課題の検証 (Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向 (Action)		担当部署・課等	
				取組名(事業名)	事業名	内容	取組内容及び結果	R4予算	R4決算	R5予算	R5決算	R6予算	成果		具体的な方策	部局等	担当課
													成果	課題			
142	3	ク	子育て世帯等に対し、市町村と連携しながら民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供等に取り組みとともに、新たな住宅セーフティネット制度に基づく住宅確保要配慮者向けの住宅の登録を促進し、市町村による家賃低廉化の実施に向けて取り組めます。	沖縄県居住支援協議会活動支援事業	市町村と連携した家賃低廉化支援や円滑な入居に係る情報提供等	R4年度 ・当該事業における相談窓口にて子育て世帯の相談を4件受け付けた。 ・市町村居住支援協議会の設立支援を行った。 ・住宅確保要配慮者向け専用住宅の登録基準を緩和した。 R5年度 ・市町村居住支援協議会の設立支援を行った。 ・居住支援に関するシンポジウムを開催し、制度、講演など関係者に情報提供した。	9,000	8,500	9,000	9,000	9,000	①県と沖縄県居住支援協議会による勉強会などにより、県内初となる「沖縄市居住支援協議会」が設立された。今後は、県協議会と沖縄市協議会との連携による居住支援が図られる。 ②沖縄県居住支援シンポジウムには、約120名の参加があり、90%以上の方が「満足、やや満足」の評価をいただき、居住支援の普及に繋がった。	沖縄県居住支援協議会の会員である4市において居住支援協議会が未だに設立されていない。居住支援による地域の「つながり」や「共感の輪」を広げていくには、市町村支援協議会の設立が重要であり、いかに設立に向けた支援に取り組むかが課題である。	県民向けシンポジウムの開催による制度周知、市町村連携によるさらなる支援の検討、地域の自治体職員・社協・不動産関係事業者等との勉強会を開催するなどの取り組みを行う。	土木建築部	住宅課	
143	3	ケ	母子父子寡婦福祉資金貸付金の転宅資金及び自立に向けて意欲的に取り組む低所得のひとり親世帯に対する住宅借上げ資金の無利子・償還免除付きの貸付けを通じて、ひとり親家庭への住宅支援を行います。	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子父子寡婦福祉資金貸付金によるひとり親家庭への住宅支援	R4年度 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、ひとり親家庭等の経済的自立の助長等を図るため、ひとり親家庭等の親や子どもに対し、修学資金等の全12種類の資金を無利子又は低利で貸付を行う。 R5年度 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、ひとり親家庭等の経済的自立の助長等を図るため、ひとり親家庭等の親や子どもに対し、修学資金等の全12種類の資金を無利子又は低利で貸付を行う。	204,332	151,537	207,238	207,238	198,469	令和4年度の貸付実績は250件、148,629千円となっており、このうち、転宅資金及び住宅資金の貸付実績は、3件、1,026千円である。	通常保証人の所得要件等の緩和を求めた声があり、平成27年4月に要件緩和等を行ったところであるが、制度が適切に運用されるよう、貸付申請窓口となる市町村への周知徹底が必要。	・各市町村説明会を行うほか、貸付事務を行う各県福祉事務所においても担当者説明会等の機会に随時説明を行う。 ・県としては、県民の貸付要件等参考にしながら制度の改善に努める。	こども未来部	女性力・ダイバーシティ推進課	
144	3	コ	離職により住居を失った又はそのおそれがある生活困窮者に対し、一定期間家賃相当額(住居確保給付金)を支給し、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行います。	生活困窮者住居確保給付金	生活困窮者等に対する住居確保給付金の支給	「自立相談支援機関(相談窓口)」において生活困窮者からの相談・申請を受け付け、各福祉事務所において、住居確保給付金を支給する。	86,185	38,422	61,577	61,577	30,541	令和4年度の貸付実績は250件、148,629千円となっており、このうち、転宅資金及び住宅資金の貸付実績は、3件、1,026千円である。	住居確保給付金等を利用し終えてもなお、住居喪失等で困窮している世帯に対し、関係機関と連携し必要な支援に繋げる必要がある。	居住喪失等で困窮している世帯の支援が円滑に進むよう、特に居住支援関係機関との連携を強化する。	生活福祉部	保護・援護課	
145	3	サ	ひとり親家庭等について、市町村における賃貸住宅契約に係る保証人等の居住サポートの実施を促進します。	沖縄県居住支援協議会の構成団体としての取組	市町村におけるひとり親家庭への保証人等の居住サポートの促進	R4年度 住宅課が実施する事業について周知を図る。 R5年度 住宅課が実施する事業について周知を図る。	-	-	-	-	-	沖縄県居住支援協議会へ参加した。	事業の利用に至っていないひとり親家庭の母等に対し、事業の周知を図る必要がある。	住宅課が実施する事業について周知を図る。	こども未来部	女性力・ダイバーシティ推進課	
146	3	シ	ひとり親家庭や生活困窮家庭の親に対し、就労に有利な資格取得のための受講費用や養成機関修業中の生活費の助成及び養成機関への入学準備や資格取得後の就職準備に要する費用の貸付(自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業、生活福祉資金等)により、就業支援を推進します。	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業等による就労支援	R4年度 沖縄県母子寡婦福祉連合会が窓口となり事業実施 R5年度 沖縄県母子寡婦福祉連合会が窓口となり事業実施	1,730	1,730	1,720	2,020	1,920	令和4年度は入学準備金を28名(貸付額11,611千円)、就職準備金を7名(貸付額1,400千円)に貸し付け付けた。	ひとり親家庭の厳しい経済状況を鑑み、更にひとり親家庭の自立の促進及び福祉の向上を図るため、本事業を実施する必要がある。	引き続き貸付を行うとともに、貸付対象者の就学状況及び償還状況等の管理を行う。	こども未来部	女性力・ダイバーシティ推進課	
146	3	シ	ひとり親家庭や生活困窮家庭の親に対し、就労に有利な資格取得のための受講費用や養成機関修業中の生活費の助成及び養成機関への入学準備や資格取得後の就職準備に要する費用の貸付(自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業、生活福祉資金等)により、就業支援を推進します。	母子家庭等自立支援給付金事業	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業等による就労支援	R4年度 都府県圏域について、県福祉事務所が窓口となり実施 R5年度 都府県圏域について、県福祉事務所が窓口となり実施	54,666	45,030	55,776	51,236	47,612	令和4年度は自立支援教育訓練給付金を4名に支給(支給額12千円)、高等職業訓練促進給付金を42名に支給(支給額44,718千円)した。	事業の利用に至っていないひとり親家庭の母等に対し、事業の周知を図る必要がある。	県ホームページ、チラシ等を活用し事業の周知を図る。	こども未来部	女性力・ダイバーシティ推進課	
146	3	シ	ひとり親家庭や生活困窮家庭の親に対し、就労に有利な資格取得のための受講費用や養成機関修業中の生活費の助成及び養成機関への入学準備や資格取得後の就職準備に要する費用の貸付(自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業、生活福祉資金等)により、就業支援を推進します。	生活福祉資金貸付事業費	生活福祉資金貸付制度は、低所得者等に対して、資金の貸し付けと必要な相談を行うことにより、経済的自立、社会参加の促進、安定した生活を送れるようにすることを目的としており、事業実施主体である沖縄県社会福祉協議会に対し事務費を補助することにより、事業を促進する。	【令和4年度】 生活福祉資金の貸付を実施する沖縄県社会福祉協議会に対し事務費を補助した。 【令和5年度】 生活福祉資金の貸付を実施する沖縄県社会福祉協議会に対し事務費を補助した。	24,078	24,046	25,007	24,978	15,307	事業実施主体である沖縄県協を支援することにより、世帯の実情に即した相談支援や、資金の迅速な貸付のための体制につながった。 (令和5年度貸付実績:606件、147,603千円) ※実質額については、コロナ特例貸付にかかっている経費を除く。	当貸付が低所得者を対象とする性質上、滞納が多いため、借入れ時、償還時の相談支援体制の充実を図る必要がある。	引き続き県社協と連携し、体制整備について支援していく。	生活福祉部	福祉政策課	
147	3	ス	子育て世帯の親の就労を支援するため、託児サービス付きの職業訓練や産学研修と職場訓練を組み合わせた就労支援等に取り組むとともに、各種雇用関係助成金の活用やひとり親の雇用について事業者等への働きかけを行い、親の就労機会の確保を図ります。	ひとり親家庭技能習得支援事業	子育て世帯の親の就労支援、助成金活用やひとり親人材活用の働きかけ	R4年度 プロトタイプを行い、(株)ゆうせきプロトタイプへ事業委託し実施 R5年度 プロトタイプを行い、(株)ゆうせきプロトタイプへ事業委託し実施	66,119	60,351	62,812	62,812	68,998	経理事務に必要とされる資格講座を実施し、仕事と子育てをひとりで担うひとり親でも継続的に受講できるよう、振替制のりきりシステムを構築したほか、受講生個人々々のキャリアアップゼミングを実施する等、支援体制を強化した。	新型コロナウイルス感染症の影響が続いており、転職のための資格取得を希望し受講する生徒が多かったが、当初応募期間中に間に合わなかった県民から次年度も開講してほしいとの要望があった。	受講生募集期間中に県民に対し十分に周知が図られるよう、SNSやラジオ、求人誌等の広告媒体を活用し周知を行う。	こども未来部	女性力・ダイバーシティ推進課	
147	3	ス	子育て世帯の親の就労を支援するため、託児サービス付きの職業訓練や産学研修と職場訓練を組み合わせた就労支援等に取り組むとともに、各種雇用関係助成金の活用やひとり親の雇用について事業者等への働きかけを行い、親の就労機会の確保を図ります。	女性の就職総合支援事業	ひとり親を含む女性の就労支援	ひとり親を含む女性求職者を対象とし、事前研修等を実施し、令和4年度については53名、令和5年度については72名が受講した。	38,059	37,631	29,675	28,802	26,775	令和4年度については、事前研修受講者数53名、訓練受講者数15名のうち、46名が就職につながった。 令和5年度については、事前研修受講者数72名、訓練受講者数16名のうち、47名が就職につながった。	女性求職者の事業参加を促進するため、効果的な周知広報の手段や、求職者のニーズに合致する研修内容や企業の開拓を強化する必要がある。	LINE等のSNSを活用した周知広報や、大型商業施設等の女性が集まる場所へのポスター・チラシ設置など効果的な周知方法を検討する。また、パソコンセミナーや経理事務等ニーズの高い研修を実施する等、多くの求職者の事業参加を目指す。	商工労働部	雇用政策課	
147	3	ス	子育て世帯の親の就労を支援するため、託児サービス付きの職業訓練や産学研修と職場訓練を組み合わせた就労支援等に取り組むとともに、各種雇用関係助成金の活用やひとり親の雇用について事業者等への働きかけを行い、親の就労機会の確保を図ります。	事業主向け雇用支援事業	事業主向けの雇用相談、各種雇用関係助成金の情報発信	R4年度 常設の相談窓口設置、巡回相談、セミナー開催、助成金内冊子の作成を行った。 R5年度 2,574件の相談支援を行った。 R4年度の取組に加え、訪問相談を実施し、2,299件の相談支援を行った。	19,869	19,734	20,474	20,432	24,239	R4年度 2,574件の相談支援により、事業主の雇用手続きの解決、助成金活用の促し等が図られた。 R5年度 訪問相談の実施により、離島の事業主への対応が拡充され、より多くの事業主への支援が図られた。	より多くの事業主に活用してもらうため、事業の周知広報の強化、離島等遠隔地の事業主の利便性の向上が必要である。	関係部局や市町村及び関係機関等とのネットワーク強化を図ることで効果的な情報発信を行う。また、利便性向上のための研修やセミナーの活用を促進するため周知広報を行う。	商工労働部	雇用政策課	

事業 番号			計画に定める重点施策 (具体的取組)	主な取組・関連事業 (Plan)			主な取組・関連する事業の状況 (Do)						主な取組による成果及び施策 推進上の課題の検証 (Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向 (Action)	担当部署・課等			
				取組名(事業名)	細事業名	内容	取組内容及び結果	R4予算	R4決算	R5予算	R5決算	R6予算	成果		課題	具体的な方策	部局等	担当課	
													成果	課題					
147	3	(2)	ス	子育て世帯の親の就労を支援するため、託児サービス付きの職業訓練や産学研修と職場訓練を組み合わせた就労支援等に取り組みるとともに、各種雇用調整助成金の活用やひとり親の雇前について事業者等への働きかけを行い、親の就労機会の確保を図ります。	離職者等再就職訓練事業 (託児サービス付きコース)	子育て世帯の親の就労支援、助成金活用やひとり親人材活用の働きかけ	令和4年度においては、託児サービス付き職業訓練コースを2コース設定した。令和5年度においても、託児サービス付きの職業訓練コースを2コース計画していたが、事業者の辞退により開講することができなかった。	3,920	227	1,960	0	0	0	令和4年度において、受講者1名が託児サービスを利用した職業訓練を受講し、子育て世帯の親の就労支援が図られた。	託児サービス付きのコースを実施できる事業者が少ない。	継続	託児サービス付きのコースを増やすため、公募時に当該コースについて周知を行う。	商工労働部	労働政策課
148	3	(2)	セ	生活困窮者及び生活保護受給者に対して、就労支援員による就労支援や、直ちに就労が困難な方に対しては就労準備支援を行います。	被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業、生活困窮者自立支援事業(就労準備支援事業)	就労支援員による生活困窮者等への支援	福祉事務所に就労促進指導員を配置する。 自立相談支援機関(相談窓口)において、被保護者及び生活困窮者に対して、就労準備支援を実施する。	76,478	74,146	78,008	78,008	80,202	県福祉事務所5名の就労促進指導員を配置し就労支援にあたった。また、所管する町村及び沖繩市、うるま市、豊見城市、浦添市と共同して就労準備支援事業を実施し154名を支援した。	就労準備支援事業については、支援開始時から支援終了時の状態の変化についての指標が難しい。	就労準備支援事業委託先と連携し、新たな評価基準の設定について検討を行う。	生活福祉部	保護・援護課		
149	3	(2)	ソ	就職困難者、生活困窮者、生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対して、ハローワークと福祉事務所等によるチーム支援を行います。	パーソナル・サポート事業	就職困難者に対する生活から就職までの継続的・一体的な支援	長期未就労、コミュニケーション難などの様々な課題を抱える求職者に対し、専門の相談員が個別・継続的に関わり就労に繋げる。 ・相談件数 R4: 20,395件 R5:19,883件	120,075	119,492	120,322	119,539	109,713	・相談者数 R4: 11,186人 R5: 984人 ・延べ相談件数 R4: 20,395件 R5: 19,883件 ・就職者数 R4: 554人 R5: 457人	生活困窮や生活保護、障害のボーダーラインにあるものと、複合的な障害要因の多い困難事例が増加している。	継続	複合的な要因を抱える相談者に対しては、就労支援とあわせて生活支援を行う必要があるため、福祉事務所や生活困窮者自立相談窓口等の福祉部門と連携した取り組みが必要である。	商工労働部	雇用政策課	
149	3	(2)	ソ	就職困難者、生活困窮者、生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対して、ハローワークと福祉事務所等によるチーム支援を行います。	生活保護受給者等就労自立促進事業	ハローワークと福祉事務所等による生活困窮者等へのチーム支援	地方公共団体(福祉事務所等)とハローワークの就職支援ナビゲーターによる連携した就職に向けたチーム支援を実施する。	-	-	-	-	-	生活保護受給者、生活困窮者、住居確保給付金、児童扶養手当受給者に対し、福祉事務所や自立支援機関、ハローワーク等が連携し、就労支援を実施。令和4年度は、支援対象者数1,293人、就職者数954、就職率73.8%の実績となった。	支援対象者が当該事業に繋がらないう、各関係機関は情報共有を行い、連携し、支援を行う必要がある。	継続	県単位及び地域単位で協議会や分科会を開催し、目標人数や支援の方法等について検討する。	生活福祉部	保護・援護課	
150	3	(2)	タ	生活保護受給者の就労促進のため、就労活動促進費及び就労自立給付金を支給します。	生活保護制度(就労活動促進費、就労自立給付金)	就労活動促進費及び就労自立給付金の支給	早期の就労により保護脱却が可能な方々には、福祉事務所の就労支援員等が企業面接の同行など丁寧な支援を行う。 生活保護から、自立直後の不安定な生活を支えることを目的として、就労自立給付金を支給する。	-	-	-	-	-	早期の就労により保護脱却が可能な方々には、福祉事務所の就労支援員等が企業面接の同行など丁寧な支援を行い、生活保護から、自立直後の不安定な生活を支えることを目的として、就労自立給付金を支給した。	生活保護世帯では、傷病等により長期間就労から離れる世帯が多いため、早期に就労による保護脱却が可能である受給者は多い状況である。	継続	・保護開始時から受給者の健康状態等を確実に把握し、早期の就労による自立が可能であると判断される者には就労活動促進費の活用を促し、当該受給者と福祉事務所が連携して新規就労につながるよう努める。 ・保護からの自立後の生活の立ち上げに受給者は不安を抱えていることから、就労自立給付金の周知を今後も確実に先行し、自立後の生活への不安の軽減に努め、就労による自立の可能な方の自立を図っていく。	生活福祉部	保護・援護課	
151	3	(2)	チ	生活保護を受けているひとり親世帯の親が高等学校に就学する場合に、一定の要件の下で、就学に係る費用(高等学校等就学費)を支給します。	生活保護制度(高等学校等就学費)	高等学校等就学費の支給	被保護者である高校等の卒業資格を有しないひとり親世帯の親に対して、高校就学のための、高等学校等就学費を支給する。	-	-	-	-	-	・高校等の卒業資格を有しないひとり親世帯の親が高校等への就学を希望する場合、本人の就学の意欲が高く、生活態度から高校等の卒業が見込まれることや、高校等卒業の資格取得が揃ったことにより自立に繋がると期待できる場合は、企業扶助である高等学校等就学費を支給できる。	ひとり親世帯の親は就労や子育てなどにより、就学の希望があってもその実現が困難な状況にある。	継続	福祉事務所において、就学意欲の高いひとり親世帯の親から就学の相談を受けた際は、制度の説明丁寧に行うよう促していく。	生活福祉部	保護・援護課	
152	3	(2)	ツ	ひとり親世帯の親及び子に対し、高等学校卒業程度認定試験合格のための受講費用の一部を支給します。	ひとり親世帯高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校卒業程度認定試験合格のための受講費用の一部支給	R4年度 郡部圏域において、県福祉事務所が窓口となり実施 R5年度 郡部圏域において、県福祉事務所が窓口となり実施	150	0	286	0	150	事業利用実績なし	事業の利用に至っていないひとり親世帯の母等に対し、事業の周知を図る必要がある。	継続	県ホームページ、チラシ等を活用し事業の周知を図る。	子ども未就部	女性カ・ダイバーシティ推進課	
153	3	(2)	テ	ひとり親世帯の母又は父に対し、養育費に関する相談支援を行うとともに、養育費の取り決め率の向上及び履行確保に資する取組を支援します。	母子家庭等自立促進事業(養育費相談)	養育費に関する相談支援の実施	R4年度 養育費に関する相談支援の実施 R5年度養育費に関する相談支援の実施	2,595	2,573	2,580	3,580	3,080	弁護士による法律相談、司法書士相談、養育費相談員による相談支援を行った。令和4年度は弁護士相談52件、司法書士相談18件、養育費相談は140件である。	事業の利用に至っていないひとり親世帯の母等に対し、周知広報を図る必要がある。	継続	県ホームページ、チラシ等を活用し事業の周知を図る。	子ども未就部	女性カ・ダイバーシティ推進課	
154	3	(2)	ト	生活保護については、支援が必要な方に確実に保護を実施するという基本的な考え方を踏まえ、制度の周知や説明など適切な対応を図ります。	生活保護制度	生活保護制度	県内の各福祉事務所においては、ホームページ等を活用して、生活保護の制度や窓口の案内を行っている。 また、生活困窮者に対する相談で、要保護者と思われる方々には福祉事務所を案内している。	-	-	-	-	-	保護・援護課のホームページでは、生活保護制度の基本原則や実施上の原則等について掲載し、制度の周知を行った。 また、県広報誌「美ら島沖繩」で生活保護制度周知と相談窓口一覧及び県ホームページのURLを掲載している。	生活保護制度について必要な方に情報が届き福祉事務所に繋がらないう、各関係機関と連携し支援を行う必要がある。	継続	他自治体の取組状況も参考にしながら、生活保護制度の周知徹底に努める。	生活福祉部	保護・援護課	
155	3	(2)	ナ	児童扶養手当については、児童を育成する家庭の生活の安定と自立が促進され、児童の生活の向上が図られるよう、制度を周知し、確実な支給を行います。	児童扶養手当費	児童扶養手当制度の普及実施	R4年度 児童を扶養しているひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するために年6回、手当を支給する。 R5年度 児童を扶養しているひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するために年6回、手当を支給する。	2,657,204	2,511,683	2,748,406	2,653,432	2,658,420	なし	令和4年度は児童扶養手当として2,511,683千円の支給を行った。(令和5年3月末受給者数4,914人) 令和5年度は児童扶養手当として2,653,432千円の支給を見込む。(令和6年1月末受給者数4,845人)	児童扶養手当の新規認定請求や各種届出の審査、認定を行い、年6回手当を支給する。	継続		子ども未就部	女性カ・ダイバーシティ推進課
156	3	(2)	ニ	ひとり親世帯の生活の安定と自立を支援するため、所得要件を満たすひとり親世帯の親に対し、医療費を助成します。＜再掲＞	[2]②の再掲	-												子ども未就部	女性カ・ダイバーシティ推進課
4 雇用の質の改善等にに向けた取組										573,389		672,046		840,434					
157	4	(1)	ア	従業員に給与増に積極的に取り組む企業を認証する「所得向上応援企業認証制度」を創設し、普及に取り組みます。	沖縄県所得向上応援企業認証制度	所得向上応援企業認証制度の創設、普及	従業員の所得向上に積極的に取り組む企業を認証、応援する取り組みで令和6年3月末時点で79社認証した。	0	0	20,864	20,476	17,901	メディアを活用した制度のPRや団体等への積極的な訪問を通して、徐々に制度の認知が広がりをみせている	認証制度の更なる普及と拡大を通して、従業員の所得向上への気運を醸成する必要がある。	継続	更なる普及と拡大に向け、団体等と協力し、企業へ周知する。	商工労働部	雇用政策課	
158	4	(1)	イ	県内企業の労働生産性向上を図るため、企業のDX推進及び企業間連携並びに生産性向上の中心的担い手となる人材の育成を支援します。	沖縄DX促進支援事業	DXの推進による県内企業の労働生産性向上の支援	R4年度 経営者向けセミナー開催:5回 DX計画策定支援:15件 DX補助金事業:10件 R5年度 経営者向けセミナー開催:5回 DX計画策定支援:20件 DX補助金事業:11件	152,060	144,521	201,065	201,065	189,723	また相談窓口の活用等による補助事業者とIT企業とのマッチング支援により、企業のDXを加速が見込まれる。	R5年度は児童扶養手当として2,511,683千円の支給を行った。(令和5年3月末受給者数4,914人) 令和5年度は児童扶養手当として2,653,432千円の支給を見込む。(令和6年1月末受給者数4,845人)	児童扶養手当の新規認定請求や各種届出の審査、認定を行い、年6回手当を支給する。	継続	ベンダーや各支援機関との意見交換を行い、支援機関による企業DXの促進のあり方等について意見を聴取し、支援内容の充実を図る必要がある。	商工労働部	IT/インバウンティ推進課

事業 番号			計画に定める重点施策 (具体的取組)	主な取組・関連事業 (Plan)			主な取組・関連する事業の状況 (Do)						主な取組による成果及び施策 推進上の課題の検証 (Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向 (Action)		担当部署・課等		
				取組名(事業名)	細事業名	内容	取組内容及び結果	R4予算	R4決算	R5予算	R5決算	R6予算	成果	課題	具体的な方策		部署等	担当課	
158	4	(1)	イ	県内企業の労働生産性向上を図るため、企業のDX推進及び企業間連携並びに生産性向上の中心的担い手となる人材の育成を支援します。	小規模事業者等デジタル化支援事業		県内企業の労働生産性向上の支援	令和4年度補助実施64件 令和5年度補助金実施70件	81,553	65,212	72,004	68,203	74,323	補助事業実施事業者の労働生産性向上につながった(目標としている労働生産3%)向上について、R4、R5とも達成。	県内事業者のDXを加速化させるため、支援を受ける事業者の増加を図る。	継続	事業効果については順調に推移しているところであり、引き続き事業周知に努め、支援を受ける事業者の増加を図る。	商工労働部	中小企業支援課
158	4	(1)	イ	県内企業の労働生産性向上を図るため、企業のDX推進及び企業間連携並びに生産性向上の中心的担い手となる人材の育成を支援します。	稼ぐ企業連携支援事業		県内企業の労働生産性向上の支援	複数の事業者が連携して取り組む、新たな商品の開発や販路の拡大など、企業の収益力や生産性の向上、域内経済循環の促進等に資するプロジェクトを支援する取組で、令和5年度は14件支援した。	139,932	103,605	172,932	156,733	140,075	所得向上の原資となる稼ぐ力を高めるため、企業の取組への補助及びハズオン支援を行うとともに、セミナー等を新たに開催し、企業のマッチングや事業計画の策定をした。	新たに開催した、セミナーのような企業間のマッチングや事業計画の策定を支援することが必要である。	継続	今後も同様の取組ができるよう調整を行う	商工労働部	グローバルマーケット戦略課
158	4	(1)	イ	県内企業の労働生産性向上を図るため、企業のDX推進及び企業間連携並びに生産性向上の中心的担い手となる人材の育成を支援します。	県内企業「稼ぐ力」強化人材育成事業		県内企業の労働生産性向上の支援	企業自ら人材育成するための意識向上を図る集合型研修(セミナー)の実施、人材育成のために要するコンサルタント型研修・実践研修に対する補助支援、「稼ぐ力」強化のための周知・広報活動等。	34,817	31,406	39,817	35,980	50,174	R6.1月末までに集合型研修(セミナー)を8回実施、延べ109人が受講した他、企業の自主企画研修8件に対し、研修費用の補助支援を実施。	多くの県内企業において人材育成を担う人手が不足しており、経営層においても人材投資に対する意識が十分に高まっていない。また、コロナ禍からの経済活動の再開によって人手(労働力)の不足が深刻化している企業も多く、企業としての労働生産性の向上等が課題となっている。	継続	企業毎の人材育成の課題に応じた支援ができるよう、県内事業者や制度との連携を強化し、横断的な支援を行う。企業によるリスクリングの普及啓発や実践支援に取り組む。	商工労働部	労働政策課
159	4	(1)	ウ	非正規雇用労働者が働きやすく、また、働き続けられる職場環境の整備を図るため、県内中小企業に対する専門家派遣及びセミナー開催を実施します。	非正規労働者処遇改善事業		非正規雇用労働者の待遇改善	県内中小企業に対する専門家派遣及びセミナー開催を実施	10,909	10,626	9,224	9,200	9,224	12月末時点で12社に専門家派遣し、5回セミナーを実施した。	事業終了後に専門家を派遣した事業効果が続いているか長期的な追跡調査が必要。	継続	引き続き、中小企業への専門家派遣事業及びセミナーの開催を続ける。	商工労働部	労働政策課
160	4	(1)	エ	非正規雇用労働者の正規雇用化を図る企業等に対して研修費用や専門家派遣などの支援を行うことで、正規雇用化の促進につなげます。	正規雇用化促進事業	正規雇用化サポート事業	正規雇用化の促進	R4年度 正規雇用に取り組み企業への研修費用助成や専門家派遣を、44社に対して実施した。 R5年度 正規雇用に取り組み企業への専門家派遣を、42社に対して実施した。	42,444	41,124	40,810	40,794	32,722	R4年度 主な取組により、115人の正規雇用拡大が図られた。 R5年度 主な取組により、116人の正規雇用拡大が図られる見込み。	更なる正規雇用の拡大を図るため、事業の周知・広報の強化、経営者に対する正規雇用化の意識醸成、人材確保に対する支援の必要がある。	継続	関係部署や経済団体等と連携した事業の周知広報を強化し、経営者への採用活動支援等を実施する。	商工労働部	雇用政策課
161	4	(1)	オ	従業員の仕事環境の整備と雇用の質の改善を図るなど、積極的に人材育成を図る企業の取組を支援します。	県内企業雇用環境改善支援事業		企業の積極的な人材育成への取組支援	人材育成企業認証制度や人材育成推進者養成講座等を実施し、企業の人材育成の取組を促して支援する。	11,372	11,372	8,000	8,000	17,480	様々な人材育成の手法を実践的に修得する「人材育成推進者養成講座」を実施し、令和4年度及び令和5年度で110社が修了した。また、新たに9社が人材育成企業の認証を受けた。	大学や専門学校等への訪問等により新規学卒者を含む求職者に対する認知度向上を図る必要がある。	継続	求職者への認証制度の認知度向上を図るとともに、新規認証申請企業の開拓等により、認証企業数を大幅増加を目指す。	商工労働部	雇用政策課
162	4	(1)	カ	就職・雇用等に関する求職者や事業主等の様々なニーズに対応するため、総合的な就業支援拠点(グジョブセンターおきなわ)を活用し、生活から就職までをワンストップで支援します。	沖縄型総合就業支援拠点形成事業		総合的な就業支援拠点(グジョブセンターおきなわ)を活用した支援	グジョブセンターおきなわにおいて、求職者の生活から就職までをワンストップで支援した。	61,457	61,358	69,641	65,641	71,245	求職者や企業等に対する支援機能を集約し、それぞれのニーズに対応したサービスをワンストップで提供することで、R4年度の相談者延べ人数は45,306人と、前年度の相談者延べ人数の延べ人数は34,375人と	相談者の中には、地域住民の目が気になり、最後の支援窓口が活用しづらく一人で抱え込む方も少なくないため、相談しやすい環境づくりが必要である。	継続	市役所やその他就業支援機関との相互強化により外部との連携を強化するとともに、難易度含む県内全域から相談しやすい窓口づくりを行っていく。	商工労働部	雇用政策課
163	4	(1)	キ	労働環境及び労働条件の実態を把握するための実態調査を行い、労働環境の向上を図ります。	中小企業労働対策事業費		労働条件等実態調査の実施	県内2,000事業所へ労働条件等実態調査を実施した。	1,303	795	1,277	855	4,297	702事業所(回収率35.1%) 報告書 関係機関等への配布・HP等で周知	調査項目を社会の傾向に応じて精査するとともに、回収率を向上させる工夫や取組を行う必要がある。	継続	今後も労働条件等実態調査を継続して実施するとともに、回収率の向上など基礎資料としての精度を高める取組を実施する。	商工労働部	労働政策課
164	4	(1)	ク	ワーク・ライフ・バランスの普及啓発や働きやすい職場環境の整備促進を図るため、企業等を対象としたセミナーの開催や社会保険労務士等の専門家の派遣を実施します。	働きやすい環境づくり推進事業		ワーク・ライフ・バランスの普及啓発や働きやすい職場環境の整備促進	県内中小企業に対する専門家派遣及びセミナー開催を実施	6,723	6,599	6,808	6,244	6,230	セミナー実施(4回:122名参加) ・専門家派遣(15社) 上記施策を行うことでワーク・ライフ・バランスの普及啓発や働きやすい職場環境の整備の促進につながった。	人手不足等昨今の問題によりワーク・ライフ・バランス推進の阻害を防ぐため、次年度のセミナーや専門家派遣のテーマを精査する必要がある。	継続	引き続き、専門家派遣事業及びセミナー実施し、企業の働きやすい環境づくりを支援する。	商工労働部	労働政策課
165	4	(1)	ケ	女性が働きがいを持って仕事に取り組むことができる環境づくりを推進するため、沖縄県女性就業・労働相談センターにおいて、よろず相談やセミナーを実施し、企業に対して専門家派遣を実施します。	働く女性応援事業		女性の多様な働き方や就業継続の支援	仕事よろず相談対応人数527人、セミナーの実施回数47回に加え、女性が働きやすい労働環境の整備に取り組み企業11社に対して専門家派遣を実施している。	30,819	30,656	29,604	27,489	27,040	相談件数、キャリアアップ・スキルアップセミナー開催数、専門家派遣企業数は当初計画を上回る実施で、セミナー受講者は80%以上の満足度を達成しており、概ね、事業は好評である。	当初計画より上回る実施だが、女性が働き続けられる職場環境の整備を更に推進するため、県内の企業に対し周知を図る。	継続	県の広報等を活用し、周知を図る。	商工労働部	労働政策課
5				その他、子どもの貧困対策に資する施策(計画に位置づけはなく知事公約であるなど)				136,800	136,800	116,640									
5 (1)				知事公約関連				136,800	136,800	116,640									
166	5	(1)	ア	自立支援プログラムの策定を受け、就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親に対し、住居の借り上げに必要となる資金の償還免除付きの無利子無担保の住宅支援資金貸付を実施することで、安定就労を通じた中長期的な自立支援や住居確保を促進します。	ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業		ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業による住宅支援	R4年度 沖縄県母子寡婦福祉連合会が窓口となり事業実施 R5年度 沖縄県母子寡婦福祉連合会が窓口となり事業実施	136,800	124,620	136,800	136,800	116,640	母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親に対し、住居の借り上げに必要となる資金の償還免除付きの無利子無担保の住宅支援資金貸付を実施することにより、安定就労を通じた中長期的な自立支援や住居確保を促進した。	貸付を受けた者が貸付終了1年を経過した時点で、プログラム策定時に設定した目標に沿った就労を12ヶ月継続した場合に貸付の返還を免除するため、後払いをする必要がある。 ・プログラム策定時に設定した目標に到達しなかった者については、返還が発生する。	継続	プログラム策定を受けることで、就職・転職支援に加えて、就労継続のための支援を行うことにより、安定就労を通じた中長期的な自立支援や住居確保を行う。	子ども未来部	女性力・ダイバーシティ推進課